

伊藤善平和兌
甲之助和義ノ
父七郎ヲ從ノ
士ヲ召返シヘシ
赴キシニ云フ
左傳ニシテ
左實ニ從文三
條長門ニ在リ
嵯峨ハ姉上様
笠原嘉助地名小
美多子ノ姉嫁

るあすの晩ハつな市ぐるときんく聞申候百姓町人の武藝もとまつて
ツテ、ンく世の中ニして誠よとふしたものぞ恐れ入た事ぞのふ此よ
ふニしよつてそやおもひしる事があるふぞ○善平がつまにいたげながお
ゐし事しやのふ今つまにいたとてたまがもとるものぞ左傳二もやそり
御供しておるろふおつねが色々と氣遣ろふ是も武士なふひよて一ト度御
供して今更もとふせるものよてもかく世の中がかわねハ先もどる事も
あるまハ○此間さこハ姉上さぬ御こと御文誠ようをしくく拜し候まハ
ついでによろしく御申よ○保馬安部などハ不相更くるろふのふ彦太ハま
ふもとふんりよ扱又ちあくの内よ下番をやり申候まハなんてもとあし
御聞あせよるくくりし

姉上さぬ

おと乙との

依太

(武市家文書)

○元治元年正月末日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

一たぞこ

御こし

ねへたりおれたたりゆへふのむぞく

一大高源五の状をすたるとおもふて半紙の本へうつしてあるまよあふう
つしてある中ふうつしてあるいあよも書物箱りつくへの引出りこりり
にあると先てみて

一朝倉日記の先があせハ御こし

一この中で墨をするが時ふよりてハ見るいきに朱のいんふくの入てある
ものをあけてよくくふき墨をよくくすりて綿ふでもしゆめて右の
いんふく入へいきて御こし可被下候
一手だらハ

ちとゆをつらひたひ依て辨當持てくる時ニ御越し

とめて、求
テノ方言探シ
テ吳レノ意

しゆめて浸シ
メ
テノ意

三寸



さし渡はとれど
ふとくてもよし
先壹尺二三寸より
四五寸位までよし

おちさん、島
村之助、村
太、島、村、壽
太郎、洲、平

へ、エニ
テ、ヨイガノ
意、ヨイガノ
下ノ、亦タ
同ジ

一この百人一首おちさんり壽太りへ御と、け
一飯のさゆをもふ少々かろふおして御越しとふぞ京都の事がさだまり
御隠居様の御都合がよけをハへ、が誠ま々々氣遣なり
三條様方も京へ御歸りと云事ふまつたをハる、が又長州まで薩まの舟
とりを打たとり云がどふした事ぞのふ
(武市家文書)

○元治元年正月カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

あぢきなき事とハよくもぢりなふなどおもあげの日記をるぬふん
あぢきなきト云ハむるきト云ナリ

前ノ祖母トハ
夫人富子ノ祖
母チイフ

この歌ハ前の御祖母さぬ初みか、をとおもひ日記をばてよきふりみか
さぬへ御見せ
此うたの日記ハ
なんぼ思ふても見るともできん事ゆへ思ふハむるきな事とハよく、
がてんしておる々んどどふゆふものぞみあ、の御顔が目のさきへ見
へるよふニおもふてどをしてもる、日記をらんふしぎな事チャト云
ナリ
(武市家文書)

村田丑五郎
瑞山ノ僕

○元治元年正月 (瑞山ヨリ丑五郎へ)
返し

おもひきやひとやの内よなふへて又る初る梅を見んとわ
天神様へ日々参ると聞て
あそれ汝が赤心をむくふの神のめぐみのなるふましやハ

武市瑞山關係文書第一

より太郎

丑太郎五カへ (武市家文書)

○元治元年正月カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

一酒の預り 壹升 御越し

じんぜんじ
土佐郡秦泉寺
村さびく、毎
度ノ意

これハ一人下番ニぞんせんじのふ出る者がある出ほんをして江戸は十
五年もおつた物よて誠まゑんせつニしてくをさみくくなよのにくを候
ニ付何をやふんと見るん

一この間の画五の一たいしや石一朱一 一まを一 一あひ
下ノ字脱カ番ニ画を頼まを申候今日のよふな休日ニかき候ニ付氣遣な事をこし
もなく候万々一まれても番人ニかゝりて自分へわかゝり不申候ニ付氣
遣ハなし
ふてハこちニある

きよニヨツテ
下ノ意、ざつと
下等ナルノ意

へこな方言ヲ
ルイ品トノ意

一朱のいんよく

これハ此間のあちもふいりんきにざつとしたいんよく入へ代壹朱位の
朱いんよくを買て御越し

一いん これハ水しやうのガ計りよてよし

小ざつ三ツどありほそきへこながてよし

バ

一びんつけ りたきガトよし

一△印三ツりへし申候

(武市家文書)

○元治元年二月末日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

この間と御とおく敷いゝ御暮しと明暮おもひり先々次第よぬく
う相成候へとも皆様御き々んよき御事とそんしり扱私事不相更ねた
りおきたり日ぐくるとア、日ぐくをたくつるんだ又夜があけるとア、

同宿のクソム
江ノ高知城下
ニ伊藤平河
云々事ナリト
入牢ニテナリ
同牢ニテナリ
情ニテナリト
痛ニテナリト
取テモナリト
物ナリトナリ
ヘリ格別ニ云
テ云々今ハ
アテニ當リ
時勢ニ當リ
行ハテモ
ハナキ人ト
ナキ人ト
ソナキ人ト
士ナキ人ト
爲メ然ルコ
ナク然ルコ
物ナク然ル
ハナク然ル
ニテ然ルコ
切ニテ然ル
メナク然ル
トナリトナ
亡人トナリ

夜が明たくつろぬだとな、月日の立がたのしきよて夜もひるも本
を見申候○同宿のクソムシモまぶニ御さそいもなくこまり入申候そや牢
へ入てかゝ三度せんきにでるこの間もふたふハ御さそいがあるふと
おもふておつた處が誠まゝあ方のやつ故又くだらん事を云たげなせん
ぎあふもどつてきて云事よむふハ云そあふたと云きになにをいゝそ
あふたぞととふたをハりの出やんの時ニ井上傳十郎の姉をつきて行つ
もりであつたと云た處が甚六り敷なつたと云ふ付それハ誠そのつもりで
あつたりととふたをハ夫あふ又さあしだした實ハつて行つつもりであな
あつた々と傳十り姉を今年三十七歳なるが私ゆへよめ入もせげに
おるといふで色々其こんたんをくましくもなし誠ま々々おもしろも有り
氣のどくももあり誠ま々々安あふ人なり夫ゆへ又其井上の事を御らん
さつニなつておるろふ夫ゆへ御作配がひまが入るろふとおもひ候誠ま々
々此の人よむあまり入申候えあし此の人あそのよふニなる事ああるま

うんさつ、監

いとおもひ候私がる事そや三度髪をいじし申候あたのさあみきの
中をつんでもふハ夫あふあふ自分の手をよごさばよ是のまよよろしん
候ア、おあしやゝゝ〇花をさゝゝ御越し明暮見くらしたのしみ申
候扱番人が色々の花持てきてくを桃櫻日々ひふき申候此間を西分り出
る人が竹の子をよいて重へ入てくを申候誠目づ敷まぶ上へ出ぬがで誠
よんまゝぞゝんまふこざりましたよ〇扱此間を御飛脚も又著たと承り
候へともなんのそなしも聞へばたゝゝいゝとおもひくふし候 御い
んきよ様もそや御歸りがあるけななどいへど何の事やふりあり不申候又
朔日よむ人をやり申候先あゝゝりしん

依 太

姉 上 さ ぬ
おと 乙 と の

(武市家文書)

御いんきよ
様容堂二月
二十八日京
都發途瑞山
ニ就ク

○元治元年二月頃カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

一 神武々んこふ録 御こし

これ内ニある書物箱ニ入ておるこれも本よなつておる

一 たぞこ まゝある々んどついでニ御越しこのたぞこを誠よるゝ々ん

と誠よねがたゝるゝるふもふゝ山たぞこよてもよし

一 この下番ハ江戸で出ほんしてまたへ追方ニあふていた物よて候この間

酒の預りをやつた物これハ此間のそけあまのゐりよて候これも酒

をみよて候ぞんゐちやぞゝ云やつゆへめつたな事ハいれんぞよ

一 この本前へ御とゞけ

(武市家文書)

○元治元年二月頃カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

一 半紙 少し

一 手拭 長らよて御こし

せなるをふくニどふもあらん

一 せに 拾々どあり御こし

おりゝゝ晩のさしみどもくたぬ時ニかいニやりまは

檜がきハ晩方時々ゐニやりよる

一 おけ 御こし辨當の時ニてもよし

せんに二ツもつてきておつて一ツをいなし候其を御こし

こちのガを輪がきれりけ候ニ付

一 ゆきひら 御こし

このゆきひらをひいてもり出し申候

一 此本前へ御とゞけ

一 この下番ハ誠ニしつてはよてほんどふの人よて御座候

一 べんとふのはひニさとふを御こしこれハまぶたんある

(武市家文書)

○元治元年二月下旬カ (瑞山ヨリ妻富子)

△

この間雨あつきうにあたゝりニ相成先々皆さぬ御き々んよき御事とそん
 し、この間もくせしき御文それ、拜しうせしく存、扱伊野の
 大黒様へも御参りのよし其日を檜垣の家内御目よか、候よし大よろこ
 びよて其事云て参り居申候扱私事不相更ふじニ候ま、少も、御氣遣被
 遣ましん存、衛吉なども皆々そく才のよし安心致候田内おこさぬ前
 ざニハ皆々御き々んとそんし候扱まニクソ虫も御作配もなした、毎日
 々々あ方を云ヤカマシクてこれニハこまり入申候チト東水を云ふとも
 ふてもヤカマシクてでき不申候扱こ

田内おこさぬ前
 は、田内喜三
 次ノ妻
 前ハ島村壽之
 助
 前ハ、薩喉
 場ナリ
 東水、拙キ歌
 トイフ隠語解
 ハ下ニ在リ

(武市家文書)◎原書以下断缺

○元治元年三月一日 (瑞山ヨリ妻富子)

の間およびき櫻の花御こし日々さき申候まらしあふあを事を持てき

の間ノ上ニ

ノ字脱カ
 或ハ前ノ文ノ
 ◎此ノ字ノ下チ
 受ルニアラズ
 ヤ、暖ク
 ノ意

きに入たよう
 ニ、意ニ
 元治元年三月
 四日山内容堂
 京都ヨリ歸國

たり髪ノ意

た時わ花も葉も赤みがさして櫻色よて候處この窄の中へ入ておくと次第
 々々よ色がむるくなりこの間の雨ではの、ぬくうなりしゆへは朝おき
 て見たをひひかいており候處花が色白く葉が青くなりて櫻色ハなくなり
 誠よせつかく色よくつぼみて咲をとしておる花をこの内へ入ると色をう
 しなひ候ニ付この花の心りあそれたまりません番人が色々の花持てき
 てくまづきやふぼけやふ桃やふ柳やふ様々あれど皆々色の替るものわ
 なんが櫻ざありわ色がむるり候ニ付もふいつそ木へきに入たよふニ咲り
 せておくがよきとおもひ候○扱來る四日よわ 御隠居様も御著と承り候
 がいある事ぞ京都の御都合ハとの様な御事ぞた、心ニあり申候
 ○番人よ内々よて繪を頼まれ候ニ付役所の休日ニりき申候
 ○扱ひるしをさ、御しよて候處もふ、たり申候おり、ンマキも
 ちども三ツり五ツざあり少々づ、御越し
 扱内の状がたのしみで、こさりまは、この三日り四日よわ又々下番やり

申候先々りしく

三月一日

姉上さぬ

おと乙との

御さもれがなれとたまふんよ

(武市家文書)

依太

減御ノ上ニ三字

○元治元年三月一日 (瑞山ヨリ妻富子)

潮江ノ半兵衛
獄ノ下番
いなし、返へ
スノ意

々ふハ又寒き事ニ候先々みあ〜御き々んよくそあふじめて度存候爰
元次第ニこゝろよく候まゝ少も々々氣遣有間敷候扱こんどんと潮江の半
兵衛をつごふしたれよて本をいなしてやり申候又つごふよよりてわやめ
申候先々かくだんの事もなくあら〜りしく

三月一日

おと乙との

より太

元治元年三月
四日山内容堂
歸國

○元治元年三月四日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

皆々様御き々んよく決て度そんし〜私事ふじニ候まゝ少も御氣遣被
遣ましん存〜扱そやせつ〜も相濟今日も御著のよし恐悦と申てよき
やふ不相分候へとも先々恐悦相となへ申候扱又長州を征伐など〜えきり
に番人ともより聞申候いなる事ぞ征伐されハまるもよしもふ〜天下
の事わいぬしあさもなく此の上をた〜御國の御事 御隠居様の御歸
りわいなるにけよて御歸りぞがてんゆあはもふ〜世の中の道もなく
なつてしまへハ死ぬるより外の事ハなき事よて候○筆繪のくいんそれそ
れ受取申候きのふハ繪をりき申候番人ともにしきりにたのまれ申候○ひ
さしのそぎをふいたけなこれハなるほと大いたみてあつたゆへ此間内も
もふもるろふとおもふよつたくつろぬだのふ○金を役所あ受取たげな
これハとふした金やふがてんゆかば先達あ早追よて來た時ニ御飛脚らふ
受取金がよぶあつたが夫であるふりマア〜なんても御上あふくれるも

三條實美

のなれハ間違ハ有まぬきに受取て置ガよく候○扱三條様りとの御哥拜し
 たゞなみさゝまつみ候これも世間の人をそれほどにも有まぬが私と
 もわ別して御こんめをいたゞき候事ゆへ御哥なと拜候と御顔を
 おもむよふよて御坐候○孫平の前へともいたけなこれハさげでいせんり私
 どもとさかしをするにおりし事いゝのせさつた山のおちさんとの御
 つき被成まし候そのよふ云ハ世間なみの人よて御坐候○上岡の薬り
 御越しつうしもあり心地よく相成申候御氣遣被成まし候○扱 此度御
 いんきよ様御歸りよなつたれハ御國もよふなるりなるり相分り可
 申たのしみ申候扱又四五日の内よ下番やり申候扱くくしぬ
 ○彦吉がおこしたものをハ此間のたんしやくの様よした哥よて候
 ○この下番ハ酒すきゆへ御のませよ

御づき、方言
 叱ルノ意
 醫師上岡良民
 御隠居様、容

三月四日

依 太

姉上さぬ

おと乙との

△印四日^{明カ}もどし候

(武市家文書)

○元治元年三月上旬 (瑞山ヨリ妻富子へ)

一 論語

竹馬、瑞山ノ
 幼山崎慎藏ノ
 名

檜垣清治

獄ノ下番佐藏

これハ明日辨當の時ニ御越し竹馬らあがよみよる通りの本よてよしこ
 れもそのよふにたあ事も有るまぬきにかうてもよし
 一こよりてたをこ入をこしらへてもふ候ニ付ひびきぬつてもふ候
 ゆへせに壹夕佐藏ニ御頼うるしをこふてもふ
 なんそいふん茶をんのよふなものうるしを入ると佐藏へ御やり被成度
 候
 一 告志^し扁^{へん}

佐藏へ云てある

今日でも又明日でもよし御こし

武市瑞山關係文書第一

三百八十五

源平

一せむいき

内の本ひびきが見たいと云きに明日でも御こし其時ニ保元平治ハいなし可申候
(武市家文書)

○元治元年三月十五日カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

この間を御とおく敷扱又雨ななりうとく敷此間もくじしき御文拜し
り日がなるく相成くしあね申候御前さぬ此間を井口へ御出のよし
元衛もきなんよきよし○久松へ稽古場で候よし至極よき事とおもひ候
竹馬稽古ニゆき候事さしつゝへる事有間敷御やり被成度けいあやめ
てとふもなり不申せへだしてやり候よふ御世話被成度そんしり元
よりよきやあな處なとへハいくとよろしるは候○北山しくれ御見せ被
遣有るさく候檜垣ニ見せ候ところ大よろこひよてくれへと云事よて御坐

元衛、内村瑞山ノ子即チ瑞山ノ甥
久松喜代馬カ

檜垣直枝

北山時雨ハ瑞山ノ弟中内衛
山ノ獄中ニ養母
吉ガテテ養母
瓜ノ歌ニ答
ニ歌ヲレニ答
母ノ歌ヲレニ答
メタル歌ヲレニ答
録ニ載ルモ附
鶴目ノ歌ヲ出
元治元年五月
容堂ノ邸チ散
田ニ築キ諸士
ナコノ事ノ風聞

御前様、豊統
夫人後姫毛利
慶親ノ養女
近ハ一族毛利左

候おむさんがかいたがてなれとおもしろふなれと云てうつしてまゝ檜垣
がやじきだをこのよふにしておこし候田内のおそさんへこの本を御りへ
しよて其口けを御いゝ被遣度檜垣が内へやりて母妻などニ見せるげなよ
くくおそさんニ御そあし被遣度そんしり○クソ虫もまぶをりこ
れよまこまり入申候一所をるだけ見るく相成申候○御いんきよ様の御
てんが九反田へたつけなのふ御いんきよ様のおほし免しいいとた
く氣遣申候あれほどの御方さぬゆへ見るき事あるましく候へとも御
國の人がみあくいつちニなるよふニならねといくさあできん御殿など
を九反田へ立ふがとあへ立ふがよく候たあ廿四万石の御いんきよ様ゆ
へどふもなふねも家も立るをよけれと御政事せいじがよくなりて下々のものも
御國の御爲まも死なねをかふぬと云うよふニならんとどふもなふ事な
りまゝし今をあししたれはなまとりをあり可申とそんしり○扱太守
様の御前様りたのよし誠ま々々恐悦々々々又前よも免て度よし御

祖母様初さぞ御よろこひと誠々々々度々々このよふなめて度事
もなく候これハ人のちあらよて出来ざる事よて神の御惠み前々神の御み
まてもなきまけよていゝもよよ候○扱このころをひるねをや
め夜るハ五ツころあふ朝まで一ト口よね申候○花を御越し先々格別の
○きもの二枚御越しきりへこちよく候先々格別のさあしもなし候
ふりしん

三月十五日

依 太

姉 上 さぬ

おと乙との

一この百人一首前へ御とよけ

一△印三枚もどし候

(武市家文書)

○元治元年三月廿五日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

會津の殿様松平肥後守容保

御隠居様、容

秀馬様、山内
勇容堂ノ弟

クソ虫、伊藤
禮平其解ハ前
ニ在リ

此間を御とおく敷次第ニ暖々相成候處皆様御きりんよき御とそんしん
私事も替る事も御座なく候ま御氣遣被遣ましんそんしん扱世の中
の事も近頃を聞へばたい諸方よぎやかなくと申事あり聞へ申候
又京都のよふふり會津の殿様が腹を切たげなあとよも聞へ申候い
なる事やふりあり不申もふりなよとり世の中事もありそふな物とお
もへと何事も聞へて御隠居様 秀馬様方毎日々々御遊ひのよしいいな
る事ぞとおもひ候又身の上の事も世の中の事あり見るまで御さるも
有ましくとおもひ候又今まで何の御せんぎもなく候ニ付せんぎのつまぬ
中よハ御さるもなきまけよて候御國も段々志しの有る人も有之候ま
其入などの考のある事よてこの牢の中ていゝよふおもふても致し
のなき事よてもふり世の中の事御國の事も聞たくなし聞ても致し
なく何事も天命よまのせ明暮本を見て氣をやしな候○クソ虫もま御
さそんなくこまり入申候これハ此間も又せんきよ出候ニ付近々の中よ

井上傳十郎姉
ノコト

御さそゐの有事とそんし候これハとふる御さそゐの有で有た々んと
かの井上の事を自分ゝ云出し候ゆへ井上へつミを付ケンなふんゆへニ
井上の方のかんさつがひまが入と見へ申候誠ニクンにおこまり候へとも
私の髪ハクツリ入てり自分よ一度もいゝ不申これそありとよく候こ
れは家内ふじゆくゆへ金をもつておつて酒なと下番ニりいゝやり申候氣
のとくな事よて候扱きのふちそふちをしてゆをつゐ心地よく々ふハク
ソよ髪をゆうてもふひたハ髪がもふおよりふ付きりけ上をもとゆひよ
てくゝりねへ引付惣髪ニなり申候自分の顔を見る度ことにおとろき候色
は青白くやせて世の中の人のよふよなく候これゝひたいがねへ付た
れハりのまき上の御公卿様のよふニ結をたのしみ候おるしやゝ〇花
さゝ〇御越し番人ともが時々持て来てくれ花ハ山の如く花ももふ見た
り申候たゝ〇書物を見るがたのしみよて候〇ゆうべと雄之丞があこぎ
と朝顔ををかたりてきゝたのしみ候〇もお〇世の中の事も身の上も天

雄之丞、下番

命次第御福きらめ被成度候りしん
又四五日の中よ下番やり申候
三月廿五日

依 太

御姉上さぬ

おと乙との

おとつハ 御玄よふ月よて姉上様など御出たらふとおもひ候いづゐた
も御き々んよき事とおもひ候
(武市家文書)

元治元年四月廿五日カ
コノ文或ハ元

〇元治元年三月廿五日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)
々ふの文たしりにとゝき候先〇みか〇さぬ御き々んよとそもじふじ
愛度そんし候爰元かゑる事もなく少も〇氣遣無用ニ候又〇無據用事
ありてさし出候何もかゝたんのそあしもなくた日〇本を見てゐな々
くそゐりの事よて本をよむよりゐた〇いつとなくうつゐりと物おもふが

よけよてよむ本も先へいゝるびる身ならうゑんなと又おあし
 おもひ候みあゝ尋て見るにおあし事と申事よて候扱毎日番人に聞
 事と諸品のたあきことと御いんきよ様の日々の御たのしみ色あ
 しさまよ咄事よて候けしあらぬ諸品の高き事よて聞度あきを申候
 誠よなるゝこふなりておりてもそや内もなんともなるまゝとそんし
 候日々薬とのたあきさあなをくゐたあきたそこをのま色考へて
 見るともふいつそ死てもよゝとおもひ候されともまざ死ねるものよ
 てもなくあまりおしあらぬ命を養生せるとた々なきてもあまりの
 ある事よて候扱東照宮の御祭りよて大赦もあるふあんと存候へとも又よう
 ようおもへいこれ江戸よりの御さたがな々れいあんとてまは
 國々さむのしき事ゆへ中々江戸も今も大赦などいあるまゝあんとそん
 し候いつその事で早くみだれたまひもしや又あう事も出来よふあんと色
 々たやちもなき事までおもひ暮し先あら近の内又

五月十七日東
 照宮祭典

さし出候りしぬ

廿五日

より太

おと乙との

姉上さぬへよろしぬ

前、島村家

一この文前へたしあに御とけ

一たそこハもふくとふぞ山たをこ御こし

一めしのはいもどふそせををさんまな

丑五郎、瑞山
 ノ僕

一この状丑五郎ニ御言さし

一この本前へ御とけ

一めしのさああまりたくさんまぎ申候まちつとそくのふ御越し

一ちさびら此間御越し儘ニ受取申候惣てきものども丑ぐる時ニ表立
 て御越し

小笠原保馬瑞山ノ義甥彌次喜太、拙詩トノ意

一又此間内の詩さし出候保馬などによふで御もらは其内詩ニなりぬねたほんの彌次喜太もありたゞ思ふ事を云そありなりこれまでの詩丑五郎よも御よませ可被成候

一たそお 御こし

一あらい粉 御こし

一ふるの山ふみの春夏の本が内へいんでおをの御こし

一ちまちのぬきほいなぬげなのふ衛吉が持ておるけんど衛吉も見ねいな

一らほそれゆへ言てやつた外ニあつた時よ御こし

一うしのとふものほせておるぬきにいやそよ扱又廿七日ニハ喜太次出候ニ付其節可申先あらしくし

廿五日夜

よ り 太

おと乙との

(武市家文書)

衛吉、田内衛吉

うし、牛肉

○元治元年三月下旬 (瑞山ヨリ妻富子へ)

一この本前へたしりに御とつけ

一いんいんよくとも

一小ざら 四ツホソキ皿ガヨシ

右皆く内よあるいんの袋へ入て御越し

一まんなりきの筆 二本をあり

一先がちびてとふもならんぢくを切せよ

一靖獻遺言

この本も内よあるが三冊あるがイカニモ一巻見へざつたがどふそしらんて御越しこれハ明日辨當の時よてよし

一扱ひけつで大便の通じが三日も四日もなきゆへ心地あしく候ニ付上岡

へいうて通しのある丸薬をもらをて辨當の時よ御越しふり出しの様な

物よてもよし

一もとゆひ

醫上岡良民

さいく髪をゆうてもらは候ニ付みてた御越し

一 赤穂内侍所 十卷

一 百人首 二卷

前、島村家

前へ御返し

一 扱勝之がこの間の歌々大出来く次よと又返し致し候

一 △印六ツ受取御越し

この間ハバはを申候

(武市家文書)

○元治元年三月下旬カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

○原書以上断缺

てやるつもりふて御坐候併此人を此間出た日も吟味有之又今日も呼出さ
れ吟味有之もふたはてはせんきもつ候よしニ付五六日の内よ御心配
があるろふとおもひ候まゝし何よもあも云てしまふ男よてうそハ云ん
様な人ありたゞ世話をしてもふでやらうり髪をのうてやろふりと云て身

此人は伊藤禮平ノコトカ

代さかいき、月

をよせてきて誠よお前とまつと一所よおりたは一所よおつたをハよき事
を覺て且しも人りあゝると云てたまらんおのしやく明日を奴よさあ
きをつんでもらうつもりよて御坐候夫とやあましい故よひるねんとがよ
く候あゝたまらんく又四五日の内よ下番をやり申候先くらしぬ

姉上さぬ

依太

おと乙との

扱又伊與木勘太^{吉カ}り守りあゝよくるけあがこれハ此間竹馬がうけあうとい
ふ事であつたがとふわうもんぞもふく外の事ハなはいそげともよき事
なれとも此上どのよふニ相成候ても誠の心をうごりさぬよふニ皆く死
ぬる時よわいさぎよく死よ女女のみさやを立末の世までも女の鏡ニな
るよふニ縁てもおたても心よけり兄弟妻と人よもいそれ今の世よて
わ安方といそれとも末代名ののこり候よふいのりまらせ候いそゐでも
よき事なれどもやゝもむると心よあり ○原書以下断缺 (武市家文書)

武市瑞山關係文書第一

三百九十七

とふ水ノ解ハ
下ニアリ

○元治元年三月頃カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

例のとふ水

にござりなき水の流抜くむ人々

水の心抜しる人そくむ

君あくむ清き泉^{いづみ}抜世は流し

におりし四方の人よくまはん

川上の元の泉を清々れと

よござり流るゝ世抜いゝにせん

雨抜よろこぶ

愛ぬへし花の咲のもえとくくと

ふる春雨の染くみなりせり

ふりつづく此春雨に世の中の

積りしちりもあふ流さん

(武市家文書)

原書付箋ニ子
春二月ノ内ト
アリ

衛吉、田内衛
吉茂、瑞山ノ
弟

いふふし、方
言性急ノ意

ちらんノ下約
一頁ノ脱字ア
リ附録ニ再掲
スベシ

○元治元年四月一日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

とやおと四月と相成月日の立とせやきものよて次第々々あたゝりニ
相成候へとも皆様御き々んよく先て度存まるふせ候此間もくじしき御文
難有そんしりり田内も皆々き々んよく衛吉もふじのよし又哥なと至
極おもしろくたのしみ申候○扱此間さげの一番の事御申越御氣遣ハ御尤
ニて候えりし氣遣な事ハ無御座候あれハ誠よいふこしふてたゝゑゝおふ
んはた中々今之御役人ておなんともなるまハとおもひ候もおく天次第
々々々むるしより忠臣がつまは付候ためし山のごとしあやしむ事もな
く候たゝ御國の行末がいゝなるろふとおもひて朝夕をたふは候
○竹馬を久松へいきよりまはりとおふそくせへだしてやり候様御世話被
成度候

下番獄ノ下番
いんせ、下方
言イヒナサイ
ノ意

○此間下番佐藏が竹の子を持てきてくせてよいてくハ申候こんと佐藏が
いたれハ禮をいんせよ扱きのふあちと風こちちゆへ先々あふく

んど誠に候これよわこまり入申候○近頃ハひるねをせむめつそふつこ
ふよく相成候夫でも夜分よわねをみなどごとくきだまをねかれを内
の事なと色々おもひだしこまり入候

濱口祐作

○ひるのしぢう本を見申候本を濱口かふもかうた本がおもしろふてそや
二度くり返し候まあ一度くり返へそふとおもひよる其間よわ又この間内
ニ有た壹卷たふん本を見申候あのしまいのどふしつろふがてんがいらん
よ又論語ろんごかと見申候夫ゆへもふ本を色々の本をおこしても見る間なく候
又見たき本があれの云てやるきに其時ニ御越し可被成候○きのふの久万
あふ出る番人よはたるを二ツもふたふのクツかこせんをこしらへ申候
はたるのねをみのきふゆへはふふりふ出る番人よ頼である○扱もそ
や辨當のはいをへるけ申候夫ゆへ二度もつてくる事も願てあるまど
あふん○辨當のさふともそのよふにせむをせへでもよふぞよなんぼんま
ふさいでくてもこの中では格段の事もなれ誠にこのよふに時々んまきさ

きに、方言ニ
ヨツテノ意
平クソ、伊藤禮

すへかけ、候
へかけ

れす、鼠

いで飯をくてねたりおたたりあんらくせむいなれとも世の中の事やふ又
内の事なとおもひてどふもなふんよ

○先いま見ぬ本のあなしおた申候ねむぐうきにおあれんよ一古今集六
冊えんかんき三冊大石壹冊脱字アルカ外ニ壹冊べて十一冊先々もどし候又々近々の
内下番やり申候先々あふくくらしぬ

四月五日

依 太

おと乙との

(武市家文書)

○元治元年四月十五日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)
御まがり被成度候○扱此間内早追はやくいグ二度つき候よしなる事りあり
不申もそや京都の事もなよとぞありそふな物なれと何事も聞よふと
もなし世の中の事などおもむんと思ふてもおもひ出しあふ去年この頃わ
京あふもどり何事もこゝろよき事よて色々とおもひ出しなよとなく涙が

こほれ申候あゝまんのひ

○りやも此間御越しまご明てあまなんといふ事やらまれん此間願て明
たと云きに取ニやつた處が又まごせんぎ中と云事よて候おのしや
うへあかおつてたまふいで内々よてつり申候

クソ虫、伊藤
禮平

○クソ虫ハもふ近々の中よわ御ささいがあるろふと思候一昨日も出てせ
んぎがつみ候よしとやクソハ軍へ入て五へんせんぎに出申候もふ
々の内も間違わなとおもひ候もふクソよまこまり入候又近々の内
よ下番やり申候あゝりしん

四月十五日

依 太郎

姉上さぬ

おと乙との

(武市家文書)

○元治元年四月中旬カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)


竹馬、瑞山ノ
甥山崎三ノ
幼名

仲吉、山崎慎
三ノ弟

ほたる、螢
小ばん、籠

この間も御とふく敷次第ニ日長ニ相成候處皆々様御きたんよろし丸
て度ぞんし、此間内下番をやるふくと存候内一日くまニ相成申候
此間もくじしき御文被遣難有ぞんし、竹馬も日々久松へ参り候よし
武藝學問ををる事と是を腰へ刀をあて候者おせね人の道よて無御座候
ニ付せへ出し候よふ御世話被遊度人おせたり百貫と申て丸せたり、ねう
ちが百貫目ほどをるよふニなふんといきませんたいせけんなみくの人
よりおまぐれ候様いぬし度それををるに武藝學問をせね人よりまぐ
れ候事おでき不申よく、御世話被成度存、仲吉も書物をせへ出し
まはげな誠よ々々けつこふよて候近頃おこやおみち茶どもきません
田内も皆々おふしの上先々安心仕候扱森善之進目扁おど大できのよし目
扁おさびがりきむたきよて大りなみてござりましつろふ扱又きのふおほ
たら御こし難有ぞんし、この間大けな小をんをこしらへ諸方あら出
る人お持てきてくれもふ三百ほとをり候いねをもらひ中へうへ申候其内

雄之丞、獄ノ下番

西分の出る人りくれ候ほたるを  これほどのおよてちと仲吉
 などよやろふとおもふ又たのふでござりまはこの小をんのほたるを御目
 よりけたくおもひ候○この間雄之丞ふせに壹た御頼まてじやこふをあひ
 候よふ雄之丞参り候處しやこふ壹た位まてあうんと申事まて候その
 せよふてたこ入のかなぐかい申候それでせつちち菓子箱のそこをふた
 小いたし申候それもふよろしく候ちとくさみもやまり申候まやこふハ
 あまり高直たか直ねものゆへ御種しゆ香まよてよく候ニ付御しゆこふ少々御越し被遣度
 候○この間内繪がをりき小高坂あ出る人ふこぶままなとりいてやり候處
 大のかつを一本ニ酒壹升一とん持てきてくれ初てかつをの形かたちを見申候
 される番人が脇指わきさしの身まてつくり焼ざりと兩方ましてくる申候○田べ
 島あ出る番人りきのふあるびをうつて持てきてくれいりてくい申候○
 又此間十市あ出る人がとれだちのじやこを持てきてくれいてくい申
 候○この間雄之丞があはるま持てきてくれ申候こんどいたれハ御禮を御

い、被成度候つ

破損

事ならニ○原書以下断缺

(武市家文書)

○元治元年四月頃カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

一 玄んりきの筆 壹本御越し

一 たまこ まあるらんとついてニ御越し

一 りは紙 御越し

扱飯のさいのあんをいがめつそふよふなつたよ扱おるしい事りのふ酒が
 あがつたよ初あちよくニ二ツのむと大よひであつたが又四ツほどのまた
 し又この頃ハ五ツ六ツのまだしたよこのちよふしでハまや壹升ものまた
 毛ハへこまつたものちやこれまても酒をのむハんまいけんとようがまる

おちさん、島村嘉之助

あつたが今わようがよふなつたきにむつあしあななき事ちや
○此百人首おちさんへ御とゞけ

○元治元年四月廿日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

十七日御文儘ニ相達候先々皆さぬ御きらんよく宛て度そんしり御姉
さぬちとり御風けのよし御當事の御事とそんしりとふそり御あ
しり被遊候様そんしりそや々ふむしをくりと相成月日の立あそ
やき物よて候扱おまへさんももふりせんあいのよし誠ま々々皆様御あ
ん心とそんしり小笠原の姉上さぬ御目と誠ま々々こまり入候とふぞ
こんとあちととりつめてまゐと御よふしよふなくてあなり色々氣
遣り保馬なとわ折々くるろふのふ扱元衛次第成人此間ありまり候よ
し誠ま々々勢のよき子よてうせしく候々ふ格別の事もなく候へとも鳥
渡さし出候又々廿五日ニあり下番やり申候ありりしくとふそり御あ

小笠原保馬、
内山衛、瑞
山、美子、
小笠原嘉
多、助、妻

しらり被遊候よふそんしり

廿日

依太

姉上さぬ
おと乙との

前、島村家

一此本前へ御とゞけ
一たをこ御越しまり有々と次手ニ御越し
一たいめしあもふいやぞよどふも見るりよ

(武市家文書)

○元治元年四月廿四日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

々ふハよき天氣ニ候處みあり御きらんよくめて度ぞんし候爰元ふじ少
も々々御氣遣有ましり候々ふハおりありよひ出さるりろふとおもひおり
候處さたなく候又下りありもたをも出りぬ人共四五人出ておりまりづあな
事よて候扱明日ハやまみニ付画をかき候ニ付例り之通り御こし

下、山田町ノ
獄舎カ

すざましく、
澤山ノ意、

一筆 一画のく 一いん

繪をすざましく頼まを隔まり事でこまり入申候毎日々々きんみを待るね
申候あさつてあるるふりとおもひ候先々格別のもかしもなく隔るく
りしく

廿四日

より 太

おと乙との

姉上さぬへよろしく

一この本前へ御とよけ

(武市家文書)

○元治元年四月廿五日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

扱日々天氣好しくうとく敷もそや時節の事よてめづらしふ迄候處皆
様御きらんよく先度そんしり此間も委敷御文難有そんしり扱
一瀬の事誠よ々々おどろき入候なんと云事ぞさふにがてんゆるはさぞや

祖母様、島村
祐四郎ノ妻

平ッ、伊藤禮
平

元治元年四月
十八日容堂從
四位上左近衛
權少將ニ任叙
セラレ
丑、瑞山ノ僕
村田丑五郎

檜垣清治直枝

御祖母様初皆様御心配被成候御事とおしそありいさぬ^{不ノ字脱カ}仕合な事文
を見るとぞつと致し候もふく此頃を爾來の通りニせんりいとぞんし候
此間内もたゞく氣ニあり鳥渡下番やろふとおもひ候内つるふむるく
おしうつり候御さふ承り度候○扱クソもまぶニ御さそいなく折るふの時
ニ御隠居様の御吉左右参り候故又々せんぎ替りとおもひ候○辨當の事
二度もつてくる事もりんがへ候處二度持てくる内ニもめんどし又丑も
うるさし又牢番もむざくこんならんゆへめいりくおぼく人よめいり
くをあげる事ゆへなるづけこふへるつもりよて候それゆへ朝めしこの
ものにてよく候まゝさの中へ少しのものを入て御越し其外をこし
でもまへぬくものを御越し可被下候○じやこふ御越し誠々よわうそよ
わうそくはみをけし候あまり事香てそれよ又の不せ候ゆへ紙ニ包まぶん
この中へくるめ置申候こゑを取る時ニ出まつもりよて候○此下番を檜垣
の方へ出よつたものよて誠よえつていあ者よて候これも随分酒をきよて

桃井春藏

小笠原保馬正實

候○扱桃井の先生のかいた字^ビがたんまの下の引出ニ入てある御越し可被
下候人よやさるはよて候○此間内ふと詩をつくり候まゝ保馬彦太などよ
よふで御もふ可被成候丑よも御見せ被成度候扱又五日ニ下番やり申候
あふくゝりしく

四月廿五日

依 太郎

姉上さぬ

おと乙との

おんびん、音曲停止ノコト

又おんびんニなり候まゝおんびんの明までハクツも御さそひ有まはと
おもひ候大めりゝ其のむり髪をいじれたをこのむゝ宰の中の大お
ごりよて候

(武市家文書)

クッ、伊藤禮平

○元治元年四月下旬 (瑞山ヨリ妻富子へ)
この間内々ふハ下番をやるふゝとおもひ候内クツの御さそひ有そふ

元治元年四月十八日容堂左近衛權少將ニ

よて一日ぐれおしうつり御とふと敷扱次第ニ日長ニ相成候處皆々様
御き々んよく御暮しと先て度ぞんしゝ私事不相更此間内のほせよて
はいふみ候處少々の事よて次第よよく相成又きのふと藥御越被遣まぐふ
つけ大ふ々々こゝろよく候まゝ少も々々御氣遣御無用ぞんしゝ扱ク
ツも此間内かんへんもゝせんきニ出いゝよふ被仰付候てもくるしうな
いと云始末を取られ候由それでもふ御さそひの有そありよてきのふと間
違あないとおもふて居候處都て御さそひもなくもふ明日頃を間違あなき事
とたのし居申候○扱りやもよふゝ明き毎晩つり申候まゝ御安心被遊
度候○扱世の中の事もどふりなる事そきのふ番人より内々よて咄聞候處
おとつ御飛脚付御陰居様此度徒四位上少將ニ御任官の由二三日の内よ
と御使者著と申事誠ま々々恐悦至極よて候これハ誠で有ふとおもひ候そ
ふまれの又々御上京よて御禮被仰上譯とおもひ申候○御上の事もなんの
事やふがてんゆるはこれほどの亂世よ御いん居様の御屋敷が九反田へ立

とも云又片町へ立とも云て色々きよふさんに云申候なるほど亂世ても家
がなれハ立ねいどふもならん包けなれと華美のおごりよてできぬ包け
よて番人どもの云きよふさんな事いうそで有ふとおもひ候○京都の事も
どんな事を會津ハ死て死て度薩ハどんな事ぞ不相更とびこつておる事り
近頃と咄も聞へば○本の事又見たき本があ○原書以下断缺

(武市家文書)

○元治元年五月三日カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

又くうとく敷候處みかぬ御きたんよくめて度そんしり私事
もまつくかくだんの事も御座なくされともめしハ大よくそみ申候
きのふハ庄村といふ上町之醫者参り々ふハ坂本有慶参りみかぬ見立お
なじ事よてまこしもちひ不申きうにわどふもなをふんと申事氣なるく
せんといゑんと申事よて候たおるになんよもうるはる處もなくおりお

おぢさん、島
村壽之助、川
野高壽彌敏
鎌

審次、島本審
次郎仲道

東照宮祭五月
十一日ヨリ始
マル

りいたみ候ともさしてゑろふいたみハせげやんのまこしの事よて候とふ
そくくきくも御氣遣つるまされましぬそんしまるふ候扱きのふい
おぢもこの前へ御出のよし川野などハ見たと申事先くかくだんの事
もなく御りへりのよし誠よくうきしくつろぎ申候宰へ入さへせねい
さしてりくだんの事あるまんとそんし候扱きよふハそらみの審次が出
てこれハ宰へ入り申候誠よくきのどく千万の事よて候扱又五日六日と
八日九日と御法事のよし扱又東照宮も十一日御祭り初り候よしどふそ
くまやがあれのよきがとそんし候先くかくたんの事もなくあふく
りしく又く六日頃よ佐藏出候ま申上りりりしく

三日の夜

依 太郎

原書附箋
子十一月三
日七十四
トアリ

姉 上 様
お 富 と の

一この多前へたしりに御とゞけ

武市瑞山關係文書第一

おんびん、
便ニテ音曲、
止謹慎チ達ス
ルヲ云フ

一又、内々よて字を頼まれ候ゆへこのおんびんの休ニりき度候まゝ中
字筆トまゝいと御こし

へこな、
粗末ナノ意
方言

まゝいりハもふまてゝもかまんよふなへこなガ、よく候ふちどもガ
かけておつてもりまん

筆もどんな筆でもよし仲吉ガ手習せるガでもよし

一此開つゝみてほふぐと。りいていなし候詩のりき付さ本一寸御こし
扱この間の心學の本のひとりおもしろく氣をそらし候又、おもしろき本御
こし

(武市家文書)

○元治元年五月五日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

島村壽太郎ニ
女子出生チイ
フ

今日そ御節句皆様御き々んよく愛度ぞんし、二ニ私事不相更候まゝ
御氣遣被遣間敷候前ニも御安産女子出生次第ニ御肥立のよし御祖母様
ささぞや、御よろこひ免て度ぞんし、一瀬も次第よく相成候よ

元治元年四月
十八日容堂從
四位上左近衛
少將ニ任敘セ
ラル

し是又皆々様御安心とぞんし、

そばへ、
ツヤレルノ意
方言

○御隠居様御任官の事これの大御いひ可有之いつれ罪人の世の中とお
もひ候我々の事もこの御いひひななふとぞいたし候事とぞんじ候ま
しなふ我々の事を奈んのつみやまをま候ゆへ奈んとなるものやら不
相分事よて候へとも奈ふとぞいたし候事とたのしみ候○扱ねまみガ澤山
よておまり居候處此間番人ガねこの子を持ってきてくれぬをき申候ま事
ニかむら敷ねこよて玉をとりそをへてたまらんこれたのしみよもな
り又ねまもまぶまり申候○扱この下番を檜垣方へ久しく出よつたものよ
て誠ま々々々々つてい至極のほんよふの人よて候こまも又酒をまきま
て候ま、御のませ被成度候此間いけのまげガ又こふもつて参り候ゆへ
横目へ引合まぐととりへ申候○竹馬仲吉杯も不相更せぬ出しまはるふ
とふぞ、御世話被成度候おこやおみち杯も毎日きまはげおみちガむ
ごふこさりまはるのふしおまをも近頃おる、けあのお誠ま々々此上のまあ

竹馬、山崎慎
三ノ幼名仲吉
慎三ノ弟

保馬、小笠原
保馬正實

とせとぞんし、保馬彦太杯とおりに参りまほりこの間の詩をよめ
ましたり詩もどふも面白をてきませんよ又つたりました御めをりけ申候
保馬杯は御よませ被成度ぞんじ、又々近々の内は下番さし出候は
りし

五月五日

依 太

姉上さぬ

おとことの

いろいろは字引 御越し

いなす、方言
返へス

これハ内ニある先の頃持てきて又内へいなしたガ
一この下番へ酒御のませよ

(武市家文書)

○元治元年五月十一日 (中間慎太郎ヨリ樋口眞吉上田楠次門田爲之助へ)

謹白時下薄暑候處諸盟臺倍御御安健御勉^{被脱カ}可成奉賀候僕義過日細書差

兩高崎、高崎
佐太郎同猪太
井上石見
三郎、島津久
光

福健、福富健
次

斬奸、元治元
年四月、浪士中
川宮ノ臣武田
相摸守ノ家ヲ
襲ヒシヲ云フ

出不申失敬相極申候段偏ニ御宥恕奉希候扱々天下之事實に地に落候様恐
察仕候此節

朝廷ハ政令一途ト稱し萬事幕府へ御委任ニ相成内ハ薩ノ姦臣兩高崎藤
井井上之如きをの親王及大臣大納言等を挾て陰に逆威ヲ施し而天下ニ私
心ナキヲ示し悪名を掩ハン爲暫く三郎本國ニ歸ル最初少將ニ任セラレ未
幾中將ニ進ム私權之行ハル事も是ニて可見又諸藩之ヲタミヲ恐レテ正
邪ニ不拘位官ヲ進ム因備閑叟ニ至迄也因ハ固辭ス願クハ御國も御辭被遊
度扱兩高崎歸國之由申唱へ居候所加州へ罷越彼愚藩を説キニ行シモノト
見ヘタリ昨日加州若殿上京^{過日福健等肥人及高崎佐太郎ト共ニ加州ヲ説クノ策謀}
努力シテ彼方へ引入居申様子ニ御座候乍然我方ニモ少々手懸リ有之彼策
ヲ討ント計ル雖然我ハ死地ノ論彼ハ生地苟安之論俗情ニ合所ハ極テ彼カ
説也可歎事ニ御座候扱過日官家向斬姦ノ事アリ事雖不遂大ニ姦物恐怖ヲ
生シ中川宮ハ薩人ヲ退ケ自ラ國事懸御辭表ニ及ヒ引退テ參内セス近衛モ

野々宮定功
正親町實德仁
有栖川宮煇仁
親王仁親王
同職仁親王
九條道孝
九條道孝

山口德之進後
男爵正定
千野菊次郎
清野牛四郎後
子爵公張
北添信摩

同様是ハ薩人藤井井上猶今奥向ニ侍ル是朝廷ノ毒虫也議奏中野々宮始皆々御辭職御引籠リ正親町大納言殿ハ御一人不退是ハ極正義也一昨日カ有栖川宮様御父子鷹司前關白ノ御息子九條大納言等御國事懸リ御蒙是ハ叡慮ヨリ出ルト云此事甚以可賀雖然姦賊如何之策アルモ難計ニ付於是人事ヲ不盡徒ニ天ニ任セ置候テハ乍恐又如何様之

叡慮ヲ奉惱様之事ニ至候も難計左候ハ實ニ草莽御互ノ罪不輕ト只々苦念ニ堪不申大樹公モ當月七日東歸之譯ニテ出足大坂ニ下ル水因力ヲ極メテ是ヲ止ムト雖不被行最早出帆ニモ可相成ト相察申候斯ル切迫ニ及ヒ候テハ機會ノ急間髪ヲモ不入此一大機ヲ失ヒ候ハ實ニ不相濟事ニ御座候依之天下同志之士ト相約シ來六月十日ヲ以期限トシ天下之浪士相集京攝之間ニ伏匿シ團結シテ報効之忠ヲ致サント相決シ申候さりながら甚機密之事にて河野及水の山口因壹人及外兩三人ト相謀リ申候千屋菊清半今浪華ニ在リ是等上リ候ハハ相謀リ大ニ盡力之含ニ御座候信馬儀ハ別策ア

高杉東行ノ日
記ニ據レバ慎
太郎ハ此時島
津久光ヲ要撃
シノ事ヲ計畫セ
シモノノ如シ

獨眼龍組、清
岡道之助ノ同
志ヲ云フ
種真、樋口眞
吉

リ候事故書面僕ノ白ス所ト少々相違も可有之歟ハ存し不申候得共僕ノ論決テ虚言ニアラズ僕實ニ去年來出國仕居候今ニ至迄寸功モ無クヲメヲメ生長ラヘ又諸君ノ至ルヲ待人ノ力ニ依テ事ヲ成サントスルハ先達脱走ノしるし相立不申無申分赤面之至ニ御座候實ハ一權道相行可申ト相考清半等ト相謀リ己ニ心不歸ヲ誓テ出門之事も兩度ニ及ヒ候得共事不幸にしテ遂ニ不成天下之人ニ對し面目更ニ無御座セメテハ

天朝ヘ亂入歎訴シテナリモ一身ヲ清メ申さんと長人四五名相約し候得共今日之機ニ望候ハ今一策可有之ト申ニ相成只今之策ニ相決し申候此上勢ノ動キ様ニより右ノ一決モ又々無キニモ限ラス乍然トテモ四五名右ノ策ニ出候而已ニテハ只今之事決して運ヒ不申是非々々大決斷ニ出不申ては不相成様奉存候右ニ付獨眼龍組ハ出可申ニ付城中及中郡之勢ハ成丈ケ其土之豪傑衆ヨリ御引廻シヲ以テ御打立ニ相成種真先生ハ兩郡御引率ニ希急々御上リ奉願候着所之義ハ過日も申上候得共猶御聞取奉願上候御國

之義ハ兼テヨリ三藩ト唱勤王藩ノ名望天下ニ流レ居候處水長素リ盛ニノ
天下ヲ以自ラ任シ國力ヲ盡して

王事ニ勤ム矣戸宇津宮壬生ノ三藩モ決心盡力因備津和野モ亦然リ備ハ君
公ヨシ下ニ人材無クシテ左ノミ確乎タラスト雖モ其志大ニ好シ因津和ニ
至テは頗ル確乎憤發ス此時ニ至テ獨リ我藩悠悠々無爲獨リ三藩ノ名ニ背ク
ノミナラズ對

乾退組、乾後
板垣退助同
志

天地神明コレヲ何トカ言ハン只今御國之勢ヲ以考ルニ純策ニ出候ハ、
民公子御上京是モ是非來月中旬乾退組隨從其餘有志ノ士不殘同斷如此ナレ
ハヨシ若然ルハ不能ンハ公子上京有之トモ不被行假令乾退隨フトモ外同
志不隨ハ不被行兎テモ我等同志ノ志ヲ達スル日ヲ内ニテ待候ルハ決シテ
百年待テモ其期有之間敷ニ付同志中國ニ先達テ報效し候時ハ天下ヨリ見
候ルも矢張土左國の盛事ニシテ則忠孝ニも相成可申哉兎モ角モ今日天下
之事ヲ成ザレハ成ルノ日無之幾重も々々々日夜相繼御苦心之上急々御決

宮川助五郎

策奉願候願くは虚喝ト不思召能々御察讀奉願候且又其上ニテ乾君抔隨從
ニテ公子御上京相成候ハ、是又甚宜敷事ト奉存候此度は小南猿四郎君宮
川君なども御出張祈所ニ御座候右ノ通り大舉候時ハ却テ御國之勢モ張り
可申其上時宜ニ寄生殘リたる人ハ又歸國モ可相成何分ニモ早ク天下ヲ瓦
解致サセスシテハ憂土崩ニ至リ殆ト難救カラント奉存候一旦干戈動キ人
心改リ不申テハ中々攘夷モ何モ出來不申過日千屋虎之助長崎々歸リ清國
之模様ヲ聞候ニ北京トカ彼本國大ニ此節盛ニ相成候趣兎角大敗も取テハ
行かぬものト見ヘ申候癡念切迫前後不分冀クハ御推讀之程是祈候萬機期
拜眉之辰候恐惶謹言

五月旬一夕認

道 正 匹

樋口様 上田様

門田様 諸君子足下

右之通相考相認候得共國に死し候事素り御銘々之御論に従ひ御所置有之

武市瑞山關係文書第一

四百二十三

候事は少も御止不申上事に候

武市瑞山關係文書第一

四百二十四
(上田開馬藏文書)

れこの玉とり



うげる 土佐
ルノ方言ジャレ
前、島村壽太
耶方

ひよつと方言
若シヤノ意

○元治元年五月十二日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)
此間お御とふく敷日々うとく敷候處皆々様御き々んよろしぬ先て度
存まゐらせ候次ニ私事不相更候まゝ少も御氣遣被遣間敷ぞんしり此
間おねこの玉とり御越被遣日暮どもにとふしたのしみ申候大分なれてき
てひるどもひとり玉をとりうげまは此間おくそをひつて大事でござりま
した○扱前よも次第御肥立とめて度ぞんし候一瀬も次第全快とぞんし
候○十市あふ二人番ニ出る人があるぐる度毎ニ山ももつてきてくを
今日も又大も、持て参り候今年いたんとおり候よしさだめて吹井の山よ
もなつつろふとおもひ候○扱又
島村重藏の養子久しく番ニ出よるが是ハ誠ニ云分なき人よて候此間も重
づめおともら候なんぞ急ニ云ておこし度^{事脱カ}がひよつとあれこれへ行て

クソ伊藤禮平

かたけ 土佐
ノ方言ナドノ
意
ごしやく
土佐ノ方言混
雑ノ意

頼ふだれいどん奈事てもあまじん番人あふさぬく肴をもらうやら酒を
もかうやら面をあくちんと見へたクツガ玄福日セクツハ内あふめしのだ
い奈ともこの物ニいりじやこ位なり内あふじゆくゆへ奈にを云てやつて
もおこさんそれゆへとふぬたけこふてく申候おしやく今日
いこへとりがきてごしやくもるゆへ又十五日にやり申候りしく
此間五日の文體ニ受取候

五月十二日

依 太

姉 上 さぬ

おと乙との

(武市家文書)

○元治元年五月中旬カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

一小倉のおびり又あふさのふるきおびり御越し可被下候このころふくの
おひの内へりへしておたたく候

武市瑞山關係文書第一

四百二十五

きに、方言ニ
ヨツテノ意

保馬、小笠原
保馬正實

おびハ中へ入れられんきにそとへおいておくニよこれるゆへとりりへ
 度そんし候十五日ニこのごろふくのおびのいなき候
 一又やじきだの詩をつくり候まゝ保馬などによふて御もふい可被成候
 一この本前へ御とゞ可被成候
 一この間福鹿の筆を云てやつて壹本おこしたぐどふも福鹿のいかなよな
 んぞ唐筆を御越し
 唐筆と云てりいにいたをハある

(武市家文書)

○元治元年五月十五日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

此間檜垣ニ男の子ガでき私ふ名を付てくをへと云てきて名を付て
 やつた窄の中で名を付るおのしき事のふ

此間わとふく敷皆様御き々んめて度ぞんしりり扱小笠原御姉さぬお
 ことなと此間参り候由元殿も不相更そく才之由安心仕候さこそ姉さぬ又

小笠原御姉さ
ぬ、小笠原保
馬ノ母名ハ美
多子
内村元衛瑞山
ノ甥

田内衛吉

クソ伊藤禮平

ふどふで、淀
△中止ノ意
御前さぬ方、
藩主ノ夫人等

御目り見るきよし誠ま々々こまり入候事申もおろるをれともとふぞく
 養生をとりつめて被成候様御申上被成度くれくぞんしりり衛吉ガ哥
 御見せ被遣たのしミ申候衛吉もそく才のよし是又あんしん仕候扱夕へハ
 クソも御沙配有之野根川限御追放ニ相成申候あ誠ふ々々大くつろぎよ
 て御坐候ゆうへハ久しぶりニひろくとね申候扱前も次第ニ肥立のよ
 し又一瀬も近々の内りいきのとゞけニ相成候よし病氣の事致しあふも
 なき事なれと向原よめつておると向原へたひして氣のとくなき事ハ尤なきり
 誠ふ々々なんとも挨拶のなき事よて候扱酒の事も御申越なれど酒をのむ
 ととふものぼせ候ニ付先々やめており申候○扱世の中の事もどんな事ぞ
 御隠居様の御屋敷もどふりちとよどふでおると申事どふぞくこれハ
 御やめニなきんと誠ふおそれ入惣て御前さぬぶ御國へ皆々御いとま
 二なり御歸り被遊候事ハなんのためぞ國々びんほふニなきつて武備の御世
 話もできんゆへの事でもなきいこれハいなき御やめニなるであらふと

おもひ候扱又二三日の内下番やり可申候ふくくし

五月十五日

依 太

姉上さぬ

おと乙との

一 おび 一 竹葉紙 一 筆 一文二通

右此間うけとり申候

一 おび 一 衛吉の哥 今日御返し申候

一半紙 少々御越し被遣度候

前へ、島村壽之助

(武市家文書)

○元治元年五月十七日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

十五日の御文くり返拜し、今日大分天氣よく相成候處皆様御きり
んよく免て度そんし、扱今日東照宮にて役所もなくまづりニ付鳥

クッ伊藤禮平

田内おばさ
田内喜三
妻

竹馬、山崎
三ノ幼名、仲
吉、慎三ノ弟

類、親戚ノ意

羽根橋地名

渡下番さし出し候私事クツガ出て誠ふ々々ゆるやあよて心地よくくらし
申候扱田内おさぬ又々ちと持病出候よし人の口とそらと違うに誠よ
こまつた物でござりまほおみちもあいら敷なりさぬ、参り候由おあ
やおおり、きまほり又竹馬仲吉なども毎日々々せへだしまほろふとふ
ぞ、あまりふま、まらんよふなされませ武藝學問のありいとふ
そ、御世話被成度くれ、ぞんし、扱今年山も、大なりよて吹
井もなりましたげな久藏もおり、ハ参りまほり今日も十市の人げさ
とつてきたと云てりごふ一ツもらぬ申候○一瀬も次第全快よて此間を
前へ参り候よし誠ふさぞ、皆様御安心とぞんし、もし又りべつニ
なり候とも内村の類と云ても何も見るき事の有之間敷夫等の事ハ格別玄
んそゐをさる事も有ましく存候無據りるつまる事ハめつら敷あらはらん
りなどして互ニふき分れどもにゑると見るにたれども順熟よて離別する
事ハありうちの事○山崎七平さんね橋へ御出のよし不相更御事とぞ

四郎、山本四郎、石川誠之助、中岡慎太郎

○元治元年五月中旬 (大石彌太郎ノ中岡慎太郎ノ書翰ニ對スル意見書)

四郎誠カ書ヲ携ヘ南ニ歸リ其書ヲ讀ミ且其言ヲ聞ク長國ノ壯夫誠等ト謀リ宰相ヲ擁シ旗鼓ヲ京師ニ建テ以テ中原ヲ洒掃セン若シ然ル能ハザレハ游撃八百名ヲ率ヒ來テ之ヲ襲ハ、猶會侯ヲ擒ニスルニ足ルト此舉ハ大樹ハ東邊鎮壓ノ爲メ東ニ飯リ三郎等ノ如キ牧伯皆國ニ就カシメ京師幾ト空虛ナリ此ノ機ニ乘シテ中原ヲ掃ハ、事難キニ非ス千載ノ一時ナリ速ニ公子ヲ奉シテ來會セヨ天下三藩ノ美稱不滅ト其意懇切是誠輩虛喝ニ非スト余四郎ニ問フ三ブ國ニ歸ル甚可恠彼飯ヲハ朝廷又變アラント童子尙可察三郎豈之ヲ知ラサランヤ四郎云彼レ近日ノ舉動可疑ハ吾人皆同シ市街モ之ヲ罵ルニ至ル故ニ暫時國ニ歸テ惡名ヲ掩ハント計ルナリト余窃謂フ幕ハ使ヲ斬ラレ薩ハ船ヲ燒レ且士人梟首セラル皆之ニ甘心セント欲ス於此朝命ヲ下シ以テ諸侯ニ討伐ヲ令ス然ル處長國ノ君臣志ヲ一ニシ僧侶農商尙決闘ノ色ヲ見ハス且受命ノ侯伯討伐ノ不可ヲ言フモノ數輩ナリ此ノ

公子山内豐譽ヲ云フカ
三ノ島津久光

使ヲ斬ラレ、中根市之進斬殺一行

桂小五郎周布政之助

如キ侯伯ヲ馳テ上下一心ノ國ニ向ハン極テ困難ナリ左レハトテ此ノ儘ニ過キテハ幕ノ威稜地ニ墮ルヲ恐レ薩ト相謀リ制シ易キ地ニ誘致シ犄角セント欲スルニ非スヤ今縱令會ヲ擒ニシ一タヒ天下ヲ掌ニ運スモ大樹必一將校ニ命シテ水戸ニ當ラシメシニ當ラシメ景勝故知ニ出テテ而自ラ大兵ヲ率ヒテ西上センニ京師ハ地勢客兵ヲ以持久固守スヘキノ地ニ非ス遂ニ勝敗ナク國ニ歸ヲ欲センカ於此薩ハ馬關或ハ萩長府ヲ衝カン此ノ如キニ至ラハ進退失據ナリ二州中幾クハ之ヲ慮ル者アラン
又游撃ヲ以テ云々其成ル所京師一蹂躪ニ過キス蹂躪ハ快ニ似タリ然レ天
下ノ亂ヲ欲セサルモノ十ニ或ハ七八ナラン然ル時ハ罪ヲ四方ニ聲シ中國
ニ臨マハ幕薩失計タラス桂周布等恐クハ不從誠カ書中ニ天下三藩ノ名稱
云々凡ソ事ヲ首唱セント欲セハ上下我力ニ非レハ大事恐クハ成難カラシ
已ニ成歲主公上洛シテ周旋シ玉ヒシ如シ四十五十脱藩シテ事ヲ舉タリト
テ其一面ニ當ルニ足ラス必他ノ部隊ニ伍入セルヲ得ス然ル時ハ名稱如何

成功如何カアラン首領統帥ナケレハ人ニ後ル、一自然ノ勢ナラスヤ糺明
近ニアラン之ヲ見スシテ脱ヲ謀レハ必人情分離シテ事行ハルベシトモ思
ハス此際ニ於テハ君必高慮アラン余モ聊窃ニ處セリ (田岡正枝文書)

同志皆此意見を賛し乃ち須崎の僧某と中平龍之助とを長藩に遣り土佐藩志士を代表せ
しめて其事を京師に興すの非計なるを開陳せしめしが長藩の氣焰當るべからず慷慨自
ら任する中平は深く長藩の義を喜び再び土佐に還らず元治元年七月京師の兵變長藩山
崎隊に屬し鷹司邸を奮闘し敗後天王山に奔り眞木和泉松山深藏千屋菊次郎等と共に居
腹して死したり (前書に對する田岡氏の附註)

中平龍之助ノ
脱藩ハ文久三
年十一月六日
馬及僧清雪ノ
亡命ハ元治元
日ナリ此項恐
クハ誤カ

○元治元年五月廿日カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

又々廿五日申上 (り) りしく

今日モ大ぶりうとく敷事ニて御坐候扱先ほとく目しき御文被遣難有
そんし (り) 扱揚り屋の事など御氣遣のよし御尤ニ候なるほどこの北う
らへきのふるふ立るけ申候どふり下もへも立候よし今のよふニつみのな

下ハ山田町ノ
牢獄ヲイフ

ひ人を入れる事なれハ千疊敷もな々れハいくま誠ま々々に恐れ入た事
よて候迄あしなぶ只今揚り屋ハ皆々つあへておるゆへ此の上揚り屋へ
入をんならん人りできた時よどふもならんゆへ立事てもあろふりと
おもひ申候惣して御國の御爲をおもふて色々存しよりども云ものを牽へ
入るれハ誠ま々々さかんなき事なりそのよふニして御國がおさまるり
まあくせへだしてやつて見るがよあろふこの牢の中よおつてあなんの
事やと包けの包を揚り屋の出来る事を誠よてきのふも大工りこの揚
り屋のまんどもとつていた今日あ手初よなりよる○私などの事もそ
やなよとぞせんきををるであろふとおもひ候せん (利) ぎををるであろふとお
もひ候せん (カ) ぎなしに御さそあ夫あどふしてもなき物よて候私をぎんみ
のへよび出して上あふの御うたがの次第を御たつねがあるろふそれ
ふいよく私を包るき事があれハつめあげられて其上でもふいあよふお
せ付をせても申しふんなきと云て始末をりいて上へあげたれハ其上よ

平井收二郎、
間崎哲馬

伊藤のくそむ
し、伊藤禮平

のふし、方言
喃ノ意

て首を切り腹を切らざり又ついほふにせりどふでもせりふこれガ手
順よて候せんぎなしつみんどふしてもつけのしません平井間崎など
あねていあよふ被仰付てもくるしうないと云りき付を上へだしてあつた
ゆへは俄ああよふな事ニなつた伊藤のくそむしでもせんぎづみニなつ
て始末を出してそれあ御さそむあつた○開けのきふもせんろふで
もどつた人もあるげなどふした人やふえれをそれで上り屋へ入る人もあ
るあるろふと思ひ候先々御氣遣被成ましくれくそんしりくえ
あしなあふこのよふな御國のふうでなんとしましよふもふくいつそ死
だぐがござりませんのふし私なともつみの次第聞ねたつみよお
ちあえませんそよ私の事上の御さそいニよりてお御國がみされるやふ
れませんぞよそれをあ的事はりんがへておいでなされませよりしく

廿日

姉上さぬ

依太

おと乙との

(武市家文書)

○元治元年五月廿三日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

うとく敷候處皆さぬ御きらん宛て度ぞんしり私事不相更候ま御
氣遣被遣ましぬそんしり扱今日も嶋村衛吉せんぎに出候ニ付私もせ
んき有事とそんし居候處さたなし明日頃とせんき有之候とそんしり
そふなれいどふなるものやふえれん々んとふでもくつろぎ申候今日も
まおし用事有之佐藏さし出候又々廿五日ニわくしく可申上候はく
りしく

五月廿三日

依太

姉上さぬ

おと乙との

前、島村家

此やん前へ御といけ

(武市家文書)

武市瑞山關係文書第一

四百三十七

○元治元年五月廿五日（瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ）

一兩日を御とふく敷今日ひはこしあゝみ候へとも中々ひよりともお
もせをせうとく敷候先々皆さぬ御き々んよく死て度ぞんしり私事
もきのふハ 太守様の御入りもあり候ゆへ御せんぎ有ると存しおり候處
まててきたなく先々不相更事ニ候まゝ少も御氣遣被遣ましくぞんしり
衛吉もなんの事のせんぎで有たぞ聞たく候へとも聞く事もてきせ衛吉と
おゝるゝこんど新ニ立た牢へ入をられつるふりとおもひ候扱毎日々々牢
をこのあちらへたてやゝましようてくたまりません誠々々御國がおさ
まつてさへおれハ牢をいふん恐れ入た事よて申様もなき事なれた下
人をうたがひ御國の爲を色々々々いををるものを夫々牢へ入たれハあ
とへのこるものゝ不忠ものゝありふなりこの今の天下の亂をておるとき
に不忠ものゝありふなりてあついまも御國がほろびる誠ふ々々我々ども
ハ十人廿人死んでもかまひんなんとよき人がのふなると御國の行衛がお

太守様、藩主
豊範、南會所
御入、南會所
ニ藩主ノ親臨
スルヲ云フ
島村衛吉重險

きに、方言ニ
ヨツテノ意

ふハ方言ヨ
イハノ意

もそるゝ不忠ものゝ遊ひたいやつが世の中が亂れたと云と遊ふ事ができ
んきにたゞく京都もおさまつたなど云ふくし世の中の事をえつてお
る人がで、物を云と返事にこまるゆへ色々々々つみを付て牢へども入るるふ
とおもひ候それていくものりせへだしてやつて見るがゑハ終よ我身
ニ及ふニちのいなし○明日頃あせんぎもあろふりとおもひ候其せんぎの
事を聞て見たれそたいていどうゆうつみニあうと云事も見あり候とおも
ひ候たゞく早く聞たくおもひ候○いづれどふてもつみあつけるにちあ
いひなし京都の事と
宮様初上々様へ御目通りなどえ事せんぎををるるふりとおもひ候外
ニせんぎををる事ゝあるまゝとおもひ候されとも今の世の事なれハとの
よふなむしつの事のせんぎが有やふえれん此間も申上候通りくびを切り
又腹を切らまゝり又つみほふニをるりこの三ッあゝとおもひ候いゝなり
ても毎々申上候とふり天地おもぢる事とこしも茶し又々近々の内ニ下

番さし立まゐらせ候先^らく^りしく

五月廿五日

依 太 郎

姉 上 さ ぬ

おと乙との

(武市家文書)

○元治元年五月下旬カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

々ふハ此處の作事マて朝^あら^ら晩^までとん^んく^くた^たき誠^まく^く八^はケ間敷^たまらんされともふ明日^あさ^さみ申候

一々ふもま^まさねつあり下りも今朝^あさ^さしあり外^あか^かた^たんなく少^すも^もく^く氣遣^き無^な用^うニ候

姉上さぬへもよろしく

一この文前へ御とつけ

一又^つく^くひの御こし口^{くち}りか^かき^きに^にめて^てそ^そふ^ふる^るよ

(武市家文書)

ひへ、枇杷

○元治元年五月下旬 (島村衛吉ヨリ島村壽之助へ)

今日^け日^にモ大^お小^こ監^ま察^さ御^ご揃^ぞ陸^り陸^り目^め附^づ定^じ座^ざニ居^ゐル^る三^{さん}人^{にん}土^ど弥^や彌^や之^の助^{すけ}弘^{こう}良^{りょう}弘^{こう}田^{でん}良^{りょう}助^{すけ}後^ごニ久^{きう}助^{すけ}岸^き圓^{えん}岸^き本^{ほん}圓^{えん}藏^{ざう}始^はハ真^ま榮^{えい}大^{だい}監^ま察^さ真^ま邊^{へん}榮^{えい}三^{さん}郎^{らう}ラシキ太^{たい}キ頗^{へん}ル^る不^ふ辯^{べん}ノ人^{にん}後^ご土^ど弥^や岸^き圓^{えん}モ折^せ々^々言^{げん}

○江戸ニテ長^{ちやう}人^{にん}ニ出^い會^あシ時^じ間^{かん}シコト云^いへ△關^{かん}東^{とう}ノ惡^{あく}事^じハ諸^{しよ}國^{こく}憤^{ふん}起^きノ様^{やう}承^{じやう}リ歸^き國^{こく}之^の上^{じやう}申^ま出^いシ處^{ちよ}云^いタリ○其^{その}時^じ官^{くわん}府^ふノ答^{こた}ハ如^{ごと}何^{なん}△是^{この}等^らノ事^じハ其^{その}手^てノ役^{やく}ハ探^{たん}索^{さく}アル故^{ゆゑ}以^も後^{のち}時^じ勢^{せい}咄^つヲスナトノ事^{こと}故^{ゆゑ}云^いザリシ○其^{その}様^{やう}ナザツトシタ事^{こと}デハ無^なカッタラフ右^{みぎ}關^{かん}東^{とう}ノ政^{せい}事^じ惡^{あく}敷^し故^{ゆゑ}憤^{ふん}發^{はつ}スル處^{ちよ}甚^こ尤^なリト云^いト陸^り上^{じやう}弥^や云^い江^{かう}戸^こヨリ歸^き申^ま出^いタナレ^レ自^{みづか}分^{ぶん}ノ志^し不^ふ通^{つう}終^{しゆう}ニ元^{げん}吉^{きち}ヲ殺^{ころ}害^{がい}其^{その}後^{のち}重^{じゆう}松^{そう}大^{だい}阪^{はん}ニテ御^ご召^{めい}捕^とニ成^な事^じ顯^{けん}ルヨリ六^{りく}月^{げつ}十^{じゅう}五^ご日^{にち}同^{どう}志^しノ者^{もの}申^ま合^あ比^ひ島^{しま}山^{さん}へ會^あシ夫^おヨリ亡^な命^{めい}ノ事^{こと}ノ約^{やく}束^{そく}セント云^い處^{ちよ}同^{どう}盟^{めい}ノ内^{うち}ノ者^{もの}亡^な命^{めい}シテハ國^{こく}恩^{おん}ヲ忘^{わす}ル、ニ似^にタリ自^{みづか}首^ぶセント云^いノ論^{ろん}ニテ依^よ太^{たい}ノ宅^{たく}ニ行^いシ處^{ちよ}客^{きやく}來^{らい}ニ付^つ浪^{らう}穂^{すい}即^{すなは}チ衛^ゑ吉^{きち}自^{みづか}ラ云^いフ宅^{たく}ニ行^いケト云^いニ付^つ行^いテ右^{みぎ}論^{ろん}ヲセシ處^{ちよ}御^ご自^{みづか}分^{ぶん}ノ云^いニ奸^{けん}物^{ぶつ}ノ爲^{ため}ニ首^ぶヲ切^きラレ

元吉、吉田元
重松、重松菊
依太、瑞山

藤駿、藤本駿馬

テハ行カヌ亡命シテ時ヲ待チ一旗上ケントノ論ニテ強テ云ヘバ刺違ヘルノ勢故歸ツタト其者ヲ申出テ居ルカラハ委細申上ゲラレヨ△都テ存掛ナシ不調法ナガラモ古ノ忠臣義士ヲ學バント思フナリ左様ナル事不仕又論モセズ殊ニ藤駿ハ一面識ノ人タトヘ身ニ覺有リトモ其様ナ大事ヲ云フ譯ナシ此事ヲシタリヘシタリ至テ長シ夫ヨリ盟ノ事何ヤ角ヤ云シカト是迄云通りノ事ナリ其内陸云ニ盟書ニ月日ヲ記サヌハ追々顯レタ時一同々意ト云出タレハ數人ノ事故所置出來ヌト云フノ事ト聞エテ居ルト云△左様ナ譯決シテナシ○御自分ハ盟書ヲ江戸ヨリ歸ル後見ント云ハル、ガ御自宅ニテ加リシ人モ有リ則チ其人ヨリ申出テ居ル又其餘ノ人モ大ニ後悔シテ段々申出テ居ル故明白也△其申出テ居ル者ヘ對決ヲ願フ○追々ハ夫レモサスルガ夫デハ御自分ガ立マイ早ク申出ラレヨ△存掛ナシ眞榮ラシキ人云ニ藤駿ハ則其方ノ宅デ連判シタト申出テ居ルゾ△不知ンナ事ナシ藤駿ヲ御詮議アレバ直ニ分ルナリ一體ガ間違イデ有フ○明白ニ分テ有ル

見ん、見ナイノ意

オ、拷問ノ略

事ヲ其様ニ云フハヤケト申者ナリ追々被召出其時モヤケヲ云ヘバ時宜ニヨリテオヤルゾ△赤心不通御疑不晴ニ仕方ナシ○トクト思慮致サレヨトテ歸ル

右ハ有増ナリ前後混雜拙筆御推讀奉願候

一藤駿ガ云テ居ルト云事モホンノ小端ナリ然共追々ニ相成リ可申勢ナリ土彌ノ云事ニハ誠ラシキ事モアレド皆問落ノ策ナリ其證據ハ藤駿ガ云タト云事ニ辻ノ逢ハヌ事毎々有ルナリヲドシタリヲダテタリタマラン

元敬ナド江戸ニテ約シ歸リシトノ疑多ク候ニ付尙元敬ヘモ御申通奉願候是等ハユメノナキコトニテ候故通達ナドハ無益ナレド爲念尙此書惣分ヘ御見セ奉願候

(上田開馬藏文書)

元敬以下ハ瑞山ノ附箋

陸目附土居彌之助

○元治元年五月廿五日 (瑞山ヨリ島村壽之助ヘ)
今日ノ御細書儘ニ拜受仕候土彌ノ申分法外至極也然ニ今更驚クヘキ事決

福印、小監察
福富健次

シテ無之其手くび取候と云ハ如何成事歟都て此度之事ハ福印ノ大好ヨリ起リ候事 神明ニ懸ケテ無疑薩ノ奸ト同服ニテ事を開キ夫ヨリ 老公初政府へ申立候事成へし勿論反覆人モ可有之と存候外ニ證據ト云證據あてん不行是迄ハ内心ニ左右カトモ存居候へドモ御國亂ニ相成候事故万々一ハ平治ニ至リ候事モヤト存居候處扱々致し方のなき事は非なし御國亂ニ至リ候事血涙ニ沈ミ候かく相成候事モ則天自然之事ホて一ト先御國ハ亂れる事と存候取初ハ私なと四五人斃レ其外ハ跡へ残りて盡力致し候方可然ト存居候處今日ニ至リ天下之事右之通ニ至リ候場合ニ付イカニシテモ御國を引直サズテハ不相成然ニ私なと斃テアトガ立直ルト云フ決して無之跡ハ益々ワルクナリ士氣次第ニ衰ヘ日々ニ落入可申ハ見前也實ニ死テ跡ガワルクナルト思テハ死ニナガラ力ノ無キ事ニテ候然ニ如何様剛問ニアイナマリヲイ込マレテモ心ハ動カシ不申候間是計ハ御安心奉願候右ニ付能々考へ見候處一躰執政ガウツヲ云程ノ事ニテハイカニシテモ是ナリ

(此ノ間磨滅不明) 出來不申一ト雨降(以下断続)

此ノ文或ハ別文カ
八十人アレハ二ツニ分ケ四十(此ノ間磨滅不明)出御國政ノワルキヨリ初メ半平太杯ハ是迄同志ニテ國家ノ爲分相應盡力して居ルコト去年カク被仰付今以同様ノコト私などモ半平太杯ニ罪ノ有ルコトなれハ同し事よて同様被仰付度ト云昨年直様申出候哉ト存居候へ共大人數出候上ヲ憚り只今迄差扣へ居マシタト云テ其云様ハイカ様とも有ルヘシ其上上り屋入ニなるか又夫々類族へ御預ケニ成るすへし左様ニして見ると益々上ニ御ニクミニテ一番ニ私の首をノケルカ又ハ夫テチト御ガン付キニテ是ハメツタナリハナラント思ウカニツ合也四十人も一度ニ首ヲノケル程ノコトハ決シテナシ御ガン付ニナツタレハ今ノ役人ハ又替ルヘシ其所テ 民公子様方御盡力被遊候ハ、屹度其印シアルヘシ残りノ四拾人ガアトノ盡力シ皆々切ラル、ト云フニ至レハモウ其時ニ藝之首ヲ一番ニ取ルヘシアトへ殘ル組ハ土利五十ナト頭トシテ用事ノ出來ル人ガアトヘノコリテヨシ是ヨリ

民公子、山内
豐譽、執政
藝ノ首、藏助
五藤内藏助ノ
首
土利、土方理
左衛門久元伯
ノ父
五十嵐文吉

外ニ策ハなしト思候只今直ニ斬奸ハ早過キ申カト存候尙々御考慮能御策
モ御坐候ハ、承度奉存候頓首

五月廿五日之夜認

(武市家文書)

大目附 板垣
一右衛門

○元治元年五月廿六日カ (瑞山ヨリ獄外同志へ)
今朝五ツ前比ヨリ呼出サレ大目小目徒目揃ニテ問ウ板發言ニテ云去ル酉
年島村衛吉川野万壽彌同道ニテ關東ニ修行ニ參リ彼地ニヲイテ長州藩
出會義舉等ノ約束シ且薩長ノ勢ヲ彼ノ地ニ居候御役人ニ相談シ夫ハ御國
ニ歸リ政府ニ申出夫ヨリ段々周旋セシ次第廉々明白ニ可申ト也

島村衛吉、小
笠原保馬

答酉ノ年修行ニ參リ候同伴ハ衛吉保馬ニ彼地ニ修行中大石彌太郎ニ聞候
處長州頗ル正義相唱且玄瑞ナト云者國家之爲大ニ盡力之趣等承リ夫ヨリ
彌太郎同道ニテ長藩ニ行其後度々出會シタリ其出會セシ人々ハ政之助直
八玄瑞等也其内長邸ニ薩人樺山ナド申男參リ會シ追々又薩人にも出會シ

周布政之助、
時山直八、久
坂玄瑞、
禪山三圓

タリ右長公初孰も盡力スルコトハ幕府御政躰甚シテ實ニ以言語同斷之次第
恐多クモ廢

安井仲平號息
軒

帝之例センサク且又 和宮様 有栖川宮様へ御約束ニ相成居候處夫ヲ
公武御合躰ヲ名トシテ無理ニ御東下ニ至ルト右等之事追々長人なと承
り驚愕仕タリ右ニ付ヨク、耳ヲ立長薩ノ勢承リ合セ候處愈御同服ニテ
大ニ御盡力被爲在趣且玄瑞等ハ慷慨相極り已ニ和宮様御東下を差留ルト
申程ノ儀もアリ其内柳井健次川野万壽彌杯學問修行安井氏に入塾此者共
モ長人ニ出合候由ニ付私ノ處ニ尋ね參リ供々示談シタリヨク、相考候
處不容易儀ニ付不取敢歸國シテ官府ニ申出候儀當然ト心得御暇ヲ願ヒ御
國ニ歸リタリ然ニ官府向之儀不案内故ヲ以大事ヲ計リ差問ヘナキト思ウ
人ハ相談シタリ夫ヨリ御役場へ申出右手ニ入居候紙面等不殘差出シタ
リ夫ヨリ翌年 大守様御發駕御供被仰付京都へ參リタリト云タリ
一又板云其御國ニ歸リ相談セシ人ハ誰ソ且又政府ニ申出其後之事クハシ

大守様、豐範

ク云ヘシ

答相談セシ人ハ麻田楠馬平井善之丞ナリ善之丞ハ江戸ヨリ歸リ道筋故立
寄相談シタリ

一板云善之丞ハ兼知ル人歟ト云

答不知大石彌太郎杯方常々眞ニ憂國之人ト云フハ兼知聞居タリ

一又問山川左一杯ヘモ云タカト云

答初咄ニコシカト云ヨリシテ参リタリ其節出會ハタレソト云ニ付

出會ハ本山只一佐々木三四郎ナリト云タリ

一板云小南五郎右衛門ヘ参リタ趣也

答小南之脱カも参リタリ

一板云右善丞五郎右衛門杯ハ右之咄し致セシ處何ニト兩人ハ云シゾ其元
ガ五郎右衛門ニ櫻田之事ヲ行リ御國ノ巨魁ヲ斃シタシ我ニ同志ノ者ガ
有レハ巨魁ヲ斃スニト其元カ云ト五郎右衛門ガ夫ハイカン櫻田之通リ

山川佐一右衛門後良水

本山只一郎、後茂任、佐佐木三四郎、後侯爵高行

大目付高屋順平

ニテアトガ直ルカト云ニ直リハセン無益ナリト五郎右衛門ガ云シヨシ
ナリ愈其通リニテ有タカト云

答

善之丞ニ天下ノ勢ヲ咄シ候處實ニ安カラシトテ心實歎息之勢見ヘ
タリ夫ヨリ格別善之丞之考ハ不聞且又五郎右衛門ハ談ゼシナレト是
以同様也又櫻田ナト云シモ毛頭無之ト云し處高順杯カ夫ハガテシユ
カン見前五郎右衛門ガ口ヨリ聞テ居ト云小生云夫ハ聞ヘン半平太ノ
同志之者ハ數々ナリ同志カ一人有レハ巨魁ヲ斃スト云譯ハナシ夫ヨ
リソチ云コチ云ナリ

一板云吉田元吉ヲ打シ節其元カ指揮セシ趣明白ナリアリ様ニ可申トナリ
僕云夫ハ決シテ不知ト答

一板云然レ共屹度手クビニキリシヲナリ只ノ風説位ノ事ニテ御尋ニナル
譯ニテナシト云

答問其手クビニキリシ證據ハイカニト云

一高云重松菊太郎ト云者長劬ノ久坂玄瑞方其元ヘノ書狀頼マレ其狀ニ云カノ下手人三人共慥ニ御引受申候ニ付御安心有ヘシトアリ是ニテ明白ナリト云

答其事ガテン行カス玄瑞ハ他藩ナリ御國ニテ長劬邊ヘ度々出會セシハ私ナリ依テ何事ニテモ長劬邊ヨリハ私ヘ云テクルナリ其狀ヲ見タシ甚メイワク其狀有シトテ身ニ覺ヘナシ

一又問藤本駿馬ト云モノ其元ノ宅ヘ參リシヲ有ルヘシ其節客來之場合ニテ島村衛吉ヘ參レト云シヲアルヘシ既ニ重松ノ囚トナリシヨリ同盟一同事ノ露顯セシ上ハ比島ヘ會シ脱走スルト云ノ儀アリ右駿馬思ワク違イニテ夫ハ聞ヘン速ニ自訴シテ死スヘシトノ考ニテ其元ヘ其ヲ云ニ行タレド右客來ニテ衛吉ノ方ヘ參レト貴様ノ云シヲアルヘシト云

一答右駿馬來リシヲ有ルナリ其通り客來ニテ斷リタリナルホト思イ出セ

島村衛吉重驗

ハ衛吉ノ方ヘ右之男參リシ由ハ衛吉ヨリ聞タカノ様ニ覺ユ然ニ右比島山ヘ會シ脱走等ノ事ハ存シ掛ケモナシ是亦シキリニソチコチ云ナリ

一又問京都ニヲイテ本間精一郎ヲ討シト云是ハ知テ居ルカト云

答知テ居ル岡田以藏ト薩ノ田中新兵衛兩人也

一夫ハ聞シ衛吉ヲカクシテ以藏ヲ云ハドヲソト云

答衛吉以藏ノ兩人ノ性ハ違ウナリ衛吉ハ慎重以藏ハ粗暴ナリ衛吉ナレ

ハ半平太ニ相談スレトモ以藏ハ相談セズ愈是ニ相違ナシ

一京都ハ是計ニテ外ノヲハ問ハス

一又頻リニ吉田ノ様々ト云テ詰問ナリ由井ノ正雪ナド引出シナマリヲキコマレタレト云ハント思ヘハ云ハン其元義理ヲ考ヘ見ルヘシモウカクナリテ其上志ハ達シタリモウ明白ニ云カ正義ニテハナキカト云

一答半平太愚痴短才取ル所ナケレトモ三百年來御高恩死ヲ以テ君報スルヲ位ハ知テ居ルナリ且又一ト通り義理ト云ヲモ知テ居ルナリ命モ格

別ヲシクモナシ身ニ覺ノ有ルヲ只々隠スト云ホトノヒレツ者ニテモ
ナシト云テ笑ヲタリ

是ヨリ又ソチコチト云タリ終ニ又々御詮儀被仰付よく熟慮して義
理を考フベシト云

一板ト高順ト云キリニテ外壹人モ不云

高順辯舌アリ人ヲナメシタリ可笑々々近日又々呼出サレルヘシ其時ハ

重松ノ狀是非々々見付ルツモリナリ

一同盟ノハ老公ノ御口外アリシナリ恐レ入タリ既ニ高順カ盟書御隠居様脱カ

ヘ直ニ御覽ニモ入シナレハ不問咄ノ中ニテ云シナリ小生も只同志々

々ト云テ其ノハ盟ハシテアルトモヲラントモ不言ナリ

大略右之通之次第何分も上ノ御亂シナリ且藤本駿馬實ニ寸々ニキサム

ベシ

一小南ハ万一右之事ヲ人ニ云テアルヤラ知レンキニ一應小南ヘ引合云テ

老公、容堂御
隠居亦タ同シ

平井先生、善
之丞
大石彌太郎圓

おれハ云ておるて考へ有ナリ

一平井先生へも右之段御通達其後二度計リ参リタト云テある

一彌太郎邊へも急々御通達其外御考之向原へよろしく是ノ下へ落シテ剛

問ニナルヘシ其上イカニシテモ云ハ子夫ナリニテ殺スカ又永宰ニスル

カナルヘシ永宰ニナリタレハ生テ居ル譯ケナシ (武市家文書)

○元治元年五月下旬 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

駿明白ニ云テ居ルデモ無キヲ故ニ誰カ一人参リシミト奴ヲ怒ラセヌ

様ニ熟談シタレハイカ様トモ都合出来可申△ノハ根元公子大臣ノ下知

ニテ不被得止ノ御權道ノヲニテ公子ノ思召ハ此ノヲ露顯シ一人ニテモ死

スルヲニ至リタレバ身モ一番ニ出テ死ストノ御居リニテ誠ニ難有リ限

リナシ然ニ右様相成リ候時ハ大夫モ傍觀ハ出来ヌ譯ニテ是亦死スベシ其

余同志ノ四五十人ハ云迄モナキヲナリ右様ニ立参リ候時ハ其内ニ又斬奸

駿、藤本駿馬
△、吉田元吉
暗殺一件ノ暗
符
公子大臣、山
内豊譽、山内
豊榮、深尾鼎、
山内下總等ヲ
云フ

人モアルベシ實ニ四分五裂不可言ニ至ルヲ落涙シテ咄シタレハイカナ
ル駿兒モ同意スルヲト思フナリ

右ノ愚考諸君思召承リ度候此ノ書モ思召ニ依リ明日詰書ト共ニ都合次
第外組へ遣し申度候御考御記し急々御廻達終ヨリ直ニ御返し奉頼候百
拜

依 太

諸賢 兄

(武市家文書)

○元治元年五月廿六日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

今日と御とふく敷皆さぬ御き々んめて度そんしり扱私事も今日呼
出され御せんき有之候おとしり修行よゆき夫よりりへり又御供^{まも}て京
都へゆきし事初あら御たつねなりそれく申たり其内色く御ふしんの
事有之御たつねありしなりおあしやく一ト通り御たつねよて今日

と先やまりたり夫より段く下の牢へ入ておるが人出るろふとおもひ候
やそり本の牢へそいり至極つごふよく候御氣遣とそんし候ニ付^らら
申上り又近くの内下番さし出候きのふの御文夫く受取島村金次
郎ニ返事ハ頼み今晚前へ島村りもつていてくれる筈よて候もし又今晚も
つていりねハ朝よても保馬でも島村へ取りニ御やり可^{被脱カ}遣候あしく

廿六日

依 太

姉 上 さ ぬ

おとことの

(武市家文書)

島村金次郎

○元治元年五月下旬カ(瑞山ヨリ妻富子へ)

きのふのみ島村より慥ニ受取くり返しえんが涙よえづみ候今日ハ久し
ぶりニ天氣もよく先く御姉さぬ初前よも皆さぬ御き々んよく免て度そ
んし候そあ元ふじの由安心致候扱此間を衛吉り出夫より毎日く一所よ

島村衛吉

武市瑞山關係文書第一

四百五十五

吉田元吉

牢ニ入た人出申候京都の事りとおもひおり候處思の外つまらぬ事よて候
 かゝるむしつ御うたが御役人の目のみへぬ事よて恐れ入た事よて候
 去りし此うたがもむりともおもて候又あの吉田の國賊を切りしとて御
 國の爲なれぬもつりしき事よてこしもなしされども身よ覺のなき事よ致
 しるさもなし夫ゆへ左様の事ゆせぬと申候上あつゝのまきりに御うたが
 になれとも身ニ覺のなき事ゆへたとへ寸にきざまれても心を動あし
 ハせぬつもりよて候○何分大の見るものが有て御上へ色と申上た事
 と思はれ候素り身ニおほへのあき事ゆへ大丈夫なり上あつゝのた千羽一
 トくゝりよて世間あ方のやつがた勤王など云てつまぬ事
 をしたり又出ぼんをしたりするゆへ皆半平太がそのよふにさると
 おもふておるなり何分 御隠居様よも我等を御にくみのよふにおもはれ
 候○この間ハほんの一通りの御せんきにて候又明日り明後日頃も又
 御せんき有事とそんし候百へんせんぎに出てても万べんせんぎに出てて

御隠居様容堂

のふ、方言喃ノ意

も覺のなき事を覺があるともゑいひ候候夫り上よまぶ御不審の
 それぬ事なれハまめたりたいたりして色つよきごふもん有へくと
 ぞんし候又あそのよふにせほしてむりに殺せり又腹を切らせり又つい
 ほふにさるゝの内とそんし候○我等がころされたれこれまでの同志の
 人あ皆死ぬる譯なり誠ニ百人も忠義の人ガ死んでゑなんともなふん
 ガのふ是をおもうと自分壹人の事あどふでもゑゝなんと御國の行末が
 おもはれたゝ涙よむせび候○どふぞして我身一人よて事のたる事もや
 とおもへともこれまで同志よて御國の御爲をおもひこみともいそち
 こちしておる同志の人ガ別ニつみもなきにつみニ逢てゑたといきてゑお
 れぬはけよて候ゆへどふも致しよふもなく候それゆへ御國を大みざれと
 御心得有へく候皆一人ものこゝを死てまうと御まはり有へく候○
 誠よなさけなき事なれども國のみされるも治まるもとも入のちからを
 ありよても有ましく則天せんの事と御まはり有へく候○今さ格別ニ

申事もなしたゞ半平太の女房なれハ其筈よと云ぐゞの所くれゞもそんな候申までもなく候へともみせん事なきよふニとそんな候○この上まんゞ一ツつはほふニどもなりたれハ又ゞあうことも有へくとそんな候又この世よてあう事もできはりの四手の山よてそんなしを去よふぞよ○みせん心おまこしもなく候間氣遣有ましく候○身ニお母へのなき事ゆへまんゞ一わついほふ位よてそみ候やとも存それとも誠よそのよふな目くらの御政事ゆへなんとなるものやふ去れ不申候ニ付死てしまうと思ておるより外の事なく候○今のもよふなれハ又ゞみのやりとりもてき候へともこれゝできぬよふニなるやふ去れ不申候(武市家文書)

○元治元年六月一日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

この間お御とふゞ敷又々うとゞ敷候へとも皆さぬ御きなんよく死て度そんなしゞさよふニ候へハこの間の一どせんぎに出あゞゞ御ふし

安馬、小笠原
保馬

島村衛吉

小南五郎右衛
門

んのりどうけたまはり誠よ々々おもひあけもなき事よて候もちろん身にお母へのなき事ゆへニ大丈夫なりなんほきびしき御せんき有りしともなき事を有とゑゞいゞ候いつれ今月中よゑゝづく事と存しおり候今のよふな御政事よて誠よ恐れ入たと云よもあまりある事よて御座候これゝむりなる御さゑゑなりとありたれハ御國をみゞれ申候御前ゞも其御心得よて御心の内よて御國をみゞれたと御をゞり被成度そんなしゞ人よゑだれよもこんな事ハ言ゞれん彦太り安馬りなれハかまん外の人ハいなんよもそおしハなされまはなよ○この間衛吉り出て次ニ私り出其次ニ川野乃す彌出其次の日小畑孫三郎のよふニ見へ申候きのふもたれぞ出るろふとおもふており候處だれも出候どふゆふものそがてんゆき不申候明日ゑ又だれぞ出るろふとおもひ候○この北うらへたてた率もてき上りてきのふ御目附方のあゝため相濟候又々明日明後日の内よゑたれそ入るろふとそんな候小南ともが入らねゝゞと氣遣申候

なにぶん見るきやつがあつて御上へ色々申上ると見へ申候このよふな御國をみよまやつハ其まよゝゝなり不申あゝなさけなき^{事脱カ}よて御座候○扱々ふハ休日よてよんどころのふ画を頼まを申候十市の西山ニて候この後内へもんををしニ参り可申ニ付いんを出して御おさせ被遣度ぞんし^り一又々近き内下番さし出し候先ハ^らふ^く申上^りりしく

六月一日

依 太 郎

姉 上 さ ぬ

おと乙との

一これよりさきこの通りして文を御こし

一半紙 少々

くろせき 少々 御こし

一太平記 内ニある繪入のかん御こし

一ちとこの間内うしつ下りりして朝々下り申候それゆへあまりめしりく

ゑ不申候少しも^く御氣遣被遣ましくぞんし^り

一このうらの表紙ニ文あり

一この一ノ本前へ御と^け可被成候

(武市家文書)

○元治元年六月五日(瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

當月朔日の御文儘ニ相達拜し^り先々次第あつさつよく相成候處皆さぬ御き々んよく決て度ぞんしまるふせ候私事も毎日々々ふいせんき有之候りとそんし候處まべて御せんぎもなしいるなるものりがてんゆ^ら衛吉などち二度も出候よしお^らた今の役人ども^ら衛吉などをあなどりて色々だましたりして衛吉どもなれ^い云とおもふての事りとまわりよふ致候お^らしや^くされども明日り明後日頃^ら御せんきもあるろふとぞんし候せんぎがな^れい^つ迄も^らぶ^づぬ^けよてもふ^く一日もそやくせんぎをつめてもら^らぬ^く候○此頃小笠原御姉さぬの御目^わい^の

島村衛吉

いニ御座候哉ちと御こゝろよく候哉承り度ぞんし、先々りくだんの事も御座なく候へともあふく申上りし

六月五日

依 太

姉 上 さぬ

おと乙との

一この本前へ御とけ

一太平記の先キ御こし

四まてきており候夫より先を少々御こし

一たそこ 御こし

まゝあるらんとついでニ

(武市家文書)

○元治元年六月五日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ) さきほど御文それく受取こゝるしまゝ候先々皆さぬ御きやくよく先

民部、山内民
部豊察

下番佐藏

て度ぞんし、私事不相更さかの下りも次第ニよく相成候まゝ、少も御氣遣被遣ましくくれ、ぞんし、民部様誠々々々難有ともなんとも申よふ御座なくた、なみふニまつ

み申候このよふな難有との様を御座なくと朝夕おもひ、其御守りも大せつニ被成度くれ、ぞんし、扱明日も佐藏があふかさを持て参り候よしニ付ついでなりふ、申上り

六月五日の夜 めて度りしく

依 太

姉 上 さぬ

おと乙との

下番雄之丞

一この本前へ御とけ又々雄之丞出候節さし出し可申候りしく

(武市家文書)

○元治元年六月七日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

武市瑞山關係文書第一

四百六十三

檜垣清治直枝

この間も御とふく敷扱次第ニ暑つよく相成候へとも皆さぬ御き々んよく免て度そんしり二私事まごせんきも御座なくいなるものりがてんゆき不申又其外の人もせんき出不申候扱この下番を檜垣の方にて候へとも玄んでふの人ゆへこの著もの相頼申候玄つていなるものよて候酒をまきよて候まゝ御のませ被成度そんしり
○たび一ツ○めりやほ一ツ○見た入壹枚○合せ羽織壹枚
右え通り御歸し申候御受取の事とら又くつぎは歸候又々近々の内下番さし遣し申候らくくしく

六月七日

依 太

姉上さぬ
おと乙との

(武市家文書)

伊藤甲之助和義

○元治元年六月八日

(伊藤善平ヨリ同甲之助へ)

向々京師

條公三條實美

名東才右衛門

條公之御館に御國方詰居候人壹人も知る人無之候所才右衛門周旋を以て此度と書翰相頼候往々此手は差立可申候と存居候

はし

六月八日記

此度と京師

條公御館詰之役人の頼候へて却る早速と存驛使を以一筆申入候先以暑氣日増ニ候処其御地愈御無異可有御勤芽出度存候當方孰も無事相暮候安悦可被下候扱近頃と書翰も相達不申絶る模様承り不申候へ共定る
條公ニも御閑暇ニ被爲在其許も勤事之外徒然と相察し候別書先月初旬宜キ便有之様ニ認メ有之候所先都合不宜旨ニ延引之様子ニ其儘便宜を相待右ニ付封之儘差出候右之書翰之義も土方理左衛門周旋ニ有之候毎々懇頃ニ預り候ニ付楠左子にも宜御傳聲可被下候其餘島左利玄南部楠

楠左、土方楠
左衛門
島左、島村左
傳次

利玄、利阿玄、兵衛、南部展、吉楠木、楠本文

島村衛吉、吹山瑞山、小畑孫三郎、川野萬壽弥

大監目、大目付

本之三子にも宜御傳可被下候其許閑暇之節と偷安を不不相成何卒擊
劔勉業可然又寶藏院流鎗術と如何兎角鎗刀之中勉勵可然御國に在り候へ
と精々勉勵之節に候申迄も無之候へ共當時勢文學を名を耻め候
水府之尙武右文本意と存候扱水藩筑波二荒之事定る委細に聞知可有之御
國に亦も大分聞へ郭中壯者も漸四五輩ハ攘夷説之趣に候御察し々々扱先
月廿三日ハ禁錮之面々詰問初り第一ニ島衛吉出候趣夫ハ廿六日吹山夫ハ
小畑川野オ一日ニ一人充一巡出申候其内當月ニ入衛吉再度出候是ハ初日
衛吉申出ニ付大監目初小監徒監迄一座被難破無言ニ相成候由右ニ付再度
之詰問有之欲詰問之筋と専ラ斬奸一條と承り申候案外なる事ニ亦惣不
堪憤懣當月差入頃ハ密々出府之人不止終ニ歎願書も出來候へ共未一定ニ
不成先其儘之様子に候畢竟老君之御反覆欲と奉恐察候尤、助杯大憤激之
様子孰も執政家太夫方オにも夫々盡力無閑斷致し居候事ト亦實ニ切迫兎
角大破裂ニ至り可申欲其許杯先其地滞在ニ亦却亦宜欲と存候事ニ候委細

上田官吉

之義難紙筆盡萬事御察官吉も益慷慨珍重ニ候藤本淳七佐井松實兄當四月末建
白別封にも申通候欲實ニ感心何卒寫し進し度候へ共長文故不任心残念ニ
御座候過日も物部川以東村田馬太輩三人程参り頻ニ慷慨談歎息致し申候
獄も會所も廣マリ下之揚り屋も弘マリ先日迄兩人充被幽居候所詰問初り
候より一人充ニ分居致候由右獄御造營ニ付先頃以來物議洵々正邪大交代
ニ亦海内を憂苦致候人一人も聞へ不申只一國限り固陋説而已大ニ被行候
事ニ候岡田以藏も慕ハ大ニ御手入御取向ニ相成近々浪花ハ船籠ニ亦下著
と聞へ申候根元吹山初禁錮ハ
京師御沙汰ニ付と申事ニ候処其御詰問ハ一ト通り御國并浪花伏水オ之斬
奸而ニ相成已脱カ只々合点行ぬ事而已ニ候
○京師之模様大分運ニ候様にも聞へ候如何哉
○小之縁頭并鐙オ幸便を相待居候へ共無之今暫見合差立可申候
○自浪花差立候單物并書翰相達可申と存候岡本繁之助便ニ京にも著用差

立有之候是ハ長邸に頼候也否之処京々未聞へ不申如何と懸念致し居候

○石川順二郎上京便ニ一封頼候是も達候哉其許々も浪花土佐屋敷詰島田

玄藏宛を以書翰差越候へと達し可申と存候些御越し可被下候

○母々も書翰認メ不申ニ付よろしくと申候どふぞ^{実カ}炎を致し候へと秋風之

節可宜とく^カ申候閑暇ニも必^{実カ}炎可宜候南部母上も毎々御來訪御健

壯ニ候間與夫子に御傳可被下候

○先便ニも申候通日次^{扶持米渡}之書付所持之御方ハ夫々御越し被成候へと取計

可致此段諸兄に都合ニ御咄可被下候

○其藩近藤芳樹^{激カ}共戸真激^カ之短尺^カ々しく候御周旋被下度候

○此方日々館に出勤館何も替り候事無之候鏡川ニも水練御興行ニ成り導

役も出來候右ニ付土用中々外武藝休業と申事ニも大ニ相樂居申候何卒

申度候へ共今朝も早出ニ付先右之段計餘期後音之時候可祝

六月八日朝認

和 免

興夫、後男爵
南部盛男

和 義 丈

今朝喫飯中風と

蔭々のむ身の羨し涼しさも

世よ言こや阿武比浦松

出傍題御一笑

別紙景山公之御文兼お申候通り春同々受取申候ニ付差立候春同

條公之此通り御認メ懇願ニ候何卒周旋尤紙ニも絹ニも小ニも大ニ

もも中位ノ横ニも可宜どふぞあるあへ申候へと都合宜候以上 (伊藤修藏)

○元治元年六月初旬カ (瑞山ヨリ獄ノ内外ノ同志へ)

藤駿云々ノハ屹度云テ居ルデモナキト見ユル何卒駿へ引合此ノハ實

事ヲ知リタキ之駿モイカナレ國ノ大事ハ知テ居ルヲ駿ヲ糺問スルハ

イカマデ有フ駿ヲ又糺問スルト例ノ曲論ニテカク相成シ上ハ斷然自白ナ

此書翰ハ上ノ
藤明白ニ云
フテ居ル云
半ナルベシ
馬藤駿、藤本駿

ド、云ハスマイカ實ニ氣ヅカハシキ奴ナリ然ニ今此ノヲ云ト又云ハズ
シテ置テモ誠ニ奴反覆スルヲナレハドヲ同シカ (上田開馬藏文書)

○元治元年六月初旬 (前書ニ對スル島村衛吉河野萬壽彌山本喜三之進ノ意見奥書)
右御尤ニ奉存候然ニ奴ヲ今糺問セシトテ有體ニハ云間敷却テ通路有ヲサ
トリ大害ヲ生スル事ニハ成間敷哉ト愚考仕候

浪穂

浪穂、島村衛吉

廿戊、川原塚茂太郎

御高慮之慮至極御尤ニ奉存候論シニ行ニハ廿戊可宜ト奉存候如仰駿モ如
何ナレ同意セヌトハ有間敷候
浪君ノ御考慮モ御尤ニハ奉存候得共春ハ頑奴ニハ候得共存外公然タル處
ニ勉強スル風アル様ニ御座候間言テ居ルトハ得意デ自若ト吐露スルト
愚慮仕候

春、藤本駿馬

眞足、河野萬壽彌

多罪々々

眞足拜

春、駿馬ノ字ノ略

御高慮御尤ニ奉存候春ヲニタヘス白狀スル日ニハ論サテハ尙更ノヲナリ
我輩ノ處テハ成丈瓦解致サヌ様セテハナラヌワケナリ又上ヨリ堀テ堀上
ケ 公子大臣迄ニ及積ナレハ春一人ニ限可カラス只今ノ處テハ成丈瓦解
ニ到ラサル様セテハナラス左スレハ春ヲ論方可宜様愚考仕候

新太、山本喜三之進

新太 (上田開馬藏文書)

○元治元年六月初旬 (島村衛吉ヨリ瑞山ヘカ)

大目云ニ長ニ行シ時依太元敬三人計カ外ニ連ナカッタカ△初行シ時ハ三
人後行シ時ハ眞足モ行シト云タリ

小孫ト別ケタモ私ヲシバ、詰ン爲ト思フ是ヨリ日々被呼出終ニハオ
ニ至リ可申ト存候○云ニ藤駿カ行タ時何ヲ談シタ△心安キ者毎々ソ
チコチト往來シ時勢咄ヲスル事其旨記不仕何ヲ談シタカ不覺○是ホド

依太、瑞山元敬、大石彌眞足、河野萬壽彌、小細孫三郎、藤本駿馬

ノ大事ヲ怠ル、^{忘カ}一ナシ△上ヨリハ私ノ云處僞リト御見付故右様思召ナ
レト身ニ覺ナキ事故忘タリ

〔紙ノ裏ニ記ス〕

▲、横目即チ
監察吏

一只々イカバト氣遣早ク承リ度候扱又今夜新上番ニテ人ト成不分故ニ何
角之咄モ心配ニ御坐候今朝モト暫咄とも致居申候
一今日も多分昨日之通ト存候ヨク、考へ見レト只形色而已之事ヲ云ハ
アマリ悪キ方ニても有間敷哉ト存候
(上田開馬藏文書)

クツ虫、伊藤
禮平

○元治元年六月十日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)
原書前文斷缺
もなき次第先日と御目附ガ女遊びおしてクツ虫と同日ニついほをニあは
誠ニ御奉行やぶ御目附なとあぶ遊ぶよふなあ方ニさしていたまらんとふ
してよき御政事ニなるものぞとおもひて涙をまつみ申候又々十三四日
と御法事（法事）のよしニ付下番さし出候先あふゝゝあしゝ

六月十日

依 太

姉 上 さ ぬ

おと乙との

(武市家文書)

本書ノ起草者
ハ大石彌太郎
ナリ
御兩殿、容堂
豊範父子

○元治元年六月十三日 (門田爲之助以下二十八人南會所ニ至)
尊攘の大典たる事今更申上る迄も無御座先年來乍恐 御兩殿様度々御周
旋被爲遊績て諸家様御盡力の上追々大義相運ひに相成御他邦々差置御國
許に於ては別して御國論確定屹度御盛に可被爲致と草莽の者迄も躍起奉
仰望候處如何の御事に哉今以て人心疑惑賢愚の所向を知らず加之海岸防
禦嚴重の御沙汰も無之御國力文武盛興の御模様も不相見甚敷に至りては
商賣交易の勢日に盛に士民華奢の風月に長し内憂外患目前に増長するを
見乍ら徒に太平遊惰の習に赴き動もすれは勤王と申す事一座の戲言に致
候様子にて實に不安次第奉恐入事共に候 天意台命は不及申上兼て 御

兩殿様御周旋被爲遊候處より奉恐察候ては尊攘の大義今更御動搖被爲在候事は萬々無之譯に御座候處前書の通十か一も御貫徹の筋に至り兼候は何故に候哉と奉疑惑候開言語貴節儉等毎々重き御書付をも奉拜察候處今日に至る迄其御驗一端も不相顯は乍恐御實意の不被爲至御言行の一致に至兼候御事も被爲在候哉左も御座候は、重々可申上様無御座候何卒國是一定人心一致尊攘の大義明白相顯れ候様被爲遊度幾重にも奉懇願候別して唐突の申上様に御座候へ共乍恐、御隱居様過日御國事御關り御辭斷に相成候趣窃に傳承仕候實に不堪驚愕方今天下の形勢は申上るに不及壬戌以來、天朝幕府の御寵遇御依頼被仰蒙草莽に於ては天下の御英主と四方奉仰望候御身闔國の全力を以て御報効可被爲遊場合と奉存候を自今御辭斷と申すに至りては上は、天朝幕府に奉對下は仰望の者如何可奉存哉何か御深志不被爲仰御儀被爲在候ての御儀かと返す返すも奉恐入候且又先達て京師御沙汰に付御不審の者共幽囚被仰付置候儀素より京師の御沙汰

御隱居候、容

不審ノ者共、
瑞山等ヲ云フ

吉田氏、吉田
元吉

に候へば實に草莽より可奉伺儀は無之候へ共右之人々兼て當時勢に付一圖に國家の御爲筋のみ存込の者にて必しも豪傑の才卓越の識有之とも被申間敷自然粗暴の働輕卒の摸様も可有御座候へ共斯く御爲筋存込候者に候へば今更瑣々の罪科は被差置區々の愚忠御仁察被爲遊御寛大の御處置可然様奉存候此節何となく申傳候は追々御糺問被爲及附ては先年四月八日故參政吉田氏横死の一條殊更御糺明にも相成哉に御座候是等儀は不易事柄にて決して彼の人々存知の覺は有之間敷市井間種々の取沙汰に於ては萬々可信とも不奉存候彼等萬々御嚴罰に被處候事に罷成候ては此後如何なる御不爲の筋可生も難測奉存候のみならず京師の御沙汰を以て斯く被仰付置今に至り御糺明に相成候ては人心の疑惑彌益甚敷私共に於ても乍恐彌以て方向相立兼申候儀に御座候乍微賤三百年來の御國恩に奉浴候上は枉て彼人々に阿黨仕る譯は萬々無御座勿論輕舉妄動假初にも家國を見捨候様の儀は不存寄何卒報國の萬一にも哉と存込一死を以て奉言上

候間若し不當の儀も御座候は、私共より先として御嚴罰可被仰付不堪感
激懇願之至候

右等申上候ては乍恐國家の重きに對し幽囚輩の儀張大に申立候様御聞
取も如何と奉存候へ共唯幽囚輩の爲のみにては無之舉國士民の爲に御
寛大の御處置被仰付度左候へば自然人心の去就國は一決賢愚立知の一
端とも可相成哉と奉存候以上

元治元年子六月十三日

門田爲之助
川原塚茂太郎
田所莊之助
岡本恒之介
佐井寅次郎
島地磯吉
片岡孫五郎

阿部多司馬
上田楠次
細木元太郎
北川源五郎
平石五六郎
上田官吉
三原兎彌太
沖野平吉
西山直次郎
池知退藏
田中策吾
岡本猪之助
村田馬太郎

山本 四郎
 森 助イ太七郎
 谷 作 七
 大石 彌太郎
 久松 喜代馬
 岡本 瀧馬
 依岡 權吉
 楠永 四良馬イ郎

イ栗井兎之助

(佐佐木高行手記)

○元治元年六月十四日 (上岡贈治ヨリ上岡淡齋及稀彌へ)
 我等存立の事有之此度一味一和之有志五百八拾七人申合はる長門國亡命

致はニ付一筆申殘置は此度之一舉毛利家而已からず神州之浮沈興廢之關係
 係る處ニ付事敗る之日ニ到は得と鬼簿汝不逸は事覺悟之事ニ追々聞
 知可致と存候兼々毎度申遣は通り因循姑息之振舞夢々不可有之
 天朝之御爲に血脈斷絶致は事毛頭不可辞候委敷ハ不申述は得共大抵可
 相察は明後十六日當處出足と申答之處只今俄ニ決議變化今晚出船ニ相成
 はゆへ大繁忙醉筆推讀可致は
 此短冊 公卿より拜領ニ付壹枚後無紛失長ク家ニ殘し可申候
 王室灰復之期ニ到は得と今生之對面も可致は得共事敗れは時と此紙面今
 生之暇乞よは間随分出精致し我等が存念可受續候母は別書相認不申は
 間對面之節可申通候可祝

六月十四日申上刻

正 敏

上岡淡齋老

稀彌どの

(伯爵田中光顯藏)

○元治元年六月十五日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子ニ)

この間を御とふく敷暑つよく相成候へとも皆々御き々んよく死て度そ
んしり私事不相更候ま少も々々御氣遣被遣間敷ぞんしり扱
や夏まつりの時節ニ相成今月も又それなりニおしうつる事りとそんし候
扱この間をやねをふきて北うらの新宰へ引うつり一ト夜とまり申候誠
々々まこしたのしみて参り候ところいやぞく宰もせむくむるふニ高
きへるありてまつくらく夫ゆへあつくこたへるね申候きのふのよふく
そんで又こちへ引うつり大よくつろぎ申候夕へちそふちして板をふき夫
よりゆをあびこちよく相成申候○扱きのふの岡田以藏がで、おつたき
のふ舟がついた物り夫の下のへいたよふにて候おる下の宰へ入
た事であろふとおもひ候きのふ北うららるる戻りに以藏がおる北をのぞ
いて見た々と見へざつたよ誠よあのよふなあ方ちやく死てくをばよ
けれとあまく御國へもどり誠ニ云よふもなきやつさぞやく親がなげ

下、山田ノ半
獄

吉村虎太郎重
郷はの、齒ノ

村田丑五郎
竹馬、瑞山ノ
甥山崎慎三ノ
幼名

くろふとおもひ候きのふも宰番らあと長州でどふやら吉村虎太郎どふや
らなど大聲ではなしをしよつたこの番人どもり見ニいてはのそつたや
つちやなど云よつた夫ニ壹人りるき物のつせがあると思へて二人つせ
立ておつた其りるき物の云ニ唐もめんをこふていぶるまこしたなど
云よつた○丑五郎も祖父がちとるく歸り候よしさそやく御こまりと
存候竹馬慶など辨當もてきてくを候よしあつうてたまるまいとふぞ丑が
そやくもどれのゑもふあれもめつたやふえれま
○たらの事御申しこれのたらのよてよろしく候ござもなにもそ
いでまけしたにニあび申候あとで板の間をふき候ニ付きれへニ茶つてよ
く候

○々ふあまの休よてまづりに御坐候

又々近々の内下番やり申候はくくし

六月十五日

依 太

姉上 さぬ

おと乙との

一この下番酒のまほ誠によき人にてこの間もうなぎをくを申候扇子よ
ても御やり可被成候

一この本前へ御とつけ

一太平記のさき御こし

辨當の時よてもよし

一檜垣女の子ができたげな名りむへきになつたおあしやく
とふそく暑御いとひ被成度くを存り
(武市家文書)

○元治元年六月十六日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

この御守云々
ハ山内豊春ヨ
リ送ラレシ神
符ノコトナシ
フ

きのふわくじしき御文被遣ありぬくぞんしり先々暑つよく候へと
も皆々様御きらん先て度ぞんしり扱この御守り誠によりぬき事

せんの日、前
ノ日
てん上、天井

六月十三日大
石彌太郎等
志二八人等
會所ニ至リ
山ノ教ヲ請フ

まておほへほなみさ出申候然よこのりけ守わどふもつこふが足るぬこち
ゑおくとりへつてそまつニなるきにやそり内よて御まつり被遣度ぞんし
りぎんみニ出るときわ手ぶよふをうち候ニ付ふつくるをあ々んなら
んきにせんの日もこのてん上へかけてござりまほどうそ内にて大せ
つニ御まつり被遣度候扱うち見の事御申越し有ぬ候この間番人より
うちわをもらひ申候又よきたよりも御坐候の御こし被遣度候扱この間
わ大石彌太郎などのせくぞんじよりを云て出たげなそれゆへ留守へ下
番やることを氣をつけるやふえれんきに又々りんりへて下番やり申候其
内島村がでたれぬ其時々々ニやり申候其とふり御心得まつらる次ニ
申上まゐらせ候りし

六月十六日

依 太

姉上 さぬ

おと乙との

武市瑞山關係文書第一

四百八十三



ふつくりの中て手せよふをうち申候



うつとくにふつくりをあなんといゐん

(武市家文書)

土、弘、徒、目、付、助、田、良、助、後、久

庄、次、郎、殺、害、文、二、日、三、年、十、一、月、中、川、様、御、都、合、一、月、文、久、二、年、十、一、月、太、夫、主、中、昭、修、理、一、途、久、昭、修、理、ノ、途、久、昭、修、理、要、シ、有、志、伏、見、長、土、シ、ヲ、糺、サ、ン、ト、云、フ

○元治元年六月廿日カ (歎中ナル河野萬壽彌(敏鎌)ヨリ瑞山へ)

大目二人小目二人陸二人土弘詰始終土なり△は土○ハ僕

△先達を以て毎々御吟味被仰付處御自分モ男子ナレバ有底申出ラレヨ
既ニ始ノ中ハ兎ヤ角私ノ盟約朋友ノ義ヲ思イテ偽ヲ吐シ者モ段々悔悟致
シ實之處申出タ者モアルナリ○奉畏往日不容易廉々御不審被仰付實ニ奉
恐入候然ニ其節申上候通都テ存寄事無之何故斯御不審被仰付候哉ト種々
苦慮仕舛ケレドモ毛頭存寄筋無之△夫ハソウデナイ先ツ御自分伏水へ今
一人同道ニテ行カレ則チ其夜庄次郎切害ニ逢ウ如何○存掛ナシ先日モ申
上候通其時分ハ中川様御都合ニ付極々騷擾故本意ナラズ後して承リ候得
共實ハ走々聞位ニテ中々シミシモ得聞ヌ程ノ一△夫ハ聞エヌ一
御自分討手の御人數に差立ラレタト云譯デハナシソウ急ナクハ無カツツ
ロウ然ニ御國ノ下横目ガ切害ニ逢タト聞カバ如何ナル故カト詮議ヲスル

出テ居ル夫ニ御自分同列之者ヨリ書狀參ツタ云々被申出タリ依テ是ハ間
違ノ無キナリ

○夫ハ乍恐左様デハナシト云ト

△同列ハ誰ゾ

○同列トハ不申上誰歟申來タトテ夙ニ右様ノ誰歟ヨリ傳承シタリ△
然ハ此間被申聞通何ソ其後逢タル時攻^{責カ}ンゾ言掛セラレテ黙スル御自分デ
ナシ

○夫ハ御尤ノ御不審ナレド高ノ處他藩モノ大虚喝物旁以後取ヤハヌト
心得タレハ得々トノ居リ^{据カ}デ御座リ舛シツロウ其時ノ居リハ忘レタリ只今
申上ル處逆上ツテ相考候處ナリ

△左様デナイ成程何處ぞテ酒ヲ吞ダトデモ云フナレバ夫ハ其通心得テモ
ヨケレド忍ビテ境デ出會且容易ナラヌ時勢談等モシタ様子ニ聞エルカラ
ハ是ハ屹度御上ヨリ御不審ノ立譯ナリ云々

高ノ處、概ネ
取ヤハヌ、方
言取リ合ハヌ、方
得々ハエ、ト
則ス方言ヨイ
ノ意、方
ツロウ、方
ラデアツタ
ラウノ意

○成程只今斯ク相成テハ如何ニモ其節糺上手前ヲ切テ居タレバ今日ケ様
ノ御不審ハ蒙ラヌ譯ニテ此義千萬後悔仕残念至極ナリ乍恐只今モ申上ル
通其時ノ居リハ何分大虚喝物且御上ヨリ御不審ノ立フナレバ早速御不審
相蒙ル譯ナルニ左モ無キハ彼ハ大虚喝故御上ニモ御取上ナキト存シ一
通了簡ヲ以只見限タリ

△ソウデハ有マイ何分此事ヲ言タレバ容易ナラヌ示談デモ仕テ居ル故夫
エ付入ラル、ト思テ、有ロウ是式ノフニ落度ノ有ル御自分デナシ數百人
ノ同盟ノ中デセ年コソ行ネ名上ニテ半平太杯ノ極々見込機密ノ杯悉ク
談スルト云御自分ナリ是非出會ハレタニ相違ナシ御上ヨリハ斯迄手形ノ
有フ故被申出デモ其御見附ヲ被仰付恐入ヲ被申出ラレエ

○奉畏候得共愈出會不仕只今被仰聞ニ吉村トカテ云々ト有レバ其邊御^{證カ}全
義被仰付タシ又健太ト同行ト御座候得共都テ在郷^ガへ同行シタフナシ尙家
内モ有ルフ故厚ク御全議^{證カ}被仰付度

吉村寅太郎

健太、弘瀬健
太

半平太、瑞山

新吾、那須信
カツカウ格好

△夫テハ言迄モナシ扁太モ新吾亡キテ故不知大抵年ノカツカウモ聞エテ
居ル又健太ト同行ノ一モ家内ノ知ル譯デナシ云々ドチミチ此二ヶ條ノ手
形ヲ以出會ノ御見付被仰付ラル、申開有ヤ素カ無理ニ押御見附ノ言デ
ナシ夫々相違ナイノガレラヌ處テ御見附ヲ被仰付ラル、ナリ○眞ニ精
一ノヶ條ノ申掛ハ何故シタテ合點不行ニテ私ノ口ヨリ申候得テ卑劣
ニ御聞取候ハンナレドモ彼何ぞ御陣屋參リ示談致スニ御國ノ誰ガシニ出
會云云ト云ヘバ都合ヨキテ杯下有テノ一缺ト存舛ル何分厚ク御全義被仰
付タシ私ニ於テ愈出會致シ不申

土間云々、拷
問ニカケル
云フコト

△此上ニモ被申ント不得止土間引下ロシ見苦敷御取扱云云父母ニ苦痛ヲ
サセ世間ヨリモ云々早ク被申出ラレヨ何分夫ヲ言タレバ附込ル、ト思フ
テ言マイ
○全左様ニテナシ其義ニ至テハ實ニ血涙ナリサレド愈存ゼヌカラハ仕方
ナシ

△浪花ヨリ言テ來タトハ誰ゾ是モ容易ナラヌ示談ヲ仕テ居ル故知レタレ
バ大變故早速言テ來ツロウ○脱カ全左様ニテナシ誰カ言テ來テドウ、傳聲
シテ來タモノヤラ忘脚シタリ

△夫デハ不濟人ニ偽ヲ言掛ラレテ夫ヲ忘レルト云テ決テナシ其傳承シタ
人ハ誰ゾ

○能々考ヘヨツタレバ思ヒ出シモ仕舛ウ只今差當リ愈忘レタリ此處△尤
ヤカマシ

△斯迄厚ク御諭シヲ被仰付マダモ被申出ネバ此上モウ御上ヨリ其見附ヲ
以御取扱被仰付本ト御自分杯ケ様被仰付シハ只ノ御疑テナシ其後尙御全
義有之處廉々御不審ノ廉出テ來タリ然ニ御上ヨリケ様被仰付候柄ハ御疑
ガ晴テモ只ハ濟サント云テハ決テナシ此處盗人ト言エバ手
ヲ出スト不覺可笑云々尙牢屋ヘ歸テ
得ト思慮セラレエ尙此上申張ラル、ニ置テハ最早其御見附ヲ以云々屹度
思慮セラレエ立タレマセ

ち、方言ト
云フタレバノ
意

大略如此御座候實無理ち、ひどく御座候不相更毛頭分リ申聞敷御推讀奉
仰候詰之前後シテ居ル處モ不少候此次ニ出タレバ無理ニ末ヲ付ル勢ニテ
御座候

眞 足

(上田開馬藏文書)

○元治元年六月下旬 (河野萬壽彌ヨリ瑞山へ)

要ト有ル處迄先申上候今日モ不相更本精一條中、六ヶ敷御座候

小○三人陸三人土彌トノ詰ナリ

本精ハ、本間
精一耶
土彌、徒目附
土居彌之助
岸圓、同岸本
圓藏

△此間浪花ハ懸合テ來タト云ハ誰ぞ名前ヲ思ひ出シタカ○何ト考エテモ
思ヒ出サズ△夫ハ其筈ナリ御自分夫ヲ言タラ附込レルキニ云々ハメカデアロウ

テツシリ、方
言シカトノ意

此邊尤畷々盛ナリ終ニは御疑三ヶ條此申開ガアルカ先第一精一ガ御陣屋
へ來テ云タト云フヲ覺エテ居リナガラ其フヲ聞タ人ヲ忘レテハ不濟是ハ
包ミカクスニ相違ナシ第二精一ガ御陣屋へ來テテツシリ言テ居ル是ヲモ

キニハ方言故
ニノ意

御自分包ムハ吉田元吉ハ姦物ユヘ切害セネバ云々抔ト不容易フ言タ由ニ
付夫エ附入ラル、ト思ヒ恐レテ逢タフヲカクスロウ是又相違有聞敷第三
精一ニ逢テナゼ言懸ヲセラレタレバ攻貴カンゾ言懸ヲセラレテ黙スル御自分
デナシ

右三ヶ條ノ處ニ置テ申譯アレバ御聞取被仰付ラル、是迄申上ル處ニテハ
決テ申譯不立御上ヨリハ無理ニ罪ヲカブセルト云デハナイ申開ノナイト
云ガ偽ノ證據故愈逢タト御見附ヲ被仰付ラル、右様御見附ヲ被仰付ニ付
テハ其節不容易トモ汁ツタト御見附ヲ被仰付其通心得ラレエ云々○夫、
申解ヲスル尤モ先日ノ通り故略ス△不相變三ヶ條ヲ以何ヲ言テモ不受ナ
メシタリオドシタリ玉ラン、尙退思慮セラレエ是迄申出ラレル處ハ一
細切カ申開不立御聞届ナシ此ツギニ召出サレ候トモ右様申出ルニ置テハ夫ナ
リノ御處置被仰付ラル、ニ依左様心得ラレヨ立レエ○不立奉願舛私是迄
願申上ル處毛頭僞ナシ尙此上厚ク御詮義奉願△素カノフ云立レエ○尙

玉ラン、堪へ
ラレヌノ方言

陸、徒目附 奉存私ユス原△立レエ○尙不立言懸ルト陸等立レエト云故最残念ナレド戻ツタ實ニ今日當リノ無理未練者ハ心外怒氣相發シ激聲ニ相成申候心外

兒ハ岡田以藏

右ホンノ大略ナリ兒ノ答ハ略ス尤も兒ニハ物ヲ不被言

眞足

先生、瑞山

先生へ申上候△浪花カラ懸合ハ誰ぞト云故○全ク直ニ私へ來シニハ非ス

左藏、下番

誰欲ヨリ傳承シタリ云々△傳承シタ人ハ誰ぞトテ此處ヲ確證ニシテ偽リ

太郎、島村壽

故云云ト玉リ不申何卒誰ゾト云テ宜様ノ都合ナレバ今夜左藏ノ歸懸ニ何

△、監察吏

卒太郎邊へ御懸合被遣誰デモ余リ嫌疑ノ無キ人ヲ拵へモライ度尤モ俄ニ

口、横目濱田
眞作ノ田ノ符
號濱田ハ勤王
ト聲息ヲ通ス
ルモノ

思ヒ出シテハ都合ワルク故△ハオボロニ答可申何卒□ノヘンエモ急々
計リ吳レ明日ヒル迄申來ル様御申遣返ス〜奉願候

(岡田正枝文書)

○元治元年六月下旬カ (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

◎目附
本間ノ一、本
間精一、郎殺害
七兒、岡田以
藏、大坂ノ事、井
上左一、郎殺害
一件

一ツク〜相考候處此ノ上◎ニ疑晴れず糺シ上ゲルニ至レバ先ツ◎の證
と云處ハ本間ノ一ヲ指揮シタト七兒ガ云テアルニ付テハ大阪ノ一モ其
ノ通りデアアラ既ニ其ノ内カ云ニ依太ヨリ直ニ指揮ハ受ケネドモ依太
ノ差圖トハ聞イタト云テアル是ハ先ツ恐
ナレバオに至リ可申私オニナリタレバ七兒モ亦オニ至ルベシ七兒オニ
ナリタレバ忽瓦解大乱ナリ終ニ七兒ヨリ事
破レ可申ナリ

傳、曾和傳左

此ノ一傳ナトへ御咄シ因邊之今ノ見込御聞キ合セ奉願候

衛門、田爲之助

一今日モ呼ヒニ來リタレド少々又下リ候故今日ハ斷リ申候明日ハ出ル合
ニテ御坐候

○元治元年七月一日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

此間を御とふ〜敷暑つよく候へともみあ〜様御きらんよく決て度そ

元治元年六月廿五日、柴田深
尾弘人、大目付
備後左馬、小寺
手村右衛門、小
田左兵衛、三
八木五右衛門、三
板坂市右衛門、三
日高屋右衛門、三
門小笠原、三
八目付、三
同九日、三
次、後藤象次、三
福岡、大目付、三
用人、岩崎、三
三野中、大内、三
小目付、三
小野、三
テ、乾退助、大
監察、三任、セラ
ヘゴナ、方言
マズイノ意

んし、私事此間ちと、見る候へともふ、こちよくもふ
だんのとふり、相成候ま、少も、御氣遣つ、見されましく、存
先の頃内ちと、ちあしく候ゆへゆもつ、候處、二三日、走ると
こちよく相成候ニ付、髪をゆひゆをつ、ひ候處、其晩よりねつ、出、手足すく
みほねいたみ申候夫、ら楠瀬來り、く、をの、あせ出候て、よりすか、
よく相成申候、〇、扱此間内御役人み、か、やまり候よし、どふりきの、ふ聞け
の、其あとへ吉田組の人出たと申事、誠や、らうそ、やら、ま、れ、誠なれ、御國を
み、づれる、の、たんせんなるへしも、ふ、このよふニ、へ、ご、な、事なれ、の、早、く、い
つ、そ、先、の、吉、田、の、時、分、の、役、人、が、出、た、れ、の、そ、や、く、方、が、つ、く、べ、し、雨、ふ、り、て、地、の
ぬ、ま、る、を、け、に、て、そ、や、う、雨、が、ふ、り、た、れ、の、あ、と、あ、又、晴、る、な、る、へ、し、そ、れ、が
も、ふ、い、つ、そ、御、國、の、御、爲、と、な、る、へ、し、〇、扱、こ、の、あ、つ、さ、に、皆、小、供、と、も、前、の
御、祖、母、さ、ぬ、ぶ、も、御、い、ぬ、み、も、な、く、候、や、誠、に、〇、京、都、も、先、其
後、御、飛、脚、も、つ、ら、ん、よ、ふ、ま、と、ま、づ、ぶ、あ、な、事、り

〇夷人が長崎へ大舟五そふきておるけあ長州をうつとげあこれの誠よく
誠なれけつこふて候とうぞそふなれけい、が、扱、又、近、の、内、下
番、さ、し、出、候、先、あ、ら、向、々、あ、つ、さ、御、い、と、ひ、く、れ、存、

七月一日

より太

姉上さま
おと乙との

一、すきぐし、一ツ
髪をゆうにちとす、あんとたまらんよ
一、此、狀、前、へ、た、し、り、に、御、と、け、壽、太、り、お、ぢ、さ、ん、り、へ、た、し、り、に、御、と、け

(武市家文書)

〇元治元年七月七日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

前、島村家

々ふのちや七夕ニ相成うつら〜と月日の立事よて御坐候先〜暑つよ
く候へともみあ〜さぬ御き々んよくめて度そんし〜私事も不相更
候ま〜少も〜御氣遣被遣ましぬそんし〜扱京都も大事ニ相成候よ
し

七月六日藩主
豊範用意出来
次第上京ノ旨
ヲ藩内ニ達ス

太守様も急々御上リニ相成候事り夕へも役所が夜ニ入五ツ頃ひけ申候
々ふもやまみなれど役所が立申候誠よ〜こんどの御上京ハ御大事の〜
の事にてあ方の人がおともなどしたれハ末代までの御名のけがれとなる
とふそ〜よき人が御供せねハならぬ〜氣遣申候天下の事も
御國の事もこんどお二ツ一ツどふしても見ある事とそんし候〇夕へお下
番をやり候とそんしおり候へども役所がひけぬゆへやめ申候もふ〜る
おぼんニかこふとそんし〜それゆへゑのぐも又〜近〜の内ニ下
番やり候ま〜其とき御こし被遣度そんし〜〇又やじ喜太の詩出来候
ま〜安馬でも参り候ハ、よまして御き〜御なぐさみ被遣度そんし〜

やじ喜太の詩、
拙詩ノ意
安馬、小笠原
保馬

又〜近〜の内下番さし出し候先ハあら〜めて度りしぬ

より 太

姉 上 さ ぬ

おと乙との

七月七日

〇江戸うりのよふなほそきまうり辨當の時よでも御こし

(武市家文書)

前、島村家

〇この本前へ御と〜け

〇元治元年七月十三日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

扱ぼんニ相成暑誠ニつよく候へとも皆さぬ御き々んよく免て度そんし
〜私事更る事も無御座候ま〜御氣遣被遣まし〜そんし〜一兩日
わやまみよて先〜まづりに御坐候繪をりき候ニ付ゑのぐ御こし被遣度
候扱御役人又吉田の組が出たげな又〜御ぶきやふもみあ〜引たげな

元治元年七月
三日小笠原唯
八日大監察象次
九日大監察象次
間藤大監察象次
ニ任セラレ

武市瑞山關係文書第一

五百一

樋口眞吉日記
ニ云フ十二日
七月早道著
御兩殿様會所
へ御入
大守様藩主豊
範御いんきよ様
容堂

誠ニおそれ入た事にて御坐候吉田組が出たれハ私などの事いゝと相成も
とあられたまへせんぎもせほにむりよころさるゝやらえれをもとよ
り死ぬるわいと見候へとも御國の天下へ末代までへごな御名を御流し
がとふもたまらんきのふも太守様御いんきよ様御二方會所へ御入が有た
がどんな事ぞとんとなんといきつくものやら見かり不申扱又十五日の
ん頃下番やりなふる申上る候はら〜

七月十三日

より太

姉上 さぬ

おと乙との

前、島村家
竹馬、山崎慎
三ノ幼名

この本前へ御とゞけ
りふハ竹馬が辨當持てきたけなが丑ハ又内へいたり見るうハなれる

(上田開馬藏文書)

○元治元年七月十四日

(林勇乾市郎平中島小膳ヨリ福岡藤次市
原八郎左衛門眞鍋榮三郎小笠原唯八へ)

一筆致啓達候然は當月十一日山崎天龍寺屯集之長州人御説得ニテ是非ニ
引取候様只各藩ヨリモ説得被仰付候得共御當家様役方之者共ハ見居無之
ニ付稻葉様へ書取ヲ以御斷申出大様諸家様モ御同様之由尤藤堂上杉加州
等ハ御趣意御引受ニテ御日延之義ヲモ一橋公へ被仰込候御盡力之赴其
中今十四日薩州様ヨリ三本木吉集會致候ニ付重役並ニ周旋方へ示談ニ及
度段市郎平下宿ニ参リ折柄又平義少々不勝ニ付出席難相調小膳並周旋方
人數不殘參會其日細川有馬桑名會津之五六藩ニテ薩州重役大島吉郎ヨリ
演説頃日堂公卿方長州歎願ノ筋ヲ御採用ニ相成候様之御存寄モ數々有之
朝議モ餘程御動搖之御摸様ニ付忽御威光不相立ト申ニ至候ハ不安次第
ニ付公卿方へ御同意本へハ取分り存慮可申上此之義は過日關白様ト宮様
方御密會之上何分薩肥土久留米ノ四薩ヨリ諭解致吳様御内意ニ付人事ハ
盡セ候丈ハ盡候儀當然ト相議候段及演説候得共實ニ淺々敷御賢ニテ基本

相立不申玉座近キ公卿方之御沸騰ヲ叡慮ヲ以御取収之義不相立外藩へ被仰止候義一圓不宜ト存込候ヨリ尙諸薩藩カヲモ遂談判候處就モ薩藩へ同意外ニハ重役モ參合御座候義大半相決候得共如何ニモ見處立兼候故即答難相調猶重役へモ相計候様答同夜於御殿會合市郎カ又平一席ニテ致評議候處何分數十軒へ罷出喋々ト申上候カハ顯然其内ニハ不束之義モ生シ可申ニ付御間柄様且御役々之御方様ニ候得バ御向處モ耽ト致シ可宜ト會津邊之異見モ有之旁一決之上翼朝薩州屋敷へ集會返答ニ及候處於彼屋敷猶詮議之上三藩一人允久留米薩州御家細川ハ建白ニ付傳奏議奏へ罷在相濟候處何分宮様ヨリ御國事掛へモ同様申出候様御沙汰ニ付同斷罷出候由御國周旋方ハ三浦八之進乾市郎平森復太郎野崎糺取分參候得共御名上薩州藩ヨリ演說ニ相成跡二藩ハ強カ弱委細ニハ開口不仕由其後市郎平參殿之節宮様ヨリ至極御力ニ相成候哉ニ御意被爲在候由然ニ久世様へ跡ニテ書取薩州ヨリ差出候文意別紙之通然ニ始三本木會之節演說ト相違ニテ長州ヨリ難願之儀ハ今

左右吉、高見

春御宸翰之表ニ相違之義ニ付如何ニ被仰立候而モ勅許ニハ難相成譯合ニ付其筋合ヲ以御諭解申上候義ト居候義ニ付自然齟齬致候様ニモ御座候得共於道理不當ト申筋ニハ無之候故夫形ニ爲濟候得共脱カ輕輩之者共ハ兎角長州荷擔之風習故異論等申出候義モ有之候得共取ニ不足事ニ御座候一〇右書狀相認候長州人數初山崎へ引取一戰之支度物見伏見ヨリ歸話承候中又野崎糺歸伏見ヨリ五百人計海道ヲ押入京之様子相聞へ來リ俄ニ一番貝ヲ立一統用意ニ移リ委細之義紙筆ニ盡兼候今朝御目付衆ヨリ一橋公御屋形へ御呼立自然異變ニ及候節之御備賦リ別紙之通存清和院御門ハ不相變伏見御屋敷之義御内意被仰付守兵御差置之手賦致候最中ニ前文之模様相聞且別紙四冊長州屋敷ヨリ差越御座候實ニ此書面入御聽候ハ如何計歎御心痛可被遊實ニ王室之安危此時ニ御座候餘程不意ヲ被討逆寄ニ被致候事ト甚以口惜次第明日出達之筈之處操上申候再物見ヲ掛置參返申候脱カ先筆ヲ留申候〇掛リ迄ハ一同列席相認候得共其跡ハ小膳走々相認申候時情ハ左右吉ヨ

リ口達可仕ト存候此上ハ早々大軍を御差向御輔翼之御儀當然之御事乍恐
存候恐惶謹言

(田岡正枝文書)

○元治元年七月十七日 (藩主豐範藩内へノ諭告書)

尊王攘夷の大義に付議論紛紜人心迷誤より御國體を取違候輩も有之候哉
分義に違ひ職守を失候様成行も實に嘆式次第に候抑も 皇國往古 天子
の御政及ばぬ隈もなく征伐の事も親臨し給ひ國々方面へ守介を被指置候
は是漢土に比すれば郡縣の治と謂べし中古以來漸く公武の御分被爲在候
より武門 幕府を設け國司地頭方面に於て別に主従の分義相立遂に元和
に至て屹然封建の治と定り候夫封建の体としては 天朝之命 幕府に下
り 幕府天下の大小諸侯を率ひ令を四方に傳ふ其分義順序固より不可亂
也故に諸侯藩國と爲ては上は 天朝 幕府へ奉對有事は報効を思ひ下は
一國の士民の望み夫々の職守を知らしめ内を修て外に向ふ是則 天子の

藩屏たる所以 尊王の大義固より此に在る也且元和御治世以後凡二百餘
年御國の士民として御國體を辨へ候はゞ假初にも恩を知り義を知る者紛
紜迷誤致候理は無之候誠に一昨年攘夷の勅下るより公武の御際聊不穩成
儀も被爲在一時憤激の者此機に乘し不可亂の順序を越え當面の名義を棄
て恐れ多くも直に 天子之大庭に走り事を議し妄意を以て膺懲の典を舉
げんと謀る者不少是偏に 勅意遵奉之義理の當然に似たりと雖全く然る
にあらず去歲八月以來の事と相成我等不肖之身と雖諸侯藩屏の員に備り
一國士民の主と成 天朝 幕府の御策略相定候上は如何様共遵奉致し成
丈功業可相屬之分義に候然に徒らに議論を以て攘夷を唱へ或は士氣を振
ひ兵備を嚴に致す等固より急務と雖國中人心方向を定め道を不失様なし
不置ては庶政とも擧がたし況遵奉の本意も不相立に到らん畢竟我等の不
肖より所存貫徹不致意外之事已矣多く其責誰にか歸せん哉此度政治親執
致候も頭首手足とも一体の義を示し有事の日に當らば國中の者我等馬上

の用に應し指示意の如くなくしては 天朝 幕府への報効も何に依てか
其道あらん前にも述べたる通り方今封建の御國体藩國の士民となり殊に
我等の下として私に尊攘の大義を首唱し己が職守を忘れ僭カ潜越非分の舉動
無之遂に反回する所を不知者我等不肖の成處によると雖更に不心得の事
に候將又一國中我以下家老庶士輕格庶民に迄迄夫々等級順序有之敢て僭
越すべきに非ず唯言語のみ貴賤に拘はらざるは上下隔絶せざるか爲め也
右逆も政府役人共へ申出敷我等へ直に申出敷是亦順序に候其餘政事に攜
はらざる方へ立越し密々申入れ或は申立の件より徒黨連判致は決て諫争
上言の道に非ず懇々可心得事に候

(土佐藩政録)

○元治元年七月十七日 (容堂豐範父子南會所ニ臨ミ豐範ノ達文)
存慮を以て今日より眞に親政可致親政の處置は外に無之至理至當斷然不
動様相居り候故奉行共役人此趣意十分相心得職掌可勵候 (土佐藩政録)

○元治元年七月十七日 (藩邸ヨリ藩士へ達示)
此度厚思召を以て御親征被仰出候に付ては度々會所へ御入も被遊尙又言
論大ニ御開下情相通様の御趣意に被爲在自今以後存寄之筋有之會所へ罷
出候者御規定左之通

自中老留守居組迄當日出勤之上御近習目付へ願出白札より組外迄は御
徒目付へ願出其餘の輩支配方へ願出之筈
右之通御觸達に相成候事 (土佐藩政録)

○元治元年七月十八日 (中岡慎太郎ヨリ父小傳次及兄某へ)
一筆奉呈上候殘暑今に甚敷御座候益御機嫌能御座可被遊奉大賀候扱私事
先月出陣仕嵯峨天龍寺ニ陣ヲ取今日迄其儘罷在候主意ハ去八月十八日以
後乍恐 天朝之御所置御齟齬之次第全ク會津薩州等之奸計よりかゝる次
第二成行候事不堪慨歎して先攘夷を大本として七卿様方御復職長州侯御

入京萬事宜ヲ得候御所置被爲在度之歎願愁訴する所に御座候所會津ハ直様去月廿七日夜九門内ニ入り今に不出薩州其外類に追討之命を請ひ候由全く只今之姦賊ハ其會津ニ極リ申候ニ付色々苦心仕居候内恐多も鳳輦を彦根ニ動かし奉らんと計候趣全く會津彦根之奸策ニ出候事にて實ニ皇國之大罪逃ル所ニあらずと一同決心罪を數へ鼓を鳴らして其罪を討んと相謀公然として是を天朝ニ願奉リ列藩に檄を傳へ直様突入せんと相決し申候左スれば私共も最早此限之命と御あきらめ可被仰付候御父上様ニハ御年も被爲行御氣の毒千萬私ニおいて不孝ト思召も可有御座候得共土左之國之山野に生れし愚盲之私とハ乍申幼少より忠義之道兼々相心懸け居候處此度は皇國之御爲に一天萬乘之大君之爲に闕下ニ死し候は、何もくうらみ無御座候此處丈は幾重もく御あきらみ御悅可被仰付候御家内御一同様其外へも宜奉願上候將又御國之事務とふか承候得ハつまらぬ御政事に成行候趣彼是御國同志之人々も苦心如何計かと遠察仕候何

某清岡道之助

分にも當日ハ大取急き別書相認候に暇無御座ニ付此書御覽上清岡邊に御見セ被仰付度奉存候

大君の大御心お休めんと

思ふこゝろは神ぞ知らんる脱カ

大君の邊にこそ死なめ大丈夫の

都はなれて何か歸らん

と思ひ出し候まゝ相認申候右あらく如此御座候 恐惶謹言

子七月十八日

道正

家大人様

家大兄様

(川田豊太郎藏)

○元治元年七月中旬カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

原書断缺

事サツハリみゝに入ましく候今更申までもなく候へども誠よ

犬ねこよもおとりし奴^ヤにてこのよふなちくしよふよもおとりしもの事
を聞きみまのけがせとなり候ま、サツハリ聞^レぬ^ガよく候とふぞ、忠
臣義士烈女えさなしをあり御聞有へく候

三條實美
毛利慶親
武田耕雲齋

誠よ不義之富貴を浮へる雲よて衛吉など我君之爲大君の爲日本の爲よ色
く、苦心して死候おそ武士のかいみともなり候事、むのしより武士を名
をおしむところいふなり今まよごりし世の中ゆへよごりし人が富貴とな
るもや又世の中が清^スぬれいとふでりあるふ上ハ三條中納言様を長州様又
水戸の御家老を武田と初天下おしなへて今つみニあう人を忠義の人心
あり爰元なども其數よ入しとおもへハ又うはもさんし候^{原書斷缺}其位
ものとおもへどおもひまたへぬ事、御隠居様乃御行跡^{キヨウセキ}今も上番の^{その}な
しを聞ハ太守様はいよ、十六日ニ御發駕夫よ付諸役所もどんちやんり
やる其中よて御隠居様を去よき舟にて須崎^{スサキ}へ御出よてりつをなど御つら
せ夫々佐川へ御出夫を御歸りよて浦戸よて御とふりうと申事この御入目

が五十貫と申事恐多くも今も
一天の御君様の御まんきん御なやみ且又太守様よも今度の御上京御苦心
被遊候御中よていゝ恥る思召ぞとた、あきを候一人も御いさめ申人
もなきことりと誠よ、なまきてもあまりのあるとよて候扱こんな事を
いへそさんなんなく先あら、りしく

おと乙との

よ
り
太

おとへ
六月廿六日 一煎薬 四貼 初て春同來る
同廿七日 四貼
同廿八日 三貼
七月朔日 貳

十三ぶく

楠瀬

一上岡ありきつけもせほわまれ申候先く二十ぶく位とお得へ申候二十ぶく位よしておいたれハ大丈夫にて候

岩竹、岩茸

○めしのさみ 岩竹まらぐこふこふりごんよやくなどちもふたり候それよとふもすへ申候ニ付當分御やめ

其外ハなまよてもよし

○京がしちくく御こしなぐさみニなり申候

ちくく、方
言少シツツノ

○なまひのこのものハよく候。一ツのをけをつけるよふニ致し候つけたり

を。おこしたれハつけて。おき申候

原書断缺 我断

(武市家文書)

○元治元年七月二十日 (安藤真之助ヨリ同志へ)

僕儀昨日京師討入候處總勢敗北致し候ニ付敵中を切抜天王山迄引取申候る松山深藏千屋菊二郎能勢達太郎僕外に他藩人十四人割腹之誓にて罷在

候處不圖便宜を得候間一書差出候自身主意不貫徹無據乍心外如此相成候得共遺憾無之候御序之節家内一同へ從容就死致候段此書爲覽可被下候何卒僕の心事萬々御辨論可被下候勿々中密なる不能如斯に御坐候

七死七生 國賊是殲 敵王師者 強弱何嫌

七月廿日 天王山上書

安東真之助

島本審次郎様

石川六兵衛様

岡本 瀧馬様

依岡 權吉様

(瑞山會文書)

○元治元年七月廿日 (松山深藏ヨリ千屋金策へ)

此度之事御聞知に相成可申千載之遺憾當山に相留菊次郎達太郎真之助同様屠腹之誓此夕迄之餘命と相成御名殘に奉存候若哉萬一御國へ御序も御

千屋菊次郎
能勢達太郎
安東真之助

坐候は、此手紙御贈り被降度別に書狀は不相認小生杯之志御續被下御盡力奉願上候早々

七月二十日

千屋金策様

松山 深藏

(千屋家文書)

○文久三年七月廿日 (千屋菊次郎ヨリ千屋金策へ)

一筆申遣は其方脚氣の處追々快方に移り可申我等昨十九日天王山一手にて鷹司殿の御所内に早朝より戦争に及は處未だ天運の至らざるに哉左程の勝利なく頭立は者多くは討死致し我等幸に無疵に有之はへども何分今日の次第にては生れるも其甲斐なき事に付再天王山へ十五人計歸山致共に快く割腹を遂はに付其始末御國許へも便宜次第可申通其元に於ても我等の遺志を継ぎ暫勤慎に罷在必再興を謀り可被申若其儀不能ば七世迄の勤當也能く死を遂は時は是迄の罪科可解也委細の儀は追々可被承糾は

也不盡

七月廿日

金 策 殿

孝 健花押

(千屋家文書)

○元治元年七月廿日 (能達達太郎ヨリ清岡半四郎へ)

能勢達太郎成

別書指出候御一笑奉願候

無御別條御帰國可被成持喜萬々劣弟終ニ當所へ相留リ候孰死期在近昨夜草卒中不能盡談話遺憾多少故郷へは別段書面遣し不申候間御序も候は、御通達偏ニ奉願候心緒紛々難盡右而已草々頓首謹言

七月廿日

半四郎様

几下

達 太 郎

中四郎後子爵
清岡公張

英氣搖山嶽 誠心報國家

武市瑞山關係文書第一

五百十七

將發天龍寺書以贈

清岡兄文叔

辱友能勢成章

(能勢敬二藏)

○元治元年七月 (僧滴水天龍寺燒失之事實略記)

文久三年二月長州の刺史毛利公禁裡御守衛の爲め上京致され天王寺を假本陣に貸渡し吳候様使者を以て示談に相成り素より毛利家に於て縁故之れ無と雖も勤王之義を以て一山内貸渡し申候即ち大膳大夫殿四五句之御滞在に相成り尋て吉川監物殿入營致され毛利公本國へ御引取尙又同年七月再び入營致され御歸國之砌り國表等其儘に而借置之約定也然る處翌年六月舊臣之方々勤王忠主の爲めとて凡そ百人餘入營に相成り追々人數増加し且つ不容易之軍備山中の僧侶も出入を禁し門關嚴重なり而て七月十九日夜半頃非常の軍列にて出陣忽ち京地の動亂と相成り同日午後追々歸

陣直に渡月橋を渡り逃亡せり營中唯兩三人耳の様子翌日ニ至て一人を不見荷物兵器等縱横散在せり翌廿一日午前八時頃今出川二本松薩州陣營より凡三百人計り出張總門前に軍列す其時拙僧總門外臨川寺に住す拙僧隊長と思敷面前へ突出し姓名を問に村田新八と答ふ拙僧踞地低頭して云く當寺燒拂の義何卒御赦免被下度旨懇願候處隊長申し候には賊徒滞在候得者不得止左なれば軍例により空砲二三發而已と云々故に大に安心致し臨川寺へ引起居候處營中の諸荷物兵器軍糧等悉く運出之由に而午後三時頃砲發相聞候得共空砲と存居候處豈計哉天地も崩るゝ如き大砲に忽ち一面の猛火となる拙僧火烟の際を馳走し開山の眞像を護持し出院候也而て翌二十二日午前八時頃尙又村田新八外六七名甲冑軍裝脱帽の槍を持し總門外の金剛院へ出張し寺門之役僧を呼出し候故拙僧並に心田兩人出頭候處新八申し候には昨日朝命を以て賊巢を打拂ひ候就ては賊徒滞在の始末覆藏なく言上可致との事故初め貸渡よりの實事具に言上候處貴僧方に於て別條なし引取

らるべしとの事而て又寺門に召し使ひの役人三名を捕縛し候故如何なる義と尋候得者昨日朝命を以て人足五十人差し出す可く申付候處彼是相拒み候に付吟味に及び候也と云々且つ焼のこりの寺院に就き佛具什器悉皆分取りと稱し荷車にて持去り候其後探索詰問或は寺僧共交る二本松屋敷へ呼出し一時は如何可相成哉と苦慮仕候其事情言語筆紙に難盡就中鹿王院義堂禪師は二本松屋敷に於て已に斷命にも及ぶへき處或る皇族の御助成に依て危難を免ると雖も其苦辛病根と相成り間を命終致し候上件の如く其砌りは賊徒荷擔の名稱を以て天龍寺沒收に相成るやも難計との公聞も有之候得共今日文明の聖政に至ては邪正判然候也 (天龍寺文書)

○元治元年七月中旬カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

暑つよく候へともみあさぬ御きたんよくめて度そんしりちと雨
ほのき、暖氣
がふり候へのこのほのきかうさき候とおもへともとふもるよふと私

瑞山自畫像ニ
題スル詩、花
依清香愛、幽
以仁義榮、唯
四何可恥、唯
有赤心明、唯
瑞山ノ實弟
村田丑五郎、
瑞山ノ僕
内村元衛
小笠原姉上、
美多子

ぬび、方言延
ルコト

事り見る事もなくきのふたふの繪をりき申候御こしのりみへそねさかし候どふももふ繪をかく氣ぶんもなふはよふまため候もし私
がえんだれのこの詩の書てあるが内へおきて其外おことへも小笠原姉
上さぬへも御上ケ被遣度そんしり授衛吉もちとそれて見るいと
申事なれと先格別の事もなきよしとふそそやくなをふねいなふ
ぬとおもひ候何分にも病でせび死よわなりともなく候丑も又ちと風
のよし格別の事も有ましくとおもひ候田内おとさん前の御祖母さん内村
元衛なとみあさぬ暑のいたみもなき事とおもひ候小笠原姉上さぬの御目
わいの候やちと御こよろよき御事よて候哉御氣遣申候授おぶん繪
をりき候處ちと男ぶりがよすぎてひとりおあしく候かいて見て見
るとまはやくせて口ひげぬびほふへりどがで誠まやつれとて申候
されともころろ大丈夫に候まこれおありと御氣遣被遣ましくそん
しり口ひげぬぶと顔をほふうに誠ま見るくひたい髪をよふく

これ出し申候そんがいぬひぬくものでござりまは授又々近々の内
下番さし出しまるふセ候あふりし

より太

姉 上 さ ぬ

おと乙との

一忍のぐいんよくいん

ふで繪忍のぐさふ

みあ〜御りへし申候

一この本前へとつけ

(武市家文書)

前、島村家

○元治元年七月廿四日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

この間と御とふ〜敷扱朝晩ハちと〜暮しよく相成候處みあ〜様御
きなんよくめて度そんし〜私事ふじ少も〜御氣遣被遣ましく候扱

田内衛吉
禁門ノ變

衛吉もふだんのとふりニ相成候よし先〜安心仕候京都の事もそや軍
ニなり候由た〜乍恐

御二方様、容
堂豐範

天子様の御事いゝとおもひわづらひ申候そやくたしりな事承り度おも
ひ〜扱今日も御二方様御入り被爲遊候いなる思召よてあらさせら
れ候やおもひ申候々ふも御奉行ハ一人も出さる由よて候○目とらくの
近所の人番出其人ニ目とらなしを三ツ頼見廻舞カと云てくを申候誠ニ玄んせ
つなやつよて御坐候扱又近〜の内下番さし出候今日あら〜めて度
し

七月廿四日の夜

より太

姉 上 さ ぬ

おと乙との

一日本のづ

御こし

京のづ

武市瑞山關係文書第一

五百二十三

一たむこ

御こし

一くろせき

明日辨當の時よてよし

一玄んりきの筆

壹本御こし

前、島村家

一この本前へ御とつけ

(武市家文書)

○元治元年七月二十七日 (清岡道之助等ヨリ安藝郡奉行へ)

私共此度御目付所へ奉歎願之筋有之一同決心の爲岩佐御關所脇に屯聚罷在候素より暴事に觸候儀は決して不仕候不取敢此段御届仕候以上

元治元年子七月二十七日

清岡道之助

清岡治之助

則爲總代如此

御座候 (佐佐木高行日記)

○元治元年七月廿七日 (清岡道之助等岩佐關門ヨリ藩廳へ上書)

皇國當今の形勢奉伺候處將軍様御上洛御大名様方御參府御緩み御婦人様方夫々國許へ御引取に相成各國に於ても富國強兵の大基本相立尊攘の大義相辨へ何時夷狄掃除皇國の御武威十分相輝候様有之度との御廟議と相成候儀は全く先年來御隱居様方御盡力被爲遊追々大守様にも御出馬被爲遊御周旋被爲在候處より斯迄御運ひに相成候儀と奉存候且又御隱居様去冬御上京被爲在御周旋被爲遊候處薩州様越前様方とは兎角御違論に被爲渡候御趣御隱居様には彌張根元の鎖港論御主張被爲在候故の御事に哉御滯京不日御歸被爲在候固より草莽者の可奉推察譯には無之候へ共斯迄御違論に被爲渡速に御歸國被爲在候上は屹度此上御憤發も被爲遊富國強兵の御基本相立他邦は攔き御當國に於ては自然御自立の御覺悟被爲在尊攘の大義何處迄も御確守被爲遊海防御詮議を始め夫々御行届の御沙汰にも可相成と一同奉仰望罷在候處御歸國以來の御容子如何の御深意も被爲在

御隱居様、容

候哉彌海防嚴備の被仰出も無之御國中士氣御取立の御摸様共不奉伺却て御國產樟腦の類長崎邊迄御積廻に相成交易品の御手渡に相成候様類に風説御座候固より傳承仕候儀に付如何の御仕方_カに有之候哉不奉存候へ共右等の儀に付人心益疑惑仕り必死の覺悟仕候者も自然相弛み乍恐御政体をも色々奉議候様子相見へ候且又武市半平太以下の人々に於ても今以て寛典の御處置も無之私共迄も何共恐縮至極に御座候右人々乍不及も尊攘の大義に基き國家の御爲御盡力仕者とは相見へ可申既に是迄相應時勢御用をも被仰付置居候者に御座候間尙其實情正邪の分能々御明辨被仰付斷然の非常寛大なる御處置被仰出度左無くては右等有志の者今日に至り上より重々御疾惡の姿と申様に相成自然に差響き可申と奉存候前書の通り人心疑惑仕居候場合又々斯くの次第と相成候ては方今の時勢如何の向背に相掛り候哉難計何卒御國內人心の所向屹度御示教被仰付是迄の疑惑瞭然相晴候様被仰出度尤も右等の儀今更申迄は無之既に先達て以來は聊か存

寄等申出候者も有之趣然るに右御詮議如何被爲候哉今以て斷然たる御示をも不奉拜承私共に於ても此節の御詮議振如何被爲渡候哉と旦夕奉仰望候間何卒非常の時勢故亦非常の御處置を以て尊攘の大義始終御遂被爲遊區々の小義に御泥み不被爲在根元大義御首唱の御國今以て其御姿何處迄も御立被爲遊諸事大義に相關候儀は諸國に御後れ不被爲在様有之度扱又過日來夷賊長州へ襲來候勢有之諸國應援盛に被行候由右に付因備の輩國の爲め援兵人數をも豫め手配致有之儀御國元に於ては如何被爲在候哉孰れ前以て御手配に相成尙其勢に寄り御人數をも差出置申程に無之ては何時火急の變難計若し諸國に取後れに相成候ては甚以て恐入たる次第と奉存候固より私共輕輩とは乍申是迄の御國恩も愚か敷偏に土佐守様御馬前に於て萬々遂一死のみに御座候依ては御國事に付不堪感激儀は不得已紙面に仕り差上候間出徒の責幾重にも御寛恕被仰付御國是一定非常一洗御示表急々被仰出度伏て奉歎願候頓首死罪死罪

私共爲決心此處に屯集罷在候間若し夫成の罪名も有之候は、後日如何様共可被仰付候以上

元治元年七月二十七日

清岡道之助
清岡治之助

御目附所

右屯集人々同志の儀には候へ共夫々名前相記候も如何敷則私共爲總代右の通差出候間宜敷御披露可被仰付候以上

(佐佐木高行日記)

○元治元年七月廿七日 (藩主ヨリ大目付小笠原唯八へノ直書)

郷士清岡道之助等貳拾餘人徒黨を結び兵器を携へ野根山中へ馳集り事を構へ強訴し遂に自國を捨て阿州路へ逃亡致す條不届至極其罪不待吟味於東郡中速かに首刎べき者也

(佐佐木高行日記)

○元治元年七月廿七日 (野根山始末(宮本覺書))

抑野根山ノ一舉タルヤ幕政ノ末外交漸ク開キテ内外多事天下殆ント危機ヲ踏ムノ時ニ膺リ諸國勤王ノ有志百方盡力スト雖モ方向一致セサルヨリ正邪ノ區分相立難ク各藩大同小異アリテ國是確定セス吾高知藩ノ如キモ亦然リ是ニ於テ勤王ノ士天下ノ豪傑ニ氣脈ヲ通シ國家ノ爲大ニ計畫スルノ央時勢増々切迫シテ一途ニ言ヲ獻スル者或ハ幽囚ノ身トナリ或ハ非命ニ斃ル、者多々有之其慘狀事實ニ照シテ明瞭タレバ贅言セズ然リ而シテ勤王ノ大義ヲ唱ル者百折不撓必死ノ精神ヲ以テ百方盡力スト雖モ赤心ノアル所一ツモ貫徹セサルヨリ其心ハ凝テ殆ント爲ス所ヲ知ラサルモノ、如キ有様トナリキ茲ニ於テ吾國中東西ノ有志將來運動ノ方向ヲ定メン爲メ高知ニ集ル安喜郡ヨリハ清岡道之助臨會コノ議ニ與ル衆議シテ曰ク會テ爲スガ如キ姑息主義ヲ以テ飽マテ言上スルモ其功ヲ奏スル望ミナシ依テ表面迫ツテ有志ノ國家ニ盡ス處ノ正邪當否ノ下命ヲ仰クニ如カスト其

多幡、安藝幡

方法ノ如キハ國中ノ有志ヲ三分シ香美郡部落ニ屬スル有志ハ書面ヲ以テ
 憚ル處ナク死ヲ極メテ上言スヘシ藝幡兩郡ハ一層激ニ出テ國內有志國是
 ノ成否如何ヲ此一舉ニ於テ決セント各郡有志解散藝郡ハ道之助歸村當日
 ヨリ諸所ニ集會シテ上言ノ策ヲ議ス各意見アリ或ハ要害ノ地ヲ撰ヒ有志
 ノ素志貫徹スルマデ上言スベント云ヒ或ハ幡郡ト共ニ東西同時ニ事ヲ發
 センニハ僅少ノ人員ヲ以テ爲スモ忽チ壓倒サレテ好結果ヲ見ル万々覺束
 ナシト云フ幡郡ノ巨魁樋口眞吉ニ照會シテ幡郡ニ異見ヲタ、キ再ビ議ス
 ルトニ決シ山本左右吉ノ寓居小高坂村ニ至リ互ニ協議アリ眞吉ハ香美郡
 有志ノ爲ス所ヲ見テ然ル後一層激ニ出ル方然ル可ク今同時ニ事ヲ舉ケン
 トスルモ幡郡ニ在リテハ速ニ行レ難キ事情アリテ即チ答ニ困ム旨ヲ述ブ
 左右吉ハ藝郡ニ於テハ方法ノ如何ニ就テ未タ確定セスト雖モ何レ不日事
 アリト承知アリタキ旨ヲ述べ置其時幡郡田邊剛次郎等ノ異見アレハ略ス歸途古川村ノ村田ヲ訪
 ヒ山本喜三之進外二三士參會シ藝郡粗仮定スル所ノ方法ヲ議ス孰レモ激

村田馬太郎

ニ失スルノ怖レヲ抱ク幸ヒ喜三之進私祭アリテ伊尾木村ニ至ルベシ嫌疑
 ヲ避ルノ好時機ナレバ其際同村ノ同志山本賴藏宅ニ於テ面會シ香美郡同
 志ノ意見ヲ述ベント日ヲ約シ左右吉田野村ニ歸リ旨ヲ告ク衆幡郡ノ因循
 前議ニ悖ルヲ以テ議論紛々湧ガ如シ而シテ喜三之進トノ約日ニ及ビ清岡
 治之助伊尾木村ニ至リ同人ニ面談スト雖モ藝郡激昂ノ際香美郡ノ意見ヲ
 既聞スルノ餘地ナクシテ別ル之ヨリ藝郡ハ各郡ニ謀ラスシテ一郡意ノ向
 フ處ヲ以テ進退スルコトニ決シ其方法ヲ議スルニ當リ野根山岩佐ナル要地
 ニ據リ言ヲ獻スト云ヒ或ハ言ヲ獻スル地タル西ニ在リナカラ東ニ退ヒテ
 岩佐ニ屯集スルハ不可ナリ西ニ進ンテ地ヲトスルモ其地ニ乏シカラスト
 云ヒ又或ハ田野ヨリ西ニ進メハ郡府ニ後ヲ斷タレ進退自由ヲ得スト又云
 強テ要害ノ地ニ據ラントスル畢竟脅迫主義ニ近クシテ有志ノ素志ニ反ス
 ルモノ、如ク而已ナラス官府ノ怒リニ觸レ折角ノ精心貫徹覺束ナシ寧ロ
 一同家郷ヲ出テ高知府下ニ屯集シ餓死スルモ退カス精心ノアル處ヲ吐露

スベシ若シ捕縛等ノ舉動アランニハ豫メ用意ヲ整ヘ居リ速ニ割腹セン然
 ルトキハ生前ニ結果ヲ見ル能ハサルモ死後政府モ其徵忠ヲ憐ミ殘ル同志
 ノ忠告モ入レル、ノミカ僅少ノ命ヲ墮シテ一般ノ士氣ヲ鼓動スル万々
 ナラント或ハ又云果シテ其言ノ如ク行ケハヨシト雖モ若シ事ニ臨ミ聊タ
 リトモ醜態ノ舉動之レアルニ於テハ笑ヲ後世ニ傳ルノミカ吾黨ノ忠言ハ
 虚言トナリ却テ忠情貫徹セス野根山ニ屯集スル者ハ僅少ノ人員ト雖モ要
 害ノ地ナレハ進退自由ニシテ充分言ヲ獻スルノ餘地アルヘシ且ツ見込ヲ
 失スルモ國境外阿波領ニ出ツレハ當時牟岐ノ郡令有志ナレバ輔クル所モ
 アルヘシト信スト是ニ於テ賛成スル者最多シ郡令ヲ頼ム原因ハ是縣郡々令ヨ
 リ隣接ノ一故亡命者等之レアル
 節ハ互ニ捕縛ノ上引渡ス様致度旨照會ニ及ヒタル回答ニ當時勢ニ付國家ノ爲ニ亡命ス
 ルモノ少ナカラスト實際ニ臨マサレハ豫メ照會ニ應ジ難シ云々ノ回答アリタルヲ以テ也或ハ
 又云郡令一己ノ美言頼ムニ足ラス曩ニ中岡慎太郎脱走セシ時ノ事ヲ慮ラ
 スヤ阿州ニ於テ同志ノ居ヲ訪フモ奸者ノ爲メニ一夜ノ安眠ヲ全スルヲ得
 ス晝間ハ山野ニ臥シ始終夜行ノミ辛シテ中國地ニ渡ルヲ得タルニアラ

スヤ之レ全ク國論ノ定マラサル吾國ニ幾倍スルノ感アリト依ツテ該地方
 ニ向テ現況ヲ視察スルニ決シ川島惣次ヲシテ微行セシメ留マルヲ旬餘日
 ニシテ歸ル其報ニ曰ク國論一定セス奸黨日増ニ勢ヒテ得テ正義ノ士ハ嫌
 疑ノ爲メニ往來モ自由ナラス彼郡令ノ如キモ其職ヲ免セラル、近キニア
 ルベシト衆議阿波ニヨラサルニ決ス然リト雖モ野根山ニ據ルノ義ハ賛成
 スル者依然タリ或ハ又云今時々勢極々切迫シテ事ハ旦夕ニアルベシ而シ
 テ國ノ事ハ必當ノ目的ナシ寧口直ニ京攝間ニ出テ、外輪ヨリ國ノ事ヲ救
 フトセバ決シテ變ニ後ル、ノ憂ヒモ無ク一舉兩全ナラント衆云フ其說大
 ニ理アリト雖モ前日高知ニ於テ決スル處ノ約ニ背ク而已ナラス一言ナク
 シテ國境ヲ出テ事成ラズシテ斃ル、時ハ數百年鴻恩ニ浴シナガラ勿卒ニ
 モ國難ニ赴クヲ名トシ其實自己ノ名譽ヲ得ントシテ鈍クモ斃レタリトノ
 誹リヲ免レズ且獄中ニ在ル者ニ對シテモ不深切ト云ハザルヲ得ス兎モ角
 モ野根山ニ據リ獻言ヲナシ其勢ヒニヨリ臨機ノ計ヲ爲サスンバイツマテ

清岡道之助
山本左右吉

中岡慎太郎

議スルモ其詮ナシト依テ各自一ト先解散シテ再會ノ上速ニ出發ノ期日ヲ定メシテ約シ七月十六日ノ夜安田村不動ノ海濱ニ再會シテ七月廿五日ヲ事ヲ期シテ發スルコトニ決ス翌十七日清道山左右へ至急面談ヲ得度旨申來リ即至ル清道曰吾輩熟考スルニ誰レカ應接^{接カ}ヲ爲スベキ者止マラスシテハ不都合ト思フ君其任ニ當ルベシト山左右曰僕ト中慎トノ二人ハ藝郡中ニテ最初ヨリ國事ノ爲メニ奔走スルハ知ラサル者ナク隨テ嫌疑モ亦大ナリ其任タル毫モ辭スル所ニアラスト雖モ事發セハ忽チ縛ニ就ク^一必セリ果シテ然ラハ實際應援ノ術ヲ施ス違ナクシテ無効ニ屬スヘシト固辭ス清道曰君ト僕トハ近親ノ間柄ニシテ他ニ其人アリトスルモ衆ノミル所ニツキ聊深慮ヲ加ヘサルベカラス應援ノ^一ナルモ成ラサルモ天運ニ任ス早晚一死アルノミ何ソ辭スルニ足ラント左右諾ス左右ハ之レヨリ專ラ野川谷ヲ上リ岩佐ニ出ル山間ノ實地搜索ノ事ヲ務メ且ツ國ノ事ナラサルモ倅ヒ身ヲ全シテ國境ヲ出ル事ヲ得ハ京師ニ赴カスシテ先ツ長藩ニ至リ万事

協議ノ末事ヲ成スベシ尤モ衆ノ岩佐ヲ退ク場合トナラバ左右道ヲ轉シテ藝郡畑山村ヨリ並生村ヲ經テ道ヲ北ニ取り境ヲ出ツヘシ同行スル者長崎隆藏ニシテ路ノ先導ハ刀治如意助伊尾木村ニ要シテ其勞ニ就カント其準備既ニ整ヒ朝日ニ至リ東西ヨリ集マル者田野村旅亭佐渡屋ニ於テ窺ニ小宴ヲ開キ黄昏過ルヲ待ツテ出發ス然ルニ安田村同志中帶劔ノ都合アリテ頗ル遅刻ニ及フ爲メニ一同拂曉米ヶ岡ヲ過クト云フ即夜官ノ探知スル處トナリ郡衙ヨリ早追ニテ急ヲ高知ニ報シ且ツ常備ノ兵員ニ追討ヲ命スル等騷擾極マル郡衙ヨリ樋口^{晋カ}皆丑高原省八ノ兩人ヲ岩佐ニ遣シ陳旨ノアル處ヲ問ヒ併セテ下山セン^一ヲ告ケシム兩人エノ答舉動穩當ナラサルモ全ク不慮ニ供エル爲メニシテ兵器等利用スル譯ニ無之歎願ハ書面ニ陳述シタルハ別ニ語ルニ及ハスト申タル由左右吉ヨリハ出發後ノ現況ヲ報シ置キ尙七月廿八日官兵田野ニ著スルヤ其勢ヒ匆卒兵ヲ交フルニ汲々トシテ歎願ヲ手ニシ徐々詮議スルモノニ無之確信スルヨリ最後ノ報知ヲナシ且

要所備ヲ設クト雖モ獨竹屋村ノミ手宛行届カス同所ニ向ヒ國境ヲ出ツヘ
 キ旨ヲ告ク此時野川村ヨリス至難思フ可シ官兵田野出發ノ翌日裝束野迄
 進ミ伴ツテ歎願聽届ベシ依テ裝束野マテ出テ來ルヘキ旨ヲ命スト雖モ願
 意採用アラシニハ^マ仰ク旨ヲ述テ應セス不得止官兵岩佐ニ進ム同志ノ
 輩ハ岩佐ノ官舎ヲ出テ^{岩佐關所ニ御殿ト稱スル官舎アリ}後口ノ深林ニ於テ愈々
 官兵ノ至ルヲ視テ立退キ竹屋敷村通り國境ヲ出ツ左右吉等三十日一同岩
 佐ヲ立退キタル報ニ接シ即夜脱走セン^リ計リ故アリテ果サス翌日ノ暮
 ル、ヲ待ツ官兵ノ所々ヨリ田野ニ引取ル者俄ニ騒ク術ヲ設ケ其實ヲ索ム
 ルニ同志輩阿州牟岐ナル寺院ニ屯集ノ知ラセニ依リ加領郷ヨリ早船ヲ以
 テ甲浦ニ赴クトノ確證ヲ得タリ依テ左右吉ハ脱走ヲ留マリ該地ノ舉動ヲ
 窺フト雖モ通路遮斷シテ探知ニ由ナク遂ニ阿州藩ヨリ或ハ二人三人ト分
 チ國境マテ護送シテ引渡サレ九月三日ノ兩日間ニ田野郡府ニ著シ館内爲
 メニ設クル新築ノ獄中ニ繋カレ元治元^申九月五日奈半利川原ニ於テ嚴刑

千屋熊太郎ノ
刑死ハ誤ナリ

ニ處セラル兩清岡ハ高知繩手ニ梟首遺骸ハ清岡道之助ハ不充分ナカラ行
 届ケ^レ埋葬席次當ヲ得サル者少シトセス野根山事件ノ概略ニシテ些細ノ
 一ハ枚擧ニ遑アラス時ニ清岡道之助成章^{年脱カ}一^三同治之助正道年^九三十近藤次
 郎太郎爲美年^五三十田中收吉惟清同^二二十柏原省三信郷同^三三柏原禎吉義勝同
 七^二二十新井竹次郎義正同^六二十川島惣次郎友則同^一四十本下嘉久次秀定同^一二十
 木下慎之助英吉同^四二十宮地孫一利涉同^九十宮田頼吉能格同^三三安岡哲馬忠房
 同^八十岡松惠之助盛直同^三三檜垣繁太郎梁之同^六十千屋熊太郎孝樹同^一二十宮田
 雪齋致信同^九二十小川官次好雄同^一二十須賀恒二義氏同^三三豊永斧馬方銳同^二
 七ナリキ嗚呼

(佐佐木高行日記所載)

辭世

生爲皇國民死爲皇國神

清岡治之助正道

身ハ國ノ心ヲ阿波にセ、まりて

靈の柱のぬむものかた

近藤次郎太郎爲美

君か爲盡す誠もいさつらに

豊永 斧馬

我と祈しぬの露と消つゝ

露ぬよもなに有惜まん我命

おしむわのちの名のみなりあり

木下嘉久次

斯在時なにか命乃をしりふん

死ても國のぬ先をおもへり

川島 惣次

奈半利川るへふぬ水の底ふかく

盡すこゝろは祈もと成ぬる

檜垣繁太郎

折^るぬるを何をしかりん真心よ

君を民と乃た死とたもへと

同志安岡鐵^馬之助父井ノ口村庄屋安岡助六墓參ノ時

兩親の教へよきむく死出のたを

心あふとて又もよとふな

墓ノ雨覆ニ書アル

讀人 不知

心あき峯は嵐のそけしきに

またきをもちれ散るものこふは

右同志廿三人無存掛死罪被仰渡土壇へ掛り候場合詩ヲ吟シ歌ヲ詠シ候へ
凡書留ルヲ被差留歌マテ覺居詩ハ聞留不申由殘念ケ様火急ノ死ニ向ヒ辭
世坏致候義一ト通ノ者共ニテ無御座何ソノ時ニハ屹度御用ニモ可立者ヲ
可惜事ニ御座候

討手

- 大目附 小笠原只八
- 外輪物頭 森本貞三郎
- 同 福岡三兵衛
- 同 横田祐造
- 同 中山助八
- 安藝郡奉行 仙石彌次馬
- 同 中山又助
- 御手許御臨時取切り 毛利勇雄

(佐佐木高行日記所載)

○元治元年八月一日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

元治元年七月廿七日清阿道
之助同治之助
等野根山ニ屯
集シテ據ル
ノ至シテ據
瑞山等ノ爲メ
藩之兵ヲ出
テ討ズ

朝夕ハちとくそしく相成候へともみあく様御き々んよく決て度そ
んしり私事有る事も御座なく候ま少も御氣遣被遣ましれ存
り扱東ノそふども敷御人數参り候よしなる事ぞ誠よく
けしあらぬ事あのみふなくたらん事をそる人があると御上あらわ千羽一
トくり見えて口やあましく言ものみあくあのみふなものとおもひ
正義の人のめいよく相成候と存申候御上あらよきものよきもの
るきものを見るきものとよく御とりわけがなけれはならんと存り
御城下も松がそなやら本町五丁目など御物頭ノ人りかためておると
申事いなる事やらがてんゆの扱々ふハ久しぶりニやそみよてまづり
よて候○これよりあもふくどんな事なるやらを後下番を内へやる
事も誠よ氣つあしく候ま島村の出る時ニ文頼申候又くあを見
あせ下番さし出ス事も御坐候私など々ふハなぞ御詮議てもあるり明
日ハ御さるもあるあとい日く待ともいつこふなんのさたもなくた

といふと存りて扱衛吉も次第よき事と存りて先くあらくめ
て度りしく

八月一日

より 太

姉 上 さぬ

おと乙どの

この本前へ御とけ

武藤小藤太

武藤ハ小どものよふまで酒が大まきよて取りよせ候處武藤と萩野とへハ
酒ハ御さし明ケニならんと云て参り誠よく氣のどく候夫ゆへ内あら
もてくる酒をのませてやり申候

(武市家文書)

コノ文下ノ
チウケルカ

○元治元年八月三日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

母など泣あつハ誠よあさましき事いかに女かれハとてそのよふよあさま
しき心よて誠よくやほらん事よて候扱鳥村出候ニ付其時ニ又く

文さし上り下番ハまこし見合せ又くまづるニなりたれハさし出
りてあらく

八月三日夜

より 太

姉 上 様

(武市家文書)

おと乙どの

○元治元年八月初旬カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

八朔の御文難有拜しりて扱次第ニ朝夕ましく相成候處みかき様御
きたんよく宛て度そんしりて私事ふじ候まよ少も御氣遣被遣まし
く存りて扱東のそふどふもいかに相成候事りきのふもなふも役所ハそ
んりハまづりな事よて御坐候私事もなふハせんきがあるりあはれい
と毎日く待どもいつこふせんぎもなくいなる事やらり不申何分
東のそふどふりおさまりての事と存りて扱長州も朝敵との仰出され

東のそふどふ
ハ野根山屯集
ノ事ナ云フ

のよししたゞ長州を御よくみのよふて候朝敵なれハ征伐をむるがよ
 ろふ誠ま〜恐れ入た事長州ハ朝敵なれハ朝敵ニしておゐて御國と
 ふぞ官軍よてどこまでもいゝねハならん今のよふな事よてハ官軍も朝
 敵もならねたゞのひより見筒井順慶なるへし誠ま〜なさけなき事も
 ふ死んでしまふがよろしく候扱伊藤の子京よて討死のよし誠ま〜けつ
 こふよて候京都よて朝敵の會津を討て死だれハ是より上の死よふハ有
 ましく候それよ△

(以下原書断缺)

伊藤甲之助和

八月三日夜ト
アル文ニツ
ケカ

○元治元年八月初旬カ (河野萬壽彌ヨリ小畑孫三郎へ)

大略御推續々々々
昨夜分へ書添へ

一川曰ク自分ハ盟約之處ハ今ニ置キ後悔不被致ハ至善ニ止マリレト被存
 テ被居候ヤ 答私愚昧ニシテ如何ニ昨年以來御諭シノ處萬方ニ愚慮仕
 候テモ誓約之於義ハ仰デ不耻天伏テ不耻内^{地脱カ}不愧心ト存申候 川曰然

川ハ徒目附
 川ハ河野萬壽
 彌ヨリ
 答ハ文或ハ慶
 應元ノ頃ナルベ
 シ月

即チ止于至善ト云モノナリ夫デハ御上ヨリケ様御就念^{懸力}被仰付候カ不當
 ト云フニ相成ル譯ナリソヲデハ有リマスマイト云テ古例アルヤ否ヤト
 云テ大ニ喧シ又易ヲ引タリ何カ萬緒論談ス

一川曰御自分トモノ處朋黨ト御見附被仰付テ申分有リヤ被^{懸力}申出ニハ一点
 之私ヲ不抱盡忠之爲ニ印ヲ立テラレタトナレドモ已ニ誓中人ニ不義不
 忠ノ者モアリ又今ニナリテハ大ニ後悔シテ居ル者モアルナリ 答私文
 旨ニシテ明黨之字義シカト不存候得ドモ先ツ忠黨義黨ト可申欲又君父
 ヲ捨テテモ亡命イタス様ノ不義不忠ノ者ノ有之ハ毎々申上候通實ニ言
 語ニ絶タル反覆之者共ニテ是ハ如何ニモ心外至極ノ義ニテ實ニ難頼ハ
 人心に御座候 川曰只今反覆ト被言シハ定テ後悔ヲシテ居ル者ヲサイ
 テ言ハル、デアロウ屹度聞キ處ナリ益其處ニヨイテハ御疑ガ立ナリ
 答是ハ存掛ザルヲナリ私反覆ト只今申上候ハ爲君盡忠爲父兄盡孝弟ト
 屹度誓約セシニ忽チ夫ヲ忘却シテ後君父スル處ノコトニテ御座候只今

被仰聞ルニ後悔ヲシテ居ルト云者共ハ實ニ爲私ニハ先覺^{不カ}之者ニテ有之
ント大ニ耻敷^コニテ中々反覆ト申譯ハ無御座候 川曰不然反覆ト云ハ
左様ノ處ヘハ古語ニモナイ^コ文章ニモ書カヌ^コナリ 答私文旨ユエ字
義ノ處儘ニ不相辨候エドモ反覆ハカエリクツカエルト云ワケニテ爲君
ニ盡忠^コト約セシ物カ夫カウラ反リテ不忠不義ノ行ヲナスコレ前約ト
表裏ス即チ反覆ノワケト思ヒテ申上候^コニテ畢竟不調方ノ^コニテ申上
様ノワルキカラ御聞違ノ^コニ相成シト存申候

一川曰只今被申忠黨義黨ノ處ハ決シテ無據ナキ^コニテ黨ト云ヒ忠ト云フ
^コモ義ト云フ譯モナキ^コナリイヅレニモ數々申合誓約セシハ朋黨ニ相
違ナシ蘇東坡ナドハ醇正ノ人デハ無ケレドモ尙國ノ害ハ朋黨ヨリ大ナ
ルハナシトイヘリ能々朋黨ニ相違ナイト云處ヲ思慮セラレヨト云テ古
例ヲ引古事ヲ引千萬教諭スドフモ能辨^マヲ極ム感心々々

眞足、河野高
壽彌

一眞足愚按スルニドウモ盟之處依之此正忠ノ功ヲ奏シタト云^コモコレナ

ク却テ不義ノ徒多キユエ事ノ殆ド不分明何分不行届^{貴カ}之攻ハ被免間敷哉
然バ斯相成候上ニ其正忠深切之餘リ盟セシ^コナレド私黨ト見附ラレ
仕方ナシト云テハ如何
(上田開馬藏文書)

コノ文亦タ或
ハ慶應元年正
月二日ノ頃ナ
ルベシ

○元治元年八月初旬カ (前書ニ對スル小細孫三郎付箋)

我カ誠心ノ動カス變ズ間布^コヲ 神明ニ誓フ^コハ決テ非事ニアラス又朋
友交際ニ於テ互ニ善ヲ責メ君父ニ事ル忠孝ノ道ヲ討論切磋スル^コハ孔門
教育ノ第一義ニテ先哲ノスル處又非事ニアラサル也然ラハ往年天下騷擾
ノ時ニ當テ邦君ヘ忠ヲ盡^{サ脱カ}シカ爲尙其赤心ノ變ス間布^コヲ我徒ノ 神明ニ
誓ヒシ^コ且朋友ト天下ノ形勢ヲ論談シ一朝^コアラン時ハ挺身シテ國君ノ
爲ニ御厚恩ヲ報^コフ^コヲ討論磨勵セシ^コハ決テ非事アラズト云^コハ獨リ 神
明ニ誓ハズシテ衆ト共ニシ朋友ノ交際及君ニ事ルノ道ヲ磨勵スルニアラ
スシテ盟書ニ姓名ヲ書セシ處ニ至ツテハ其誠心ノ發スル處ハ上ニ所謂壹

人 神明ニ誓ヒ又孔門諸子ノ朋友交際ニ於テ君ニ事ルノ道ヲ磨勵スルノ
 意ニ不異聊耻ル處ナシト云凡他人ヨリ其跡ヲ以テ論セラレ形ヲ以テ評
 セラル、時ハ無據止於至善トモ云ガタク聊間然スルヲナシトモ云カタカ
 ルヘシ然則至誠上ヨリ意ノ發スル處ハヨシト云凡形ニアラワレ物ニ應ス
 ル處ニ於テ朋黨ノ嫌ヲヒテ受テモ少シク辨解シガタキ處アルニアラズヤ
 然ラハ聊思慮ノ行届カヌ處アル乎後日ケ様ノ嫌ヲ受ルト云處迄思慮ノ不
 行届ハ所謂不手足不行届モ可云乎依テ熟々思フニ本文ニ有之如ク向ニ
 又至善ニ止ツテ居ルノ積リカト云ハ然リモ云ガタカルベク又朋黨ノ御見
 付ヲ被仰付テモ申分アルマイト云ハ、決テ朋一ニテハ無之只赤心ヲ表ス
 ル爲 神明ニ誓ヒシ也ト何ツ迄モ云張り自身ヨリ朋黨トハ云ヌ譯ナレモ
 御見付云々ト云ハルレハ仕方ナシ是則前件之止於至善之意ノ發スル處ハ
 ヨシト云凡形ニアラハレ物ニ應ズル處ノ不盡善處アルガ故之依テ向後御
 見付云々ト云ハ一人 神明ニ不誓只朋友ト君ニ事ル道ヲ討論磨勵セズ

シテ云々セシ處ニ至テハ後日跡ヲ以テ論セラレ形ヲ以テ評セラレ朋黨杯
 ト云ノ嫌ヲ受ヨヲカト云處迄ハ考ノ行届カズ一圖ニ忠誠ヲ而已思フテセ
 シト然ルニ今日如此ツマツキ候テハ至誠至忠ノ心ヨリ爲セシトモ却テ
 朋一杯ト云ノ御目付ヲ受ケ候段畢竟不智短才ヨリ其節ノ仕方不手足ニテ
 後日ケ様ノ御嫌疑ヲ受ヨウカト云處迄思慮ノ行届カサリシハ如何ニモ愚
 智短才トハ乍申心外至極歎息泣血ニ不堪候被仰聞候處ハ何分形跡ヲ以テ
 朋一云々ト被仰付候得共何卒心事御賢察被仰付度奉願候乍然今日御見付
 云々ト被仰付處ニおゐてハ其節ノ仕方愚智短才故思慮不行届不手足ニ亦
 後悔罷在_居申候

何分不行届不手足位イノ處ハ云ハテバナルマイカト奉存候尙得ト御厚
 考奉仰候大取急前後轉倒重復モ有之難分御推計奉存候_願 正路

(上田開馬藏文書)

○元治元年八月十日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

今晚のみたしりにとゞき候先くみかゞさぬ御き々んそあふじ宛て
度そんし候爰元かくだんの事もなく候まゝ氣遣有間敷候扱今晚聞候へハ
明日也

山内豐範元治
元年七月晦日
左近衛權少將
ニ任セラル

〆、横目ノ符
岡田以藏宜振
獄ノ下番佐藏

太守様之御悦有之候よし何の御いじりやふえれ不申候へともいよくと
申事よて候とふぞく其御いじりニ引當みかゝかるくまむよふなれハ
とそんし候へとも中くいくまゐるとそんし候々ふ出候四人もみかゝ
ころさる事ハあるまゐりと存候えりし二人やどゑころされ候りと存候
ころされる人々ちきにえを申候再吟といふて口書よみ聞て其後又ふたゝ
ひ吟味よ出申候々ふも出た岩次といふぬを人ハころされるガよて再吟よ
て候再吟ハ此の前よてなむよてくゞりガ二人もゞだてをとりて吟味場
へつせ出し申候々ふ出た四人もころされる人ハ又ゞ再吟ニ出るきに直
ニえれ申候扱以藏のつられりわのあつき事ハさきに佐藏がそとへ出候處

先生へよろしうに云てくれへと言つけ候よし誠よくくあきれ申候宰
番なとが聞ても誠よあんな奴がことつけなどしてハ誠よくく見るうてた
まふん實ニあまり事なやつよて候扱先かくたんの事もなくあふくめて
度りしく

十日之夜

より 太

おと乙との

一姉上さぬへよろしく

前のおちさん
ハ島村壽之助
繁生前ハ出産
前ノ意カ

前のおちさんも御き々んよきよし先くめて度候又おそさぬの御繁生
前の上しめて度事よて候いかさぬおそさぬなどの御心中察入申候御祖
母さぬ初外何あへもよろしぬ御申傳へ有へく候りしく (上田開馬藏文書)

○元治元年八月十二日 (瑞山ヨリ獄外同志へ)

十二日ノ詰

〆ハ目附、
森、大目附森
權次、小目
附野中太内

七兒、岡田以
藏言、自白ノ
意

一七兒ノ虚言ハ本精ノ事而已ナリ其余ノ事ハ七兒ノ虚言等ノ都テ不言
七兒虚言シタレハ云フ譯ナリ
(上田開馬藏文書)

◎目附、シマ
ツ、野中太内、
林、林勇カ
◎、目附ノ問
△、瑞山ノ答

本間、本間精
一、郎暗殺一件
大坂ノ一、井
上佐一、郎暗殺
一件
愚弟、田内衛
吉

○元治元年八月十三日 (瑞山ヨリ獄外同志へ)
十三日◎シマツ林 例之通り大畧ナリ御察◎思慮セラレシヤ△昨夜快寢
不仕實ニ愚昧ノ極只々落涙而已ノ之昨日被仰聞候筋モ畢竟愚故ニ聞違
モ有之又申上ル一モ不辨故心事ヲ不盡今日ハ申上ル筋何卒相分リ候様可
申上先最初御尋ノ本間ノ一可申上此ノ事ハ私ノ了簡違ニテ其節申出ヌガ
御爲ト一ト筋ニ存シ込シ一誤リ大坂ノ一ハ既ニ愚弟云々ノ旨何トモ驚愕
ノ至リ私ニ於テモ實ニ奉恐縮一之又同志ノ者云々ノ一其亦御疑ハ御尤ナ
レド全ク私ノ常ニ議論等仕候者ハ一人モ其内ニ無之一ト通り心易キ者或
ハ弟子ナトニテ候然ニ此ノ者共右等ノ惡心ノ者トハ嘗テ不存故ニ追々御
上京ノ後ニ至リ度々議論モ聞シ一アリ實ニ不明極耻入申候云々◎今日被

ンマク、巧ニ
トノゴト

云筋ヨク相分ルナリ然ハ心中ニ於テハ忠義一片ナレド形ニ於テハ免カレ
ン一故ニ同様ノ罪ヲ受ケテモ申分ナキト思ウカ△同様デナキ故ニ同様ノ
罪ハ受ケル道理ナシ◎地ヲ替テ考候時ハイカニ△大意ヲ云へハ同様ノ論
ノ者ノ内ニ惡事アリ殊ニ同宿ノ者骨肉ノ者アレハ疑ウナリ夫ヨリ其實ヲ
探リタレハ惡物ハ惡物善物ハ善物ト分明ス私儀ハ右不明不行届ノ一ハイ
カニモ致シ方ナシイカ様被仰付テモ申分ナキ之然ニ右惡行ノ同様御見付
ノ義ハ存シ懸ケナシ◎先ツ木曾義仲ノ臣兼平院ノ御所ヲ燒云々心ハ忠ナ
レト形ニ於テ其罪ヲ受テハ足ラント云様ノ形ノ事ノ之△心ニ惡クナシ行
ニ惡キ仕業ナシ右ノ筋ニ御見付ハ恐レ入ル一之ヨク一御賢察ヲ仰之
右ノ筋甚都合ヨク誠ニンマク云ナリ奴カ云様ニ得書キ盡サズ◎云ニ脱
人アリ謀反人アリ人殺シアリ實ニ甚シ其ノ内ニテ誰カ見テモアナタガ
頭取ト云云々實ニ言語同斷ノ語ナリ嗚呼甚シ京都ノ夫レ一尋子ラレ
タレド一ツトシテ惡シキ一ナシ是等ハ諸君へ御咄シ申テ入用ナキ一ニ

おと乙との

御姉上さぬへよろしく

このりし番人よもらぬ候まゝ小供も御やりこの本前へたしりに

(武市家文書)

○元治元年八月中旬カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

この間の御とふく敷みあさる御きりんよくめて度そんしり私
事次第ニこゝろよく相成くつろき申候もそやふだんのとふりニ相成候ま
少もく御氣遣つあひされましくくれくそんしり扱きのふも
ふもぎんみよ出申候もそやぎんみもいう事のまみ候様ニそんしり先
く以藏ガ云た事の暗れ候様ニ存りこれのそのまほの事とそんし
り私の見るきと云處を以藏ガ人をころした事を聞たれをい出ねハ
ならん處をその氣がつりざつたといふ事と又出ほんなどまるよふな見る
き人とこれまで付キあひよつたその見るき事をえらざつたといふ事をあ

岡田以藏

りよて御坐候それゆへまこしもおそるゝ事ハなく候へともいまの御役人
ゆへどんなつみを付るやら知れまといろくそんしり先かくかく
たんの御まかしもなしあらく申上り又近くの内下番やり申候め
て度

よ
り
太

姉上さぬ

おと乙との

前、島村家

この文前へ御とくけ

(武市家文書)

○元治元年八月十六日 (田内衛吉ヨリ小笠原保馬へ)

七以、岡田以藏、河野萬壽彌

十三日ノ守、慥ニ同日落手仕候シカルニ段々御國ノモヨフ不安七以ガ白狀
ニ依テダンく入獄實ニ血泣々々モトヨリ以死正ニ死シ申候間御安心々
々々シカルニ端盟書申出之義先日ノ約束トチガイ益ナド先約ノ通兩度申

武市瑞山關係文書第一

五百六十一

出候様左候得バクイチガイ候故此後ノ心得ト相察シ此度端申出ノ所隣獄
 之孫益へ見セ候處衛孫三ナド先約ノ通不知ト申合ノ由ニ付何卒右掛合ハ
 出來マイカト相談ニ付衛ガ方ヨリモヨキ下番有之趣ニ候間請合申候尤益
 掛合ノ事別紙ニ相認候間開覽ノ上承知ニ候ハ、嶋外方へ御出掛合宜敷
 御頼申上候ムツカシク候ハ、仕道無御座候
 扱村忠以ト對決ノ在之由聞申候哉實ニ切迫不安時勢嘸哉々々心痛察入申
 候大取急キ乱筆御察讀奉頼候
 八月十六日

井手

村忠、村出忠
 三郎
 以、岡田以藏
 樋口眞吉日記
 二、八月十一
 日(元治元年)
 町便狀達ス久
 松喜久、馬森田
 三郎、岡本次郎
 四人、岡本以藏
 申口ニヨリ疑
 族御預道テ揚
 屋入又本獄ニ
 入ルレト見エ
 タリ

鏡川君
 今一度御返事奉願候十九日ノ夜番參リ申候

○元治元年八月十九日カ (瑞山ヨリ獄外同志へ)

○ハ目附、眞
 邊榮三郎、森
 權次

十九日出大息々○惣揃 眞榮專云偶々森モ云外無言ナリ 大略

元敬、大石彌
 太郎

○是迄被云出始終隠してをらるゝ先初より承りへくと云抑修行ニ出し事
 方問△以前之通り夫々答タリ○江戸ニる長州人ト相交リ時勢ヲ聞夫方
 長人ト約束せし事あるべし△約束せし事都てあし此ノ下類ル疑フ様子ナリ
 ○然は江戸ニる申出てよき事ニあらずや△其節元敬ナド相談セシハケ
 ケ程之大事ニ付歸りて親しく申出事當然幸野拙自力修行之身ニ付外に
 少々自用も有之ニ付歸リタリ江戸ニる元敬方申出る譯ト心得しなり

平井善之丞
 小南五郎右衛
 門吉虎、吉村寅
 太郎

○平井へ參りし筋如何ニ又小南へ參り候筋如何ニ△先達之通り答タリ
 ○吉扁長州へ參り夫より歸り長州方書狀も參り候よし如何ニ△左様之
 事なし成程扁太ニ面會せし事あれど長州などへ參りて後に逢し事都て
 かし○元吉切られし後比島山へ會スエ儀有リしよし如何ニ△都て知ら

元吉、吉田元
 吉

す○是ハ只之風説と云譯にてあし△以前も其事御尋あせと左様の事
 都て知らは○大坂ニる之事不知とあ如何ニ△露知らは○知らんとは云

大坂ニテノ事
 井上佐一郎暗
 殺一件

弟、田内衛吉
八兒、岡本次
三郎、森田金
三郎、村田忠
三郎、久松喜
代馬、事
本間、一、耶暗
本間、一、耶暗
殺、守、山内
豊、大、守、山内

以藏、岡田以

われん已に弟も又皆弟子且同志之者なり△先日以來申出る通りニ弟八
兒ハ其内一番年も参リし者なれど野生全ク心易クせ及森金村忠是又
同様ナリ喜代ハ弟子ナレド時勢論なとせし事都てなし◎然も本間之事
ハいかゞ△是は先日申通り了簡達なり其節也

太守様被爲奉

天朝方深御依頼之 勅を仰御滞京初之時ニ左様之事天下ニ顯候時必
御名之悪しき事ト存ゼしなり◎然ニ右等之事致ス者其儘ニ致し置候ハ
其上如何程之大事ヲ仕業スル計リ難キ譯ナリ内々以藏ニ屹度異見ニ
も致ス譯ナリ△以藏ハ見限り居し事故何も不申◎見限り居たと云へ
ど上之御大事ヲ思へは異見ハせねはならぬ譯ナリ此ノト六ツク△是は何
分了簡達なり◎又本間之事ハ其元之差圖と憶ニ以藏が云イ出ておる△
例之虚言なるべし種々辨◎以藏偽云なれど悉く偽りなし大坂之事も明
白なり△都て合点ゆか後野生事我悪事ありながら夫を蔽隠ス様之者ニ

てもかしよく御賢察ヲ願ナリ◎成程左様之人とも不思候へとも見
通しにおひて知らぬ事ハ決してなきナリ元より悪しき事と思ひてする
事ニてもあるまし忠情ハ出しに相違有るまい△成程私其場へ出會て
居たとト申彼何ぞ掛り合し事あれば真ニ知らぬ事ニも知らぬと申事
立難キ譯もあれと真ニ露知らぬ事ニ致し方なし◎皆く同盟迄去て
おる其内の人之せし事知らぬ事はあるまい△盟は兼申通り云々既に
老公へ御覽に入焼き捨夫カサツハリせぬむかしあり殊ニ又八兒村忠久
喜加脱カなど又弟なども盟せし者にあらず追々京に而盟せし者歟と覺ゆ平取
是等之處事實に於只今ニも八兒ナド御詮儀有之候ハ相分ル
なり◎然れども被云處ニおゐて決して疑ひ晴れず知らぬ事之有るふ理
なし

但盟事ハ夫方云ハズ只知ラヌコハナキト色々様々性シホクノツマヌ事ヲく
リ返シシ頗る長し

△形ニおゐて御疑ヒイカニモ御尤ナリ然ニ事實ヲ右申ス通りニ相違な
く候間幾重御明察ヲ希なり○云々る、處ニおゐて決して疑ヒ晴れず尙
々思慮云々終ル

眞榮、眞邊榮
三郎
森、森權次

右之外種々之事を云なり大意右之通り中々眞榮頗ル口ブテヲホフなりニ
タマラン、森ハ靜ニ事ヲ分ケをり、云なり
元ト眞榮之時ニ御互ケ様相成候事故罪なければ自分之落度故欲獨り疑を
決してをる様ニ云ナリ中々、

中須未按

中須之書之通り或程今が初かともおもわれ申候尙見通り爲御聞奉願候
矢張此間之通りニ別ニ確證ハナシ云ウ處之ツママル所ハ本間事ハ大坂
事知らぬ事ハなきと云なり
外之事ハ格段なし

(上田開馬藏文書)

○元治元年八月十九日

(瑞山ト眞邊榮三郎
耶應答書ノ附箋)
(瑞山ヨリ島村善之助へ)

◎目附眞邊榮
三郎

◎大坂ニテ稻荷へ會シテアル由イカニ△其コアリ是ハ
太守様御不例ノ處御全快最早御湯等も被爲遊候由御側醫ノ咄ト云然ニ御
上京ノ被仰出ナシ然處

谷守部、後子
爵谷干城

天朝ニハ 太守様御上京大ニ御待被爲遊候旨谷守部京ヨリ
來リ聞キシニ付御快氣被爲
遊候ハ、早速御上京被爲遊筈之處都テ其御沙汰ナキ故惣分御供之者イカ
、ト存シ込一同伺ヒ出トノコニテ右稻荷へ會シ居タリ私コハ右稻荷へ會
シ居ルト云コヲソク承リ候ニ付直様參リ見候ハ、果シテ會シ居タリ依テ
一同御役人ナドヘヲシ掛ケ參リテハ不宜ニ付差扣ヘ可申ト一同へ論シ右
御上京ノ御沙汰ナキ云々ノ筋野生罷出伺ヒ可申ト申論シ直ニ御陸目付へ
其旨伺出候處一兩日之内被仰付トノコニテ一同大ニ安心シテ歸リタリ
◎右ノ集リシ社中ハドンナ人ゾ△色、ノ人入交五郎藏ナド其内専ラ入
ケ間敷申居タリ夫夫人ハ不覺其内ニハ知ラヌ人モアリタリ

野生、瑞山

(上田開馬藏文書)

○元治元年八月十九日 (瑞山ト眞邊榮三郎ト應答附箋)

平井、平井善
之丞、目附眞邊
榮三郎、大石彌
太郎、大石彌
太郎、小南五
郎右衛門

一平井へ立寄りシト云フ○素ヨリ心易キ人欲イカナル譯ゾ△未タ面會セ
ヌ人ナレド江戸ニテ元敬ヨリ聞世ニ君子ト呼フ人物ニテカホドノ大事
ハ耳ニ入度思フニ付道ノ側故一寸立ヨリ咄シヲケトノヲニテアリシ
一○小南ハイカナル譯ソ△此ノ人ハ他邦ニ名アリ薩人ヨリ度々イカマ暮
シ居ル哉ト尋テラレタリ夫故ニ尋テ時勢ノヲヲ談シタリ
一○江戸ニテ云イ出シハ元敬カ△野生ノ元ト右ノ時勢ヲ聞キシハ元敬ナ
リ夫ヨリ元敬同道ニテ長薩^{藩カ}へ出合タリ故ニ江戸ノヲハ何ニヘン元敬心
得シト素リ元敬ヨリ時々云イ出ルト心得居ルトニ野生ハ自力修行
ノヲ故不取敢御國へ右見聞ノ形申出ルヲ當然ト心得歸リシナリ

(上田開馬藏文書)

○元治元年八月十九日 (田内衛吉今橋權助ヨリ島村壽太郎へ)

秋冷相催候處

尊公様愈御安全御暮可被成奉大賀候隨而兩人共無異送日仕候間左様御放
意可被仰付候

好カ不明
抄天下形勢益不穩^肝口國ニ蔓^マリ衰乱の世の習とハ乍申實ニ歎敷次第ニ御
坐候扱御國も同様是には筆お^マ投し申候御心痛奉察入候扱岡以過日拷問之
節様々の事共口外仕存掛あき人數々獄入ニ相成實に不安次第ニ奉存候定
る此一條モ追追吐露可仕事と奉存候不忠不義不孝不容天地乃大罪人如何
様之事ヲ吐露致共不限厭不申候得共以印申分ニ依テ五十人一同ヲ詮義ニ
相成可申与奉存候左なく共彼三ツ口ヲ於京師同行斷候儀ニ急度子細可有
ト追々嚴敷御吟味被仰付候様ニ御座候間顯然同行ヲ斷リ候段ハ一同ヲ聞
合セニ相成可申事ト奉存候間何卒御周旋ヲ以一同へ御掛合置被仰度奉願^{付脱カ}
上候須崎組に別して心得居候様御通達奉願上候去冬檜清御吟味之節彼
須崎へ參リ居候ニ付其地の人方も彼か人とあり承ルト答へ居申候ニ付公

岡以、岡田以
八月十三日
元治元年
田忠三郎、岡
本次郎、久松
喜代馬、森田
金三郎入獄
以印、岡田以
藏三ツ口、兎口
坂本瀨平ヲ云
フ

檜清、檜垣清
治